



東京 2020 ゴールドパートナー（損害保険）

超ビジネス保険

「超ビジネス保険」は、「事業活動包括保険」のペットネームです。

事業活動
全般

お客様の
ご要望に合わせた
補償が選べるジョ。



東京海 ジョー

経営者の皆さんへ

保険に関して、こんなお悩みは

1.

色々な保険をかけているけれど、
補償のモレやダブリはないのかなあ…

2.

必要な補償を
自由に選びたいなあ…

ありませんか？

3.

保険料は抑えたいなあ…

4.

契約手続きがわかりにくいし、
契約が多いと管理が大変だなあ…



そんな
お悩みを
解決するのは…

事業活動を取り巻く様々なリスクをまとめて補償する、

超ビジネス保険!!

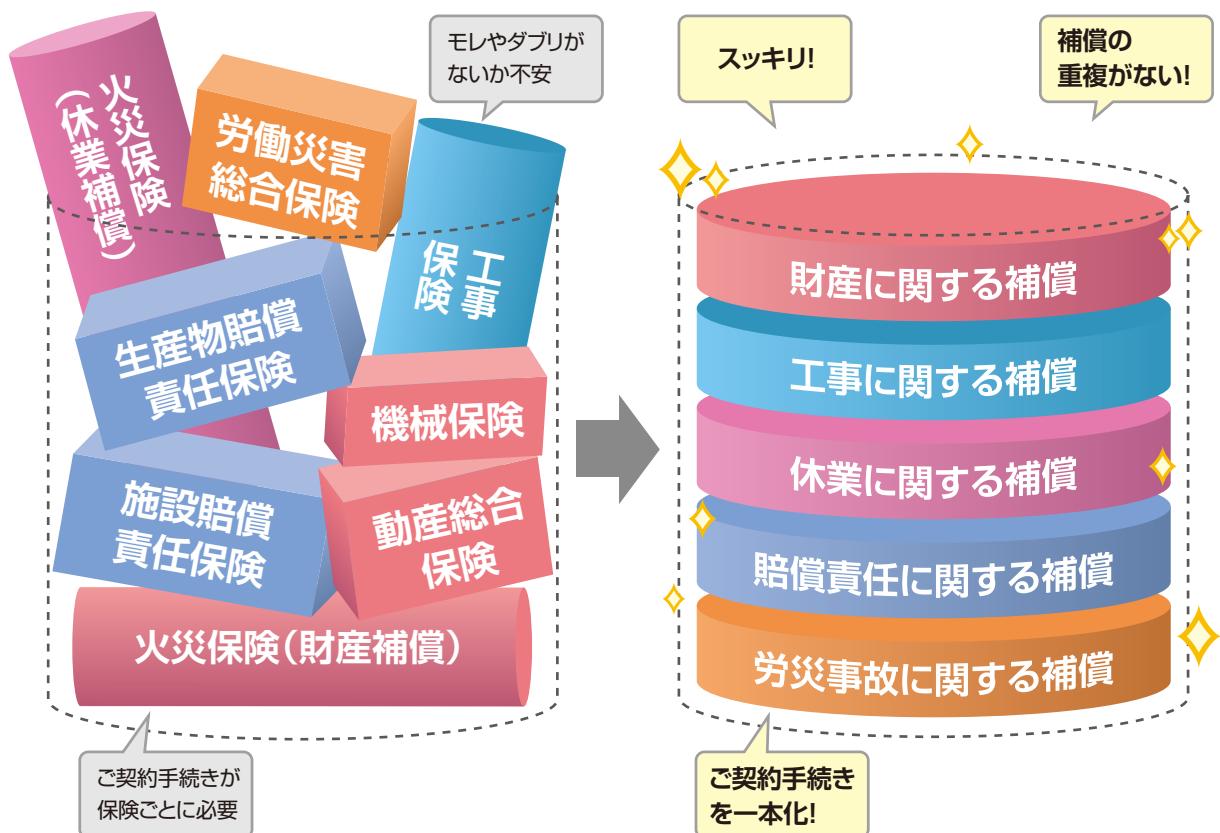
メリット
1

モレやダブリなく、1つの保険でまとめて補償します！

お客様に必要な補償を1つの保険にまとめました。

従来の保険契約

超ビジネス保険



メリット
2

お客様のご要望に合わせて必要な補償を選択できます！

様々な業種に対応できる補償のラインナップをご用意しています。

その中から、お客様の抱える様々なリスクや希望される補償にあった保険を設計できます。

超ビジネス保険の 4つのメリットをご案内します。

メリット
3

各種割引制度があります!

お客様の保険料のご負担を軽減する割引制度をご用意しています。^{*1}

*1 地震危険補償特約および地震休業補償特約の保険料は割引の対象外です。

条項セット割引

始期日時点で、以下の補償の中から、異なる2種類以上の補償をご契約の場合^{*2}

財産に関する補償または工事に関する補償
(財産補償条項)

休業に関する補償
(休業補償条項)

賠償責任に関する補償
(賠償責任補償条項)

労災事故に関する補償
(労災事故補償条項)

このうち

2種類ご契約で

3%割引!

3種類以上ご契約で

5%割引!

*2 財産に関する補償で「特定敷地内限定方式」または「特定建物限定方式」を複数ご契約いただく場合(詳細は、P.48をご参照ください。)は、ご契約ごとに条項セット割引の適用可否を判定します。

Tプロ割引

始期日時点で、以下のいずれかに該当する場合

①東京海上日動のTプロテクション^{*3}
または超Tプロテクション^{*4}をご契約の場合

②東京海上日動のTプロテクション^{*3}
または超Tプロテクション^{*4}の団体
契約(あんしんプロテクトW、経営ダブルアシスト等を含みます。)にご加入の場合

*3 正式名称は一般傷害保険といいます。

*4 正式名称は業務災害総合保険といいます。

3%割引!

自動車優良割引

始期日時点で、10台以上の自動車を東京海上日動幹事の自動車保険でご契約^{*5}の場合

*5 優良割引適用のフリート契約^{*6}に限りります。

*6 フリート資格審査期間(総付保台数10台到達日から第1回料率審査日の前日までの期間)中の場合は、各自動車のノンフリート等級割引増率の平均が割引となれば優良割引適用契約とみなします。

3%割引!

条項セット割引・Tプロ割引・自動車優良割引は併せて適用されます。

メリット
4

お見積りやご契約の手続き、ご契約後の管理が簡単です!

お客様の業種と売上高をご申告いただくことでお見積りが可能です。^{*7}

1つの保険にまとめられるためご契約の手続きやご契約後の管理が簡単です。

STEP1

業種と
売上高(完成工事高)を
お伺いします。^{*7}

STEP2

おすすめプランを
お見積りします。

STEP3

お客様のご要望を
お聞きし、お見積りを
ご提示します。



*7 財産に関する補償をご契約いただく場合は、建物、設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等に関する情報についてもお伺いします。
また、選択される補償やお客様の業種によっては、他の情報をお伺いする場合もあります。

事業活動を取り巻くリスクはたくさんあります。 超ビジネス保険は様々なリスクを1つの保険

財産に関する補償

お客様の所有する財産に生じるリスクを補償します。

→ 詳細はP.9へ

工事に関する補償

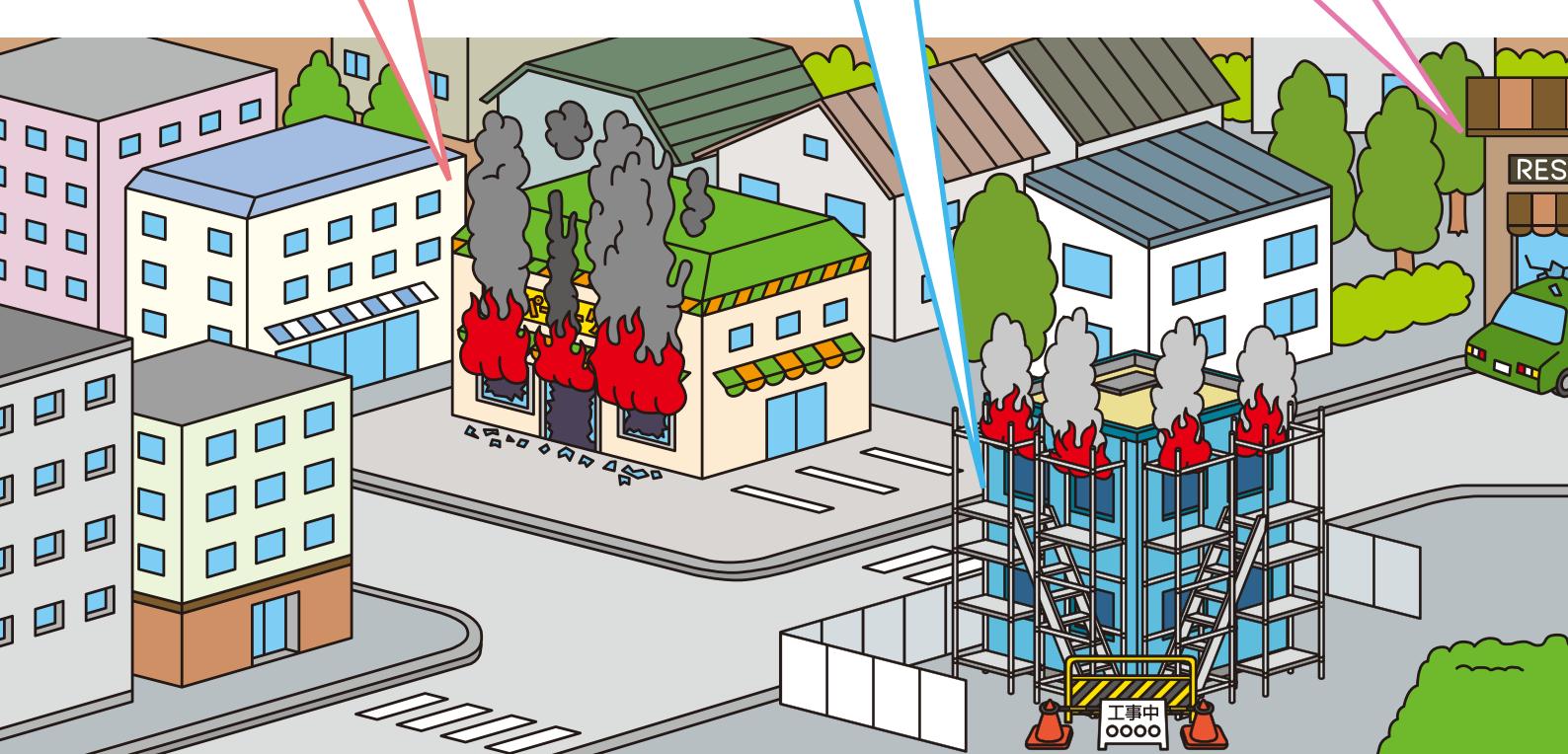
お客様の工事現場に所在する財物に生じるリスクを補償します。

→ 詳細はP.21へ

休業に関する補償

お客様の営業が休止または阻害されることによって生じるリスクを補償します。

→ 詳細はP.25へ



事業活動を取り巻くリスク例

製造業の場合



財産に関する : 工場建物の屋根が台風による強風で破損リスク

休業に関する : 電気・ガス・水道設備の火災による損壊で休業

賠償責任に関する : 製品の欠陥が原因でユーザーがケガリスク

労災事故に関する : 工場の生産設備に従業員が手を挟まれケガリスク

建設業の場合



休業に関する : 本社事務所が車両の衝突によって使用不能となり、営業を継続するため仮事務所の借入費用等が発生

工事に関する : 台風により建築中の建物が倒壊リスク

賠償責任に関する : 鋼材が落下し、下を通りかかった車両が大破リスク

労災事故に関する : クレーンが倒れ作業員が下敷きになりケガリスク

でまとめて補償することができます!

賠償責任に関する補償

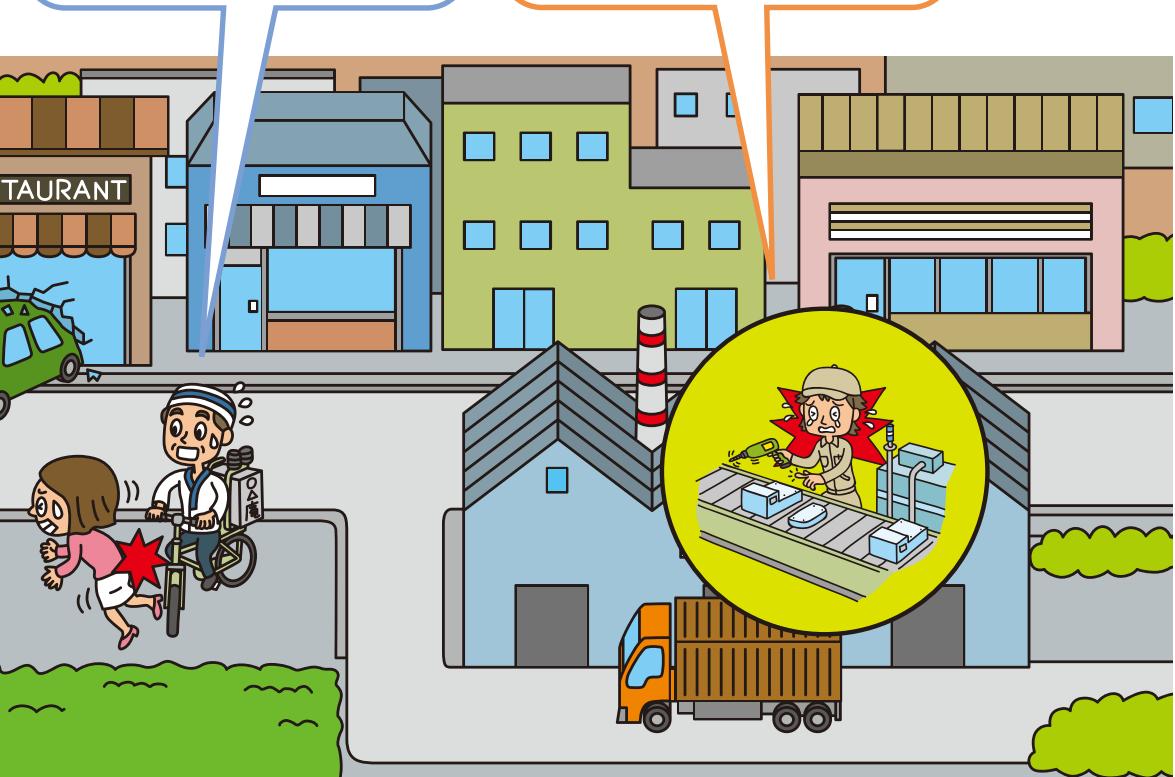
お客様の事業活動に伴う賠償責任に関するリスクを補償します。

→ 詳細はP.32へ

労災事故に関する補償

お客様の事業活動に伴う労災事故に関するリスクを補償します。

→ 詳細はP.43へ



小売業の場合



飲食業の場合



財産に関する: 店舗が火災により焼失
リスク

休業に関する: 店舗への車両の衝突による
リスク 休業

賠償責任に関する: 店舗の床が濡れていて、来
リスク 客が転倒

労災事故に関する: 従業員が通勤中に交通事故
に遭いケガ

財産に関する: 現金の盗難
リスク

休業に関する: 食中毒の発生による営業停止
リスク

賠償責任に関する: 従業員がコーヒーをこぼし、来
リスク 客がヤケド

労災事故に関する: 従業員がデリバリー中に転倒
しケガ

事業活動を取り巻く リスク一覧表

P.7～P.8

財産に関する補償

P.9～P.20

工事に関する補償

P.21～P.24

休業に関する補償

P.25～P.31

賠償責任に関する補償

P.32～P.42

労災事故に関する補償

P.43～P.44

経営者の皆様への お役立ち情報

P.45～P.46

ご契約に関する ご注意事項

P.47～P.58

保険金をお支払い しない主な場合

P.59～P.66

用語の解説

このマークが付されている
用語について解説しています。
P.67～P.71

ご契約にあたっての ご注意事項

P.72

事業活動を取り巻くリスク一覧表

事業活動を取り巻くリスクには、ご覧のようなものがあります。
このシートを活用して、リスクをチェックしてみましょう。

本シートの
使用例

STEP
1

補償を検討したい
リスクをチェックして
ください。



STEP
2

チェックしたリスクについて、
超ビジネス保険の補償内容を
ご確認ください。

財産に関するリスク

P.9~20をご確認ください!

①～⑩のリスクはP.15 特徴2、⑪のリスクはP.19 特徴7にて詳しくご説明しています。

①火災、落雷、破裂・爆発による損害



②風災、雹災、雪災による損害



建物	
設備・什器等	
屋外設備装置	
商品・製品等	

③給排水設備事故の水漏れ等による損害



④騒擾、労働争議等による損害



⑤車両・航空機の衝突等による損害



建物

設備・什器等

屋外設備装置

商品・製品等

⑥建物の外部からの物体の衝突等による損害



⑦水災による損害



建物

設備・什器等

屋外設備装置

商品・製品等

⑧盗難による損害



建物

設備・什器等

屋外設備装置

商品・製品等

⑨電気的・機械的事故による損害



建物

設備・什器等

屋外設備装置

商品・製品等

⑩その他偶然な破損事故等による損害



建物

設備・什器等

屋外設備装置

商品・製品等

⑪地震、噴火、津波による損害



建物

設備・什器等

屋外設備装置

商品・製品等

工事に関するリスク

P.21~24をご確認ください!

①～④のリスクはP.23 特徴3にて詳しくご説明しています。

①工事現場の財物の不測かつ突然的な事故による損害



②保証期間中の修補作業の過失等による財物の損害



③工事現場への輸送中の資材に生じた損害



④管理物件に生じた損害



休業に関するリスク

P.25~31をご確認ください!

①~⑪のリスクはP.27 特徴2、⑫のリスクはP.31 特徴6にて詳しくご説明しています。

①火災、落雷、破裂・爆発による休業損失 	②風災、雹災、雪災による休業損失 	③給排水設備事故の水漏れ等による休業損失 	④騒擾、労働争議等による休業損失 	占有物件 ^{*1} 隣接物件 ^{*1} ユーティリティ設備 ^{*1} 直接仕入先・納品先物件 ^{*2}
⑤車両・航空機の衝突等による休業損失 	⑥建物の外部からの物体の衝突等による休業損失 	⑦盗難による休業損失 	⑧水災による休業損失 	
⑨電気的・機械的事故による休業損失 	占有物件 ^{*1} 隣接物件 ^{*1} 直接仕入先・納品先物件 ^{*2} 	⑩その他偶然な破損事故等による休業損失 	占有物件 ^{*1} 隣接物件 ^{*1} 直接仕入先・納品先物件 ^{*2} 	⑪食中毒による休業損失
⑫地震による完全休業損失 				

*1 占有物件、隣接物件、ユーティリティ設備の詳細は、P.53をご確認ください。

*2 直接仕入先・納品先物件の詳細は、P.31をご確認ください。なお、直接仕入先・納品先物件のみを補償することはできません。

賠償責任に関するリスク

P.32~42をご確認ください!

①~⑧のリスクはP.33 特徴4にて詳しくご説明しています。

①施設・事業活動遂行事故 	②生産物・完成作業事故 	③管理下財物事故 	④借用不動産損壊事故
⑤コンピュータ・ネットワーク事故 	⑥ソフトウェア開発業務等事故 	⑦情報漏えい事故 	⑧リコール事故

労災事故に関するリスク

P.43~44をご確認ください!

①、②のリスクはP.43 特徴2にて詳しくご説明しています。

①従業員への法定外補償 	
②使用者としての賠償責任 	

財産に関する補償

お客様が所有する建物、設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等に生じるリスクを



7つの特徴

- 特徴 1 お客様のご要望に合わせて様々な引受方式をご用意しています!
所有する財産を**包括して補償**することも可能です!
- 特徴 2 基本補償は6プランからご要望に合わせて
お選びいただけます!
- 特徴 3 評価基準を**再取得価額**とすることで、**修理、再築・再取得**
するために必要な金額を補償できます!
- 特徴 4 業務用の通貨等、預貯金証書の盗難による
損害を補償します!

特徴 1 お客様のご要望に合わせて様々な引受方式をご用意しています!

以下のフローチャートを使って、お客様のご要望に合った引受方式をご確認ください。

補償したい拠点数(事務所、店舗、工場、倉庫)

2拠点以上

建物外に所在する財産に対する補償は必要ですか？

必
要
または
保
険
の
対
象
が
建
物
のみ

不
要

建
物
外
に
在
す

日本国内に所在する財産を**包括して補償する**

基本方式^{*1}

をおすすめします。

詳細はP.11へ

必
要
または
保
険
の
対
象
が
建
物
のみ

特
定
し
た
1
つ

A 基本方式 建物外補償あり

保険の対象となる範囲	建物内		建物外	
	特定の敷地内	日本全国	特定の敷地内	日本全国
	○	○	○	○

B 基本方式 建物外補償なし

保険の対象となる範囲	建物内		建物外	
	特定の敷地内	日本全国	特定の敷地内	日本全国
	○	○	✗	✗

C 特定敷地内限定 建物外補償あり

保険の対象となる範囲	建物内		建物外	
	特定の敷地内	日本全国	特定の敷地内	日本全国
	○	✗	✗	✗

*1 「基本方式」は、お客様が所有し、日本国内に所在するすべての設備・什器等、屋外設備装置および商品・製品等を保険の対象とする必要があります（一部の拠点に所在する財産に限定することはできません。ただし、建物外に所在する財産を補償の対象外とすることはできます。）。

「基本方式」は「特定敷地内限定方式」や「特定建物限定方式」に比べ、保険の対象となる範囲が広がります。このため、「基本方式」にて設備・什器等または屋外設備装置を保険の対象とする場合は、保険料のご負担が増えます。なお、一定の条件を満たす場合に限り、「特定敷地内限定方式」または「特定建物限定方式」を複数ご契約いただくことにより補償範囲を限定し、保険料を低く抑えることができます。詳細はP.48をご参照ください。

*2 特定した1つの敷地内から一時的に別の場合は、「基本方式(建物外補償あり)」



会社の建物や設備、店舗で売っている商品に火災等で損害が発生した場合、元の状態に戻すには費用がかかるなあ。そういったリスクに対応できる保険はないかなあ…。

補償します!

特徴 5 高額貴金属等の損害を補償することができます!

特徴 6 7種類の費用補償で、事故に伴って発生する費用負担を軽減します!

特徴 7 様々な特約(オプション)をご用意しています!

各特徴の詳細はP.9~20をご確認ください。

所有する財産を包括して補償することも可能です!

等の所在場所の数)はいくつですか?

1拠点のみ

補償したい建物の数はいくつですか?

2建物以上

する財産に対する補償は必要ですか?

不要

の敷地内に所在する財産を補償する

特定敷地内限定方式*2

をおすすめします。

詳細はP.12へ

1建物のみ

特定した1つの建物および
その建物内に収容された財産を補償する
特定建物限定方式*3
をおすすめします。

詳細はP.13へ

方式



特定敷地内限定方式
建物外補償なし

建物外	
特定の敷地内	日本全国
○	✗

保険の
対象となる
範囲

	建物内		建物外	
	特定の 敷地内	日本全国	特定の 敷地内	日本全国
○	✗	✗	✗	✗

場所に財産を持ち出している間または別の場所に財産を輸送している間を補償したい
にてご契約ください。



特定建物限定方式

建物内		建物外	
保険の 対象となる 範囲	特定の 建物内	日本全国	特定の 敷地内
	○	✗	✗

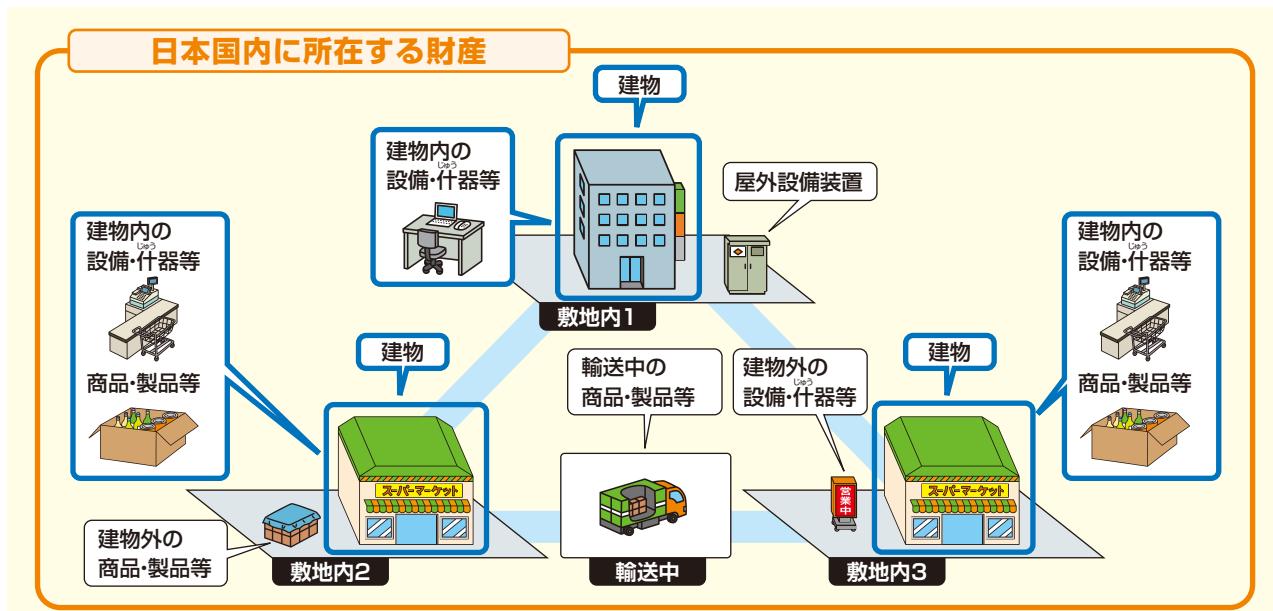
*3 補償したい建物の数が1つのみの場合であっても、建物外に所在する財産を補償したいときは、「特定敷地内限定方式(建物外補償あり)」にてご契約ください。また、特定した1つの建物から一時的に別の場所に財産を持ち出している間または別の場所に財産を輸送している間を補償したい場合は、「基本方式(建物外補償あり)」にてご契約ください。

財産に関する補償

基本方式

お客様が所有し、日本国内に所在する財産を包括して補償します!

- A 「基本方式(建物外補償あり)」で保険の対象となる範囲
■ B 「基本方式(建物外補償なし)」で保険の対象となる範囲



※保険の対象に含まれないものもあります。詳細は、P.47をご参照ください。

※お支払対象となる事故は、補償プランによって異なります。詳細は、P.15~16をご参照ください。



基本方式 建物外補償あり^{*1}

保険の対象

日本国内に所在する

- ①建物^{*2}
- ②すべての設備・什器等^{*3}
- ③すべての屋外設備装置^{*3}
- ④すべての商品・製品等



基本方式 建物外補償なし

保険の対象

日本国内に所在する

- ①建物^{*4}
- ②設備・什器等のうち、
建物内に収容されているもの
- ③商品・製品等のうち、
建物内に収容されているもの

*1 「基本方式(建物外補償あり)」では、建物外に所在する財産も保険の対象となるため、建物外の財産も含めた保険金額を設定いただけます(保険金額の設定方法は、P.49をご参照ください。)。

*2 保険の対象となる建物を選択することもできます。詳細は、P.48をご参照ください。

*3 屋外設備装置のみでご契約いただくことはできません。設備・什器等とあわせてご契約いただく必要があります。

*4 保険の対象となる建物を選択することもできます。詳細は、P.48をご参照ください。

※建物外に所在する設備・什器等、屋外設備装置および商品・製品等は保険の対象に含まれません。このため、例えば、屋外に所在する看板(建物の屋上または外壁に定着しているものは除きます。)に生じた損害は、補償の対象外となりますので、ご注意ください。

!
「基本方式」は、保険期間中に追加取得した保険の対象を自動補償します。

建物なら

保険期間中に建物を追加で取得した場合、あらかじめ東京海上日動へのご連絡が必要ですが、所有する建物すべてをまとめてご契約いただくと(建物包括契約方式)、万が一、取得時より後にご連絡いただいたときでも、取得時から翌月の末日までは自動的に補償します。詳細は、P.48をご参照ください。



設備・什器等なら 屋外設備装置なら 商品・製品等なら



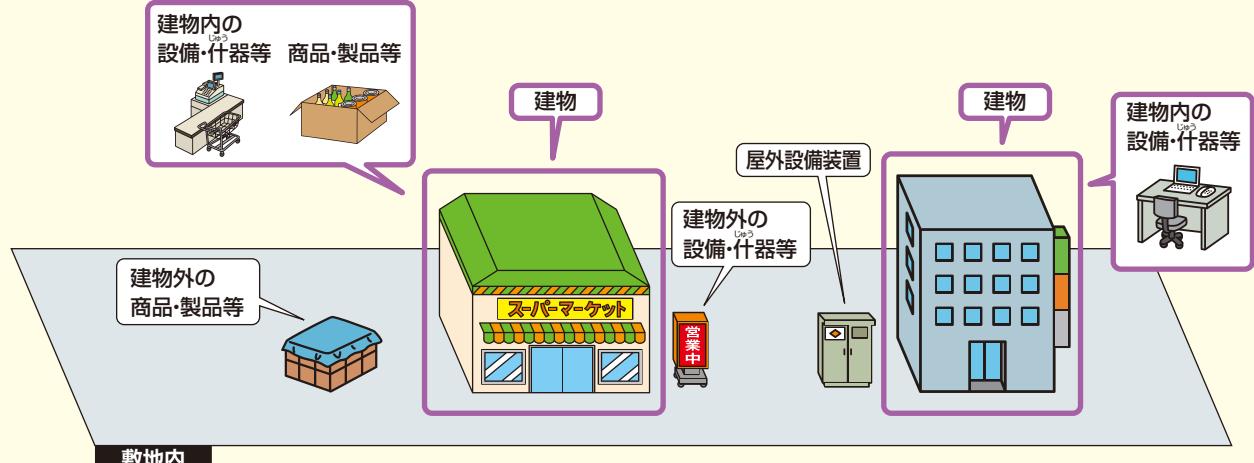
保険期間中に追加で取得した物も、自動的に補償します!
なお、追加で取得した際は、保険金額を必ず見直してください。

特定敷地内限定方式

お客様が所有する財産のうち、特定した1つの敷地内に所在する財産を補償します!

- : **C** 「特定敷地内限定方式(建物外補償あり)」で保険の対象となる範囲
 : **D** 「特定敷地内限定方式(建物外補償なし)」で保険の対象となる範囲

特定した1つの敷地内に所在する財産



*保険の対象に含まれないものもあります。詳細は、P.47をご参照ください。

*お支払対象となる事故は、補償プランによって異なります。詳細は、P.15～16をご参照ください。



特定敷地内限定方式 建物外補償あり*5

保険の対象

ご契約時に特定した1つの敷地内に所在する

- ①建物*6
- ②設備・什器等
- ③屋外設備装置*7
- ④商品・製品等

*5 「特定敷地内限定方式(建物外補償あり)」では、建物外に所在する財産も保険の対象となるため、建物外の財産も含めた保険金額を設定いただきます(保険金額の設定方法は、P.49をご参照ください。)。

*6 保険の対象となる建物を選択することもできます。詳細は、P.48をご参照ください。

*7 屋外設備装置のみでご契約いただくことはできません。設備・什器等とあわせてご契約いただく必要があります。



特定敷地内限定方式 建物外補償なし

保険の対象

ご契約時に特定した1つの敷地内に所在する

- ①建物*8
- ②設備・什器等のうち、
建物内に収容されているもの
- ③商品・製品等のうち、
建物内に収容されているもの

*8 保険の対象となる建物を選択することもできます。詳細は、P.48をご参照ください。

*建物外に所在する設備・什器等、屋外設備装置および商品・製品等は保険の対象に含まれません。このため、例えば、屋外に所在する看板(建物の屋上または外壁に定着しているものは除きます。)に生じた損害は、補償の対象外となりますので、ご注意ください。

! 「特定敷地内限定方式」は、特定した敷地内において保険期間中に追加取得した保険の対象を自動補償します。

建物なら

ご契約時に特定した1つの敷地内において、保険期間中に建物を追加で取得した場合、あらかじめ東京海上日動へご連絡が必要ですが、その特定した敷地内に所有する建物すべてをまとめてご契約いただくと(建物包括契約方式)、万が一、取得日より後にご連絡いただいたときでも、取得時から翌月の末日までは自動的に補償します。詳細は、P.48をご参照ください。



設備・什器等なら 屋外設備装置なら 商品・製品等なら



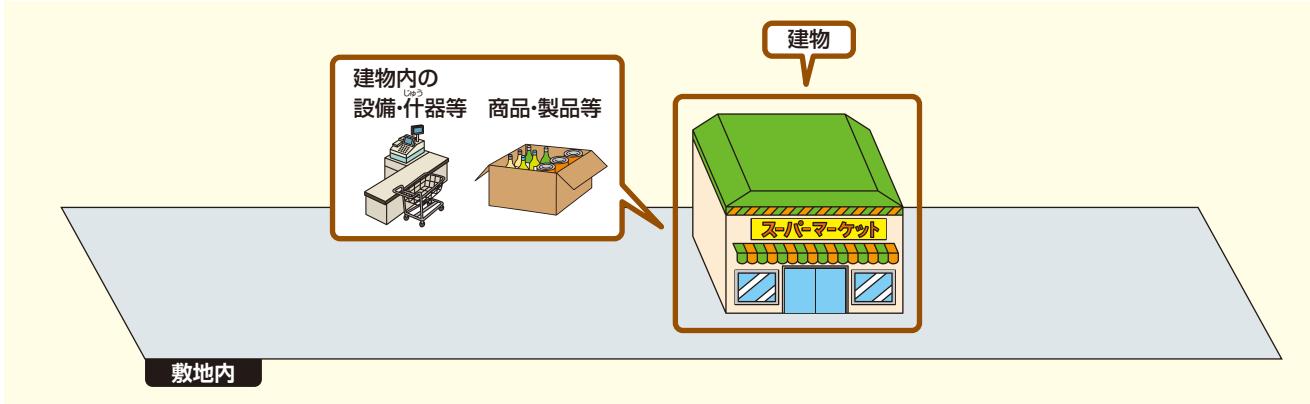
ご契約時に特定した1つの敷地内において、保険期間中に追加で取得した物も、自動的に補償します! なお、追加で取得した際は、保険金額を必ず見直してください。

財産に関する補償

特定建物限定方式

お客様が所有する財産のうち、特定した1つの建物およびその建物内に収容された財産を補償します！

□: E 「特定建物限定方式」で保険の対象となる範囲



※保険の対象に含まれない物もあります。詳細は、P.47をご参照ください。

※お支払対象となる事故は、補償プランによって異なります。詳細は、P.15～16をご参照ください。

E 特定建物限定方式

保険の対象

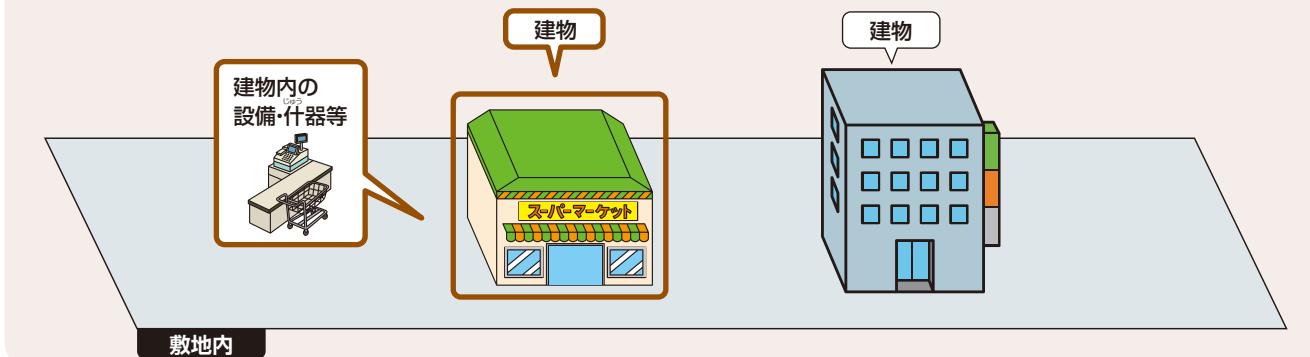
- ①ご契約時に特定した1つの建物
- ②①の建物内に収容されている
設備・什器等
- ③①の建物内に収容されている
商品・製品等

※建物外に所在する設備・什器等、屋外設備装置および商品・製品等は保険の対象に含まれません。このため、例えば、屋外に所在する看板(建物の屋上または外壁に定着しているものは除きます。)に生じた損害は、補償の対象外となりますので、ご注意ください。

ご注意いただきたいポイント

!
1つの敷地内に複数の建物を所有している場合は、そのうち特定した1つの建物およびその建物内に収容された財産のみが保険の対象になります。

□: E 「特定建物限定方式」で保険の対象となる範囲



保険の対象

次の4種類の財産が保険の対象となります。

保険の対象	説明
①建物 	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有するもの
②設備・什器等 	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品(屋外設備装置は含みません。)
③屋外設備装置 	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等
④商品・製品等 	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材

保険の対象に含まれないものがありますのでご注意ください。

左記以外にも保険の対象に含まれないものがあります。

➡ 詳細は、P.47へ



稿本、設計書、帳簿

ただし!

業務用の通貨等(金券)、預貯金証書については、盗難による損害は補償します。

➡ 詳細は、P.17へ

①ご注意いただきたいポイント

建物外の設備・什器等と屋外設備装置の取扱い

建物外に所在する設備には、「建物外設備・什器等」と「屋外設備装置」の2種類があり、保険金額の設定方法など、ご契約方法がそれぞれ異なります。

具体的には、「基本方式」または「特定敷地内限定方式」で、建物外に所在する「建物外設備・什器等」を保険の対象とする場合は、上表「②設備・什器等」に含めて保険金額を設定します。一方、「③屋外設備装置」を保険の対象とする場合は、「②設備・什器等」とは別に保険金額を設定します。

「建物外設備・什器等」と「屋外設備装置」の判別にあたっては、下表をご確認ください。

保険の対象	説明	例示
建物外設備・什器等	建物の外部にあって、 地面等に固着されていない 設備・什器等(屋外設備装置内に収容されている設備・什器等を含みます。)*1*2	移動式看板、移動式のぼり、移動式ベンチ、移動式照明設備等
屋外設備装置	建物の外部にあって、 地面等に固着されている 設備、装置、機械等*3	固定式看板(ポールサイン)、屋外駐車場機械(ラップ、精算機、ポール等)、屋外駐輪機械、屋外電気設備(受変電設備、変圧器、キューピクル等)、屋外タンク、屋外給排水設備(給水設備、排水処理設備)等

*1 商品として販売される物は除きます。

*2 動物・植物等の生物、リース契約に基づき賃貸する設備・什器等は対象外です。

*3 海上に所在する設備装置、リース契約に基づき賃貸する屋外設備装置は対象外です。

①ご注意いただきたいポイント

屋外看板の取扱い

屋外に所在する看板(建物の屋上または外壁に定着しているものは除きます。)を補償の対象とするためには、「②設備・什器等」(移動式看板の場合)または「③屋外設備装置」(固定式看板の場合)を保険の対象としてご契約いただく必要があります。

財産に関する補償

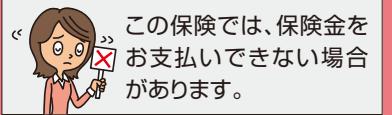
特徴 2 基本補償は6プランからご要望に合わせてお選びいただけます!

お客様のご要望に合わせて補償が充実したプランから保険料を抑えたプランまで
6種類の補償プランをご用意しました!



補償プラン表		プラン1				プラン2				プラン3																
引受方式	お支払対象となる事故 (以下の事故により、保険の対象に生じた損害に 対して、損害保険金をお支払いします。)	建物内		屋外設備装置		建物外		輸送中		建物内		屋外設備装置		建物外		輸送中		建物内		屋外設備装置		建物外		輸送中		
		建物	設備什器等	商品製品等	建物	設備什器等	商品製品等	建物	商品製品等	建物	設備什器等	商品製品等	建物	設備什器等	商品製品等	建物	設備什器等	商品製品等	建物	設備什器等	商品製品等	建物	設備什器等	商品製品等	建物	商品製品等
	①火災、落雷、破裂・爆発 ②風災、雪災、雪災*1 ③給排水設備事故の水濡れ等*2 ④騒擾、労働争議等 ⑤車両・航空機の衝突等 ⑥建物の外部からの物体の衝突等*3 ⑦水災 ⑧盗難 ⑨電気的・機械的事故*4 ⑩その他偶然な破損事故等*5	◎			○			○	○	○			○			○	○		○		○	○		○	○	
	<small>街路灯、ゴルフネット等の風災危険設備は②の補償の対象外です。 → 詳細は、P.47へ</small>																									
	<small>⑦の保険金支払方式として以下のいずれかを選択していただきます。 「浸水条件有型実損払方式」「浸水条件無型実損払方式」 → 詳細は、P.48へ</small>																		○							
	<small>自動販売機、両替機、駐車券発行機、コインランドリーの洗たく機、乾燥機等の機械に収容される通貨等の盗難は補償の対象外となります。 → 詳細は、P.59へ</small>																	○								
	<small>建物または屋外設備装置に付属する空調機やエレベーター等が⑨の補償の対象となります。そのため、商品・製品等についても補償の対象となる場合が限られます。 → 詳細は、P.47へ</small>																									
	<small>⑩その他偶然な破損事故等*5</small>																									

補償内容



P.59をご確認ください。

補償プラン表の見方	◎○●の意味は?	保険の対象ごとの補償の確認箇所は?
	<ul style="list-style-type: none"> ◎→補償します。 ○→「建物外補償あり」の引受方式を選択した場合、補償されます。 ●→「建物外補償あり」の引受方式を選択した場合、補償する/しないを選択できます。 <p>↔↔↔の意味は?</p> <p>各方式ごとに補償が可能な保険の対象の範囲を示しています。 (例えば、「特定建物限定方式」では、建物・建物内設備・什器等、建物内商品・製品等を保険の対象とすることができます。)</p>	<p>プラン1</p> <p>●建物を保険の対象とする場合 「建物」(1)をご確認ください。</p> <p>●設備・什器等を保険の対象とする場合 「設備・什器等」(2, 5)をご確認ください。 なお、設備・什器等には、以下2つの区があります。所在場所により補償が異なりますので、該当する列をご確認ください。 ・建物内に収容されている設備・什器等:「建物内」(2)をご確認ください。 ・建物外に所在する設備・什器等:「建物外」(5)をご確認ください。</p> <p>●屋外設備装置を保険の対象とする場合 「屋外設備装置」(4)をご確認ください。</p> <p>●商品・製品等を保険の対象とする場合 「商品・製品等」(3, 6, 7)をご確認ください。 なお、商品・製品等には以下3つの区があります。所在場所により補償が異なりますので、該当する列をご確認ください。 ・建物内に収容されている商品・製品等:「建物内」(3)をご確認ください。 ・建物外に所在する商品・製品等:「建物外」(6)をご確認ください。 ・輸送中(10)の商品・製品等:「輸送中商品・製品等」(7)をご確認ください。</p>

プラン4			プラン5			プラン6			免責金額(▲4)	
									0円	5千円
									5万円	10万円
									20万円	50万円
									100万円	
◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	から選択いただけます。	
◎	○	○	◎	○	○	○	○	○	②風災、雹災、雪災の免責金額は、個別に設定することも可能です。この場合は、「上記の共通免責金額を超える金額」、かつ、「10万円、20万円、50万円、100万円のいずれかの金額」で設定していただけます。	
◎			◎			◎			上記の共通免責金額が0円の場合は、⑨電気的・機械的事故、⑩その他偶然な破損事故等について、5千円の免責金額が適用されます。	
◎			◎			◎			※「特定敷地内限定方式(建物外補償あり)」にてご契約いただく場合で、保険の対象に設備・什器等を含み、屋外設備装置を含まないご契約のときは、建物外設備・什器等について、上表⑥～⑩の事故を補償するプランでご契約ください。	
									※お客様の業種に建設業または温泉供給業が含まれる場合は、補償の対象としてご契約いただくことはできません。	
*6			*6			*6			*7 輸送中(10)の商品・製品等について左表⑥～⑩の事故を補償の対象とした場合は、輸送中商品・製品等の補償拡大特約(詳細はP.19をご確認ください。)がセットされます。ただし、お客様の業種に建設業が含まれる場合は、左表⑥～⑩を補償の対象としてご契約いただくことはできません。	
									※お客様の業種に建設業または温泉供給業が含まれる場合で、保険の対象に設備・什器等を含み、屋外設備装置を含まないとときは、「特定敷地内限定方式(建物外補償あり)」にてご契約いただくことはできません。	

補償内容が充実! (右のプランに進むほど、補償内容が充実していきます。)

財産に関する補償

特徴3

評価基準を再取得価額とすることで、修理、再築・再取得するために必要な金額を補償できます!

評価基準は再取得価額^(▲8)と時価額^(▲9)のいずれかの選択が可能ですが、再取得価額を選択していただくと、損害を受けた保険の対象を修理、再築・再取得するために必要な金額をお支払いできます。

時価額による評価基準を選択した場合は、損害額は時価額を基準に算定するため、お支払いする保険金が保険の対象を修理、再築・再取得するために必要な金額より少なくなることがありますので、再取得価額による評価基準を選択していただくことをおすすめします。

*商品・製品等の評価基準は同一のものを再作成・再取得するのに要する額(市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。)を基準とします。

事故の際は以下の算式に基づいて算出した額を損害保険金としてお支払いします。

損害保険金

=

損害額^{*1}

(評価基準(再取得価額または時価額)によって異なります。)

免責金額^(▲4)

*1 損害額には、残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を含みます。

① ただし、次の金額がお支払いの限度となります。

保険の対象	限度額
建物 設備・什器等 ^{*2} 屋外設備装置	保険金額×1.4倍を限度とします。 ただし、損害保険金の額から残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を除いた額は、保険金額を限度とします。
商品・製品等 (除く高額貴金属等) ^{*2}	保険金額×1.68倍を限度とします^{*3}。 ただし、損害保険金の額から残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を除いた額は、保険金額×1.2倍を限度とします。

*2 高額貴金属等の補償をご契約いただいている場合は、高額貴金属等の補償の限度額は、ご契約時に設定した額×1.4倍を限度とします。ただし、損害保険金の額から残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を除いた額は、ご契約時に設定した額を限度とします。

*3 商品・製品等については、保険期間中の在庫変動を考慮して保険金額×1.68倍までを限度として損害保険金をお支払いします。

特徴4

業務用の通貨等、預貯金証書の盗難による損害を補償します!

保険の対象とならない業務用の通貨等、預貯金証書についても、保険の対象が設備・什器等で、盗難の補償を選択していただいている場合は、盗難による実際の損害額を一定金額まで補償します。

補償の限度額



1事故につき
30万円

追加保険料をいただくことで、限度額を
100万円から1,000万円まで100万円単位で
変更することができます。



預貯金
証書

1事故につき
500万円

●通貨等とは?

通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(約束手形および為替手形)、プリペイドカード、商品券、電子マネー、乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形は被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。

●預貯金証書とは?

通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含む預金証書または貯金証書をいいます。



*設備・什器等の保険金額^(▲5)とは関係なく、ご契約時に設定した額を限度に実際の損害額をお支払いします。また、免責金額^(▲4)は適用しません。

*盗難の補償の対象となる範囲は、各引受方式の保険の対象となる範囲と同一となります。建物外に所在する財産を補償しない引受方式でご契約いただいた場合は、建物外に業務用の通貨等、預貯金証書が持ち出されている間に生じた盗難による損害は補償の対象外となります。

特徴 5 高額貴金属等の損害を補償することができます!

保険の対象が設備・什器等、商品・製品等の場合は、高額貴金属等の損害について、実際の損害額を一定金額まで補償することができます。

補償の限度額

1事故につき

100万円

追加保険料をいただくことで、限度額を1,000万円まで100万円単位で変更することができます。

*高額貴金属等の損害の補償が不要な場合は、高額貴金属等不担保特約をセットしてご契約いただけます。
*設備・什器等、商品・製品等の保険金額(5)とは関係なく、ご契約時に設定した額×1.4倍を限度に実際の損害額をお支払いします(ただし、損害保険金の額から残存物取扱費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を除いた額は、ご契約時に設定した額を限度とします。)。なお、免責金額(4)を適用してお支払いします。

●高額貴金属等とは?

貴金属、宝玉、宝石や書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。



特徴 6 7種類の費用補償で、事故に伴って発生する費用負担を軽減します!

事故によって発生するのは財物の損害だけではありません!

事故に伴って発生する様々な費用負担を減らすため、基本補償で以下の7種類の費用を補償します。



修理付帯費用保険金

損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象の復旧にあたり発生した損害原因調査費用等の必要かつ有益な費用^{*1}をお支払いします。

*1 損害範囲確定費用、仮修理費用は含まれません(損害保険金の一部としてお支払いします。)



損害拡大防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発の事故により損害保険金をお支払いする場合に^{*2}、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用のうち、消火薬剤等の再取得費用等をお支払いします。

*2 損害保険金をお支払いする場合には、免責金額を差し引くことにより損害保険金が支払われないときを含みます。



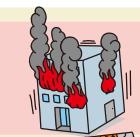
請求権の保全・行使手続費用保険金

損害保険金をお支払いする場合で他人に損害賠償の請求ができるときに、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします。



失火見舞費用保険金

建物等から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じた場合の第三者への見舞費用をお支払いします。



地震火災費用保険金

地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象が一定の損害を受けた場合に、費用保険金をお支払いします。



侵入行為再発防止費用保険金

保険期間中に建物、屋外設備装置への侵入行為があり、損害保険金をお支払いする場合に、侵入行為の再発を防止するために支出した防犯シャッター、侵入者探知センサー、ブザーその他これらに類する防犯装置・防犯カメラの設置費用で必要かつ有益な費用をお支払いします。

BELFOR(ベルフォア) 安定化処置費用保険金 (安定化処置費用補償特約(財産条項用))

火災、水災等(P.15のお支払対象となる事故のうち、ご契約時に選択いただいたプランで補償の対象となる事故に限ります。)により罹災した保険の対象である建物、機械、設備等のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社(災害復旧専門会社)による安定化処置が実施された場合に、その安定化処置費をお支払いします。

→ベルフォア社の「早期災害復旧支援」についてはP.46をご確認ください。
※安定化処置費用補償特約は保険料の割増なしで自動セットされます。

財産に関する補償

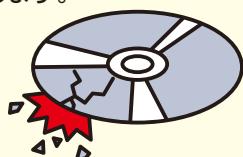
特徴 7 様々な特約(オプション)をご用意しています!

基本補償に加えてご希望のオプションをつけることができます。

基本補償 → 詳細は、P.15~16へ + オプション

オプション① 情報メディア損害費用 補償特約

不測かつ突発的な事故によって、日本国内に所在し、被保険者(■2)が所有する情報メディア等^①に損害が生じた場合、その情報メディア等の修復、再作製または再取得するための費用に対して情報メディア損害費用保険金をお支払いします。



支払限度額(■6)

保険期間中につき

50万円

免責金額(■4)

1事故につき

5万円

*① 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、フラッシュメモリ、フラッシュディスク、磁気ドラム、パンチカード等の情報処理機器で直接処理を行える記録媒体や、それら記録媒体に記録されている情報をいいます。

オプション② 弁護士費用等補償特約

日本国内において発生した急激かつ偶然な外來の事故により、被害者^②が記名被保険者(■3)の業務に従事している間(通勤途上を含みます。)に身体の障害^③を被った場合や記名被保険者の業務用の財物が損壊または盗取された場合に負担する、以下の費用に対して保険金をお支払いします。

①被保険者(■2)が相手方に法律上の損害賠償請求を行う際に生じた弁護士費用^④(弁護士報酬、訴訟費用等)

②被保険者が弁護士、司法書士または行政書士へ法律相談を行う場合の法律相談費用

支払限度額(■6)



1被害者につき **100万円** 1事故につき **300万円**

*② ①記名被保険者、②記名被保険者が法人の場合における、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関、③記名被保険者の使用人をいいます。ただし、②および③については、①の業務に関する限りにおいて、被害者とします。

*③ 傷害または疾病をしい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

*④ 弁護士または司法書士法第3条第2項に定める司法書士への委任および費用の支払いについて、東京海上日動の承認を得たものに限ります。その他、対象となる費用の詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

オプション③ 地震危険補償特約

以下の①～③の損害^⑤に対して損害保険金をお支払いします。

- ①地震、噴火による火災、破裂・爆発によって生じた損害
 - ②地震、噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害
 - ③地震、噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害
- また、上記①～③で損害保険金をお支払いする場合に、損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に対して残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。

- ご契約いただく引受方式によって、この特約の保険の対象となるものが異なります。
 - ・引受方式が「基本方式」の場合は、建物のみこの特約の保険の対象とすることができます。
 - ・引受方式が「特定敷地内限定方式」の場合は、建物、設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等をこの特約の保険の対象とすることができます。
 - ・引受方式が「特定建物限定方式」の場合は、建物、設備・什器等、商品・製品等をこの特約の保険の対象とすることができます。

- 保険金支払方式には、支払限度額(■6)の範囲内で損害額から免責金額(■4)を差し引いた額をお支払いする「支払限度額方式」と損害額に縮小支払割合を乗じた額をお支払いする「縮小支払方式」があります。

- 保険の対象の所在地等によりお受けできない場合があります。
詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*⑤ 損害の額に、残存物取片づけ費用、損害範囲確定費用、仮修理費用は含まれません。



オプション④ 輸送中商品・製品等の 補償拡大特約

商品・製品等が輸送中(■10)にP.15の⑥～⑩の事故によって損害が生じた場合を補償します。

ただし、以下の物に生じた盗難による損害については保険金をお支払いできません。

①輸送中の一時保管場所において、建物内でない保管場所に24時間以上保管されている商品・製品等

②高額貴金属等

●商品・製品等を保険の対象とした「基本方式(建物外補償あり)」のご契約のうち、基本保険のプラン4、5、6のいずれかをご契約いただいた場合にセットできます。

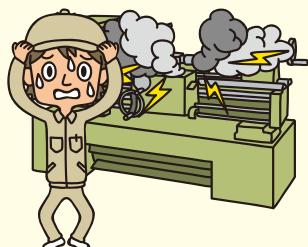
●お客様の業種に建設業が含まれる場合は、セットできません。



オプション⑤ 電気的・機械的事故の 補償対象拡大特約

P.15の⑨電気的・機械的事故で補償される保険の対象に加えて、保険の対象である設備・什器等のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にある物についても、電気的・機械的事故によって生じた損害を補償します。

- 設備・什器等を保険の対象とし、電気的・機械的事故を補償する場合にセットできます。
- お客様の業種によってはセットできない場合があります。
- この特約では補償の対象とならない物がありますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。



オプション⑥ 風災危険設備の風災、雹災 および雪災危険補償特約

P.15の②風災、雹災、雪災で補償の対象外となる街路灯、ゴルフネット等の風災危険設備について、風災、雹災、雪災によって生じた損害を補償します。

- 屋外設備装置を保険の対象とした場合にセットできます。
- 風災危険設備とは以下の物をいいます。

- ・街路灯
- ・使用期間および設置期間が年間3か月以下の屋外設備装置
- ・建築中の屋外設備装置
- ・ゴルフネットその他のスポーツ施設のネット設備(ポールを含みます。)のうち建物内に収容しないもの



オプション⑦ 臨時費用補償特約

損害保険金^{*6}をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金をお支払いします。^{*7}



臨時費用保険金のお支払額

損害保険金×10%

ただし、1事故につき、保険の対象ごとに100万円または「保険金額×10%」のいずれか低い額を限度とします。^{*8}

オプション⑧ 水災縮小支払特約

P.15の⑦水災による損害が発生した場合の損害保険金の額を実際の損害額^{*9}より縮小してお支払いします。



- お支払いする損害保険金の算出方法

$$\text{損害保険金} = \text{損害額}^{\ast 9} \times \text{縮小支払割合} - \text{免責金額}$$

縮小支払割合として、「建物」「設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等」ごとに70%、50%、30%、5%のいずれかを選択いただけます。^{*10}

*6 地震危険補償特約の損害保険金を除きます。

*7 業務用の通貨等(金券)または預貯金証書に生じた盗難による損害に対してはお支払いできません。

*8 高額貴金属等を除く商品・製品等は、1事故につき、保険の対象ごとに100万円または「保険金額×12%」のいずれか低い額を限度とします。

高額貴金属等は、1事故につき、保険の対象ごとに100万円または「ご契約時に設定した限度額×10%」のいずれか低い額を限度とします。

*9 残存物取扱費用、損害範囲確定費用、仮修理費用を含みます。

*10 「設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等」の縮小支払割合は「建物」の縮小支払割合以下で設定する必要があります。

工事に関する補償



工事現場における火災等で、建築中の建物や、工事用材料等に損害が発生した場合、元の状態に戻すには費用がかかるなあ。そういうリスクに対応できる保険はないかなあ…。

工事現場内の様々な財物に生じるリスクを補償します!



4つの特徴

特徴 1

保険期間中に施工している
対象工事について包括して補償します!

特徴 2

工事現場内の様々な財物が補償の対象
となります!

特徴 3

工事現場の様々なリスクによる損害を
補償します!

特徴 4

特約の種類ごとに
支払限度額や免責金額を選択できます!

各特徴の詳細はP.21~24
をご確認ください。

特徴 1 保険期間中に施工している対象工事について包括して補償します!

ご契約いただく特約の種類により、以下の種類の工事のうち、保険期間中に施工している工事(対象工事)について包括して補償します。

例えば…

「家電品の据付工事」のみを行っていたお客様が保険契約締結後、新たに「一般機械の据付工事」を行う場合は、「一般機械の据付工事」も保険の対象工事になります。

特約の種類	対象となる工事の種類 ^{*1}
建設工事危険補償特約	建築工事(建物の増改築工事を含みます。)
組立工事危険補償特約	家電品の据付工事、建物内装・外装工事、ビル付帯設備工事(管・給排水工事を除きます。)、管・給排水工事、通信用設備(IT設備)の据付工事、一般機械の据付工事、電気・受配電設備工事、バリアフリー設備の設置・増設工事
土木工事危険補償特約	道路舗装工事 上下水道・共同溝、外構、基礎工事

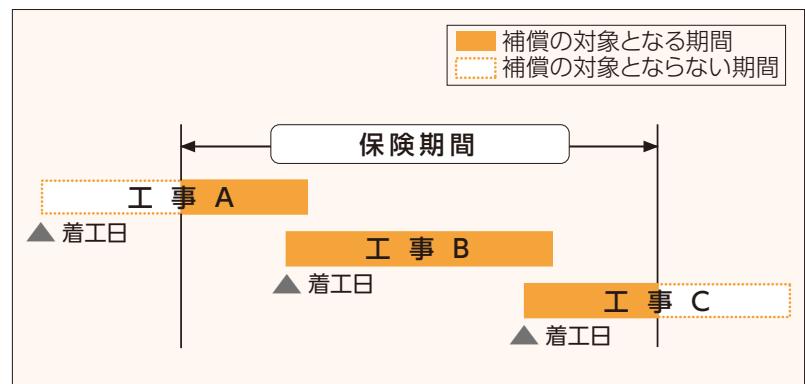
*1 工事種類は請負契約(下請負工事の場合は、下請負契約)単位で決まります。1つの請負契約に複数の工事種類が含まれる場合は、主たる工事(=請負金額割合が最も大きい工事)の工事種類をその請負契約の工事種類とします。

① 以下の種類の工事は保険の対象工事にはなりません。

はつり・解体工事、ダム建設工事、土地造成工事、地盤改良工事、埋め立て工事、さく井工事、護岸工事、浚渫工事

➡ 対象となる工事、対象とならない工事の詳細はP.51をご確認ください。

なお、対象工事の保険責任期間(補償の対象となる期間)は以下のとおりです。



保険責任期間の始期:

始期日の午後4時(これと異なる時刻で始期時刻を設定した場合は、その時刻)または工事に着工した時(工事用材料および工事用仮設材については、工事が着工した後でも、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時)のいずれか遅い時*2

保険責任期間の終期:

満期日の午後4時または工事の目的物の引渡しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時)のいずれか早い時*2

*2 特徴③ のオプション(保証期間に関する特約、工事資材等輸送危険補償特約、管理物件補償特約)がセットされている場合は、保険責任の始期または終期が、上記と異なることがあります。詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

特徴② 工事現場内の様々な財物が補償の対象となります!

○ 対象工事の工事現場に所在する 以下の物を補償します。

- a. 本工事の目的物
- b. 本工事に付随する仮工事の目的物
- c. 工事用仮設物
- d. 工事用仮設建物
- e. 工事用仮設建物内の什器・備品 *3
- f. 工事用材料
- g. 工事用仮設材

*3 ただし、家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。

✗ 以下の物は保険の対象に 含まれませんのでご注意ください。

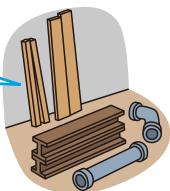
- ◆ 据付機械設備等の工事用仮設備および工事用機械器具ならびにこれらの部品
- ◆ 航空機、船舶、水上運搬用具および車両
- ◆ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ◆ 通貨等(現金)、預貯金証書その他これらに類する物

上記以外にも保険の対象に含まれない物があります。

➡ 詳細はP.51へ

具体例

f.ビルの一部と
なる鉄骨
(工事用材料)



a.建設中のビル
(本工事の目的物)

c.工事のために
仮設される配管
(工事用仮設物)

クレーン・大工道具
(工事用機械器具)

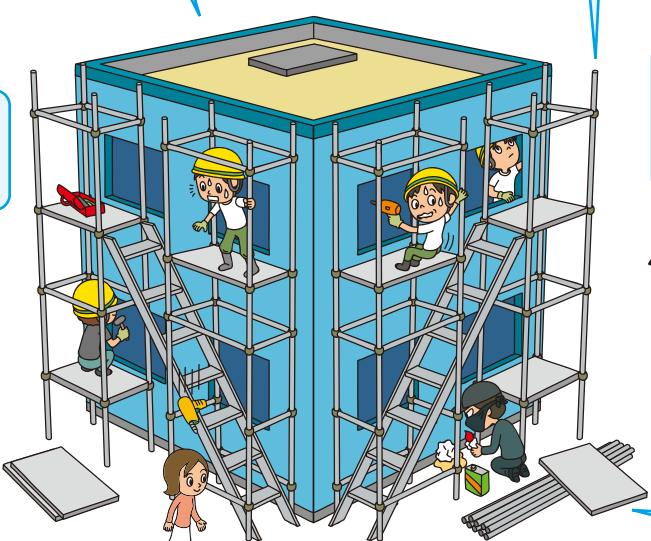


b.足場工
(本工事に付随する仮工事の目的物)

d.e.プレハブの現場事務所とその建物内の事務用具
(工事用仮設建物、工事用仮設建物内の什器・備品)



g.作業用足場として
使用する鉄製支持材
(工事用仮設材)



工事に関する補償

特徴3 工事現場の様々なリスクによる損害を補償します!

工事現場における火災をはじめとする以下のような不測かつ突発的な事故により、保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

基本補償

①火災、落雷、破裂・爆発



事故例

建設中の建物が放火により焼失した。

②風災、雹災、雪災^{*1}、水災



事故例

台風で建設中の建物が浸水した。

③盗難



事故例

工事現場に保管していた工事用材料が盗まれた。

④作業員の取扱上の過失



事故例

工事現場で台車の操作を誤り、建設資材を落下させ破損した。

⑤設計、施工、材質または製作の欠陥



事故例

柱に使用していた木材の材質上の欠陥によって建設中の建物が倒壊した。

⑥その他偶然な破損事故等^{*2}



事故例

出入り業者の車が工事現場に突っ込み工事用仮設物が破損した。

設計、施工、材質または製作の欠陥があった場合に、事故を伴わない欠陥そのものを除去するための費用に対しては保険金をお支払いしません。

事故例

以下の損害は不測かつ突発的な事故に該当しないため、補償の対象外となります。

- 鉄骨を誤った寸法で切断してしまい使用不能となった。
- 右開きで設置するドアを誤って左開きで設置した。

ただし、設計、施工、材質または製作の欠陥によって、火災、爆発または倒壊等の損害が発生した場合は、欠陥が生じた部分と保険の対象の他の部分に生じた損害の両方が補償の対象となります。^{*3}

*1土木工事危険補償特約では、雪災は補償の対象外となります。

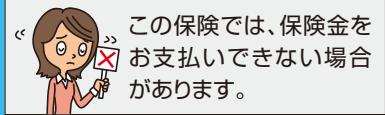
*2①～⑥の事故以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。

*3土木工事危険補償特約では、欠陥が生じた部分の損害は補償の対象外となります（欠陥に起因して保険の対象の他の部分に生じた損害のみが補償の対象となります。）。

ご契約いただく特約の種類により、事故に伴って発生する以下の各種費用についても補償します。

特約の種類	費用
建設工事危険補償特約 組立工事危険補償特約	・残存物取片づけ費用・工事修理付帯費用・損害拡大防止費用
土木工事危険補償特約	・残存物取片づけ費用・地盤注入費用・特別費用

→各種費用の詳細はP.52をご確認ください。



P.60を
ご確認ください。

+ さらに、様々な特約(オプション)をご用意しています。

オプション

保証期間に関する特約

工事の目的物の引渡し後の保証期間中に、対象工事の請負契約に従って被保険者(■2)が行う修補作業の拙劣その他の修補作業中の過失による事故や、引渡しの時以前の工事期間中に工事現場において発生した施工の欠陥による事故によって引渡しの完了した保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。



事故例

家の新築工事中の作業ミスが原因で家の引渡し後に屋根の瓦が落下した。

工事資材等輸送危険補償特約

不測かつ突發的な事故により、工事現場に向けて輸送中^{*4}の工事用材料および工事用仮設材に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

*4 保険の対象である工事用材料または工事用仮設材が、保管場所から搬出された時または保管場所において輸送用具への積込みが開始された時のいずれか早い時から、通常の輸送過程を経て、工事現場にて輸送用具からの荷卸しが完了した時までをいいます。



事故例

工事現場への輸送中にトラックが柱に衝突し、積んでいた資材が破損した。

管理物件補償特約

対象工事に起因して、被保険者(■2)が占有または使用している財物や直接作業を加えている財物等の管理物件(■11)が損壊した場合に、被保険者がその復旧費用を支出したことによって被る損害に対して、管理物件復旧費用保険金をお支払いします。



事故例

家電品の据付作業中に誤って壁を破損した。

臨時費用補償特約^{*5}

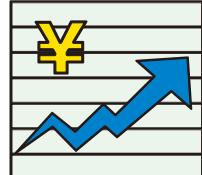
損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して、1回の事故につき損害保険金の20%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度として、臨時費用保険金をお支払いします。



*5 この特約は土木工事危険補償特約に対してはセットできません。

物価上昇補償特約^{*6}

損害保険金の額を算出するにあたって、対象工事ごとの請負金額を構成する費目ごとに、物価・労務費の上昇の影響または資材等の購入単位の違いの影響を考慮し、請負金額の積算単価を超えて損害保険金^{*7}をお支払いします。ただし、費目ごとに、請負金額の積算単価の130%を上限とします。



*6 管理物件(■11)の損害に対してはこの特約は適用されません。

*7 損害保険金の額は、1回の事故につき、その対象工事の保険金額(費目ごとの請負金額の総額)を限度とします。土木工事危険補償特約の場合は、その対象工事の保険金額(費目ごとの請負金額の総額)または1事故支払限度額のいずれか低い額を限度とします。

特徴 4 特約の種類ごとに支払限度額や免責金額を選択できます!

特約の種類	対象工事ごとの支払限度額(■6)	免責金額(■4)
建設工事 危険補償特約	対象工事ごとの保険金額(■5) ^{*8} (1事故)	5万円または10万円のいずれかを選択いただけます。
組立工事 危険補償特約		2万円または5万円のいずれかを選択いただけます。
土木工事 危険補償特約	①2,000万円(1事故)/4,000万円(工事期間中) ②5,000万円(1事故)/1億円(工事期間中) のいずれかを選択いただけます。	5万円 (ただし、風災・水災については100万円)

* 太枠部分を選択できます。

*8 保険金額とは、請負契約上の請負金額に以下の①から③までの補正を行った金額をいいます。

①保険の対象に含まれない工事に関する金額が算入されている場合は、その金額を控除

②支給材料の金額が算入されていない場合は、その金額を加算

③出精値引(■12)がなされている場合は、その金額を加算

保険金のお支払方法

支払限度額を限度に損害保険金をお支払いします。

損害保険金

=

損害額^{*9}

-

免責金額

*9 建設工事危険補償特約または組立工事危険補償特約の場合は、損害拡大防止費用を損害額に含めて、損害保険金をお支払いします(残存物取片づけ費用および損害範囲確定費用は損害額に含めず、費用保険金としてお支払いします。)。また、土木工事危険補償特約の場合は、残存物取片づけ費用、地盤注入費用および特別費用を復旧費に含めて、損害保険金をお支払いします(損害範囲確定費用は、お支払いしません。)。

休業に関する補償



事故が起きてお店を休業しなければならなくなったら、売上は減少するし、事業を継続するための費用が発生するなあ。そういうリスクに対応できる保険はないかなあ…。

お客様の事業に使用する建物等が損害を受け、休業することによって生じるリスクを補償します！



6つの特徴

特徴 1

お客様の占有物件の損害による休業損失等を**包括的に補償**し、さらに占有物件以外の損害による休業損失等も補償します！

特徴 2

基本補償は3プランからご要望に合わせてお選びいただけます！

特徴 3

保険金支払対象期間は、**最長で事故発生日から12か月間**です！

特徴 4

休業による売上減少高に対し、**ご契約時に設定した補償割合**に応じて保険金をお支払いします！

特徴 5

4種類の費用補償で、事故に伴って発生する費用負担を軽減します！

特徴 6

特約(オプション)をセットすることで、**直接仕入先・納品先物件の損害や地震による休業損失等**も補償します！

各特徴の詳細はP.26～31をご確認ください。

特徴 1**お客様の占有物件の損害による休業損失等を包括的に補償し、
さらに占有物件以外の損害による休業損失等も補償します!**

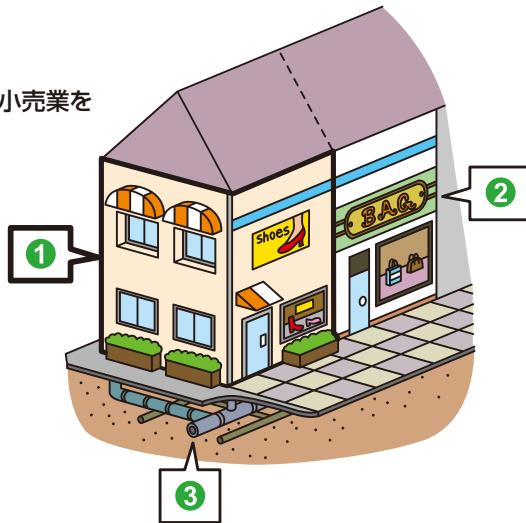
日本国内に所在するお客様の占有物件を包括的に保険の対象とし、占有物件の損害による休業損失等を補償します。

また、占有物件だけでなく、隣接物件やユーティリティ設備(電気・ガス・水道設備等)の損害による休業損失等も補償します。

さらに、「直接仕入先および納品先物件補償特約」を付帯することで、直接仕入先・納品先物件の損害による休業損失等も補償することができます。

保険の対象

例えば、お客様が靴の小売業を営まれている場合



保険の対象に含まれないものがありますのでご注意ください。



上記以外にも保険の対象に含まれないものがあります。

▶ 詳細は、P.53へ

① 占有物件

- お客様が全部または一部を占有する事業用の建物や構築物のうち、お客様が占有する部分
- その建物や構築物が所在する敷地内にある、お客様が占有する物

事故例



- お客様の店舗から火災が発生し、店舗を休業した。

② 隣接物件

- お客様が一部を占有する事業用の建物や構築物のうち、他人が占有する部分
- 上記の建物等に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物等

事故例



- ビル内のお客様の店舗に隣接する他の人の店舗に車両が衝突し、ビルが使用不能となり、お客様の店舗も休業した。

③ ユーティリティ設備

- お客様が全部または一部を占有する事業用の建物や構築物と接続しているユーティリティ事業者が占有する電気、ガス、熱、水道、工事用水道等の配管または配線等

事故例



- 電気事業者の変電設備で火災が発生し、工場への配電が止まることにより製造ラインがストップし、売上が減少した。

④ オプション 直接仕入先・納品先物件^{*1}

- 直接仕入先^{*2}または直接納品先^{*3}が占有する日本国内に所在する物件

※ お客様の業種によっては、セットできない場合があります。



事故例

- 直接仕入先である部品製造工場で火災が発生し、部品の供給がストップしたことにより、お客様の工場の製造ラインも休止した。

▶ 保険の対象の詳細は、P.53をご確認ください。

P.27 特徴 2 の事故によって、占有物件、隣接物件、ユーティリティ設備、直接仕入先・納品先物件^{*1}に生じた損害により、お客様の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、損害保険金をお支払いします。

*1 直接仕入先および納品先物件補償特約を付帯する場合に補償の対象となります。詳細は、P.31をご確認ください。

*2 被保険者が、原材料、部品等の仕入物を直接仕入れる上で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。

*3 被保険者が、製品等の納品物を直接納品する上で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。

休業に関する補償

特徴 2 基本補償は3プランからご要望に合わせてお選びいただけます!

お客様のご要望に合わせて、補償が充実したプランから保険料を抑えたプランまで
3種類の補償プランをご用意しました。

表中の○は補償の対象となります。

補償プラン表		プラン1				プラン2				プラン3			
	お支払対象となる事故 (以下の事故により、保険の対象に生じた損害によって休業 したために生じた損失に対して、損害保険金をお支払いします。)	占有 物件	隣接 物件	ユーティティ 設備	直接仕入先 納品先物件 ⁷	占有 物件	隣接 物件	ユーティティ 設備	直接仕入先 納品先物件 ⁷	占有 物件	隣接 物件	ユーティティ 設備	直接仕入先 納品先物件 ⁷
	①火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	②風災、雹災、雪災	* ¹	* ¹	* ¹	○	* ¹	○	○	○	* ¹	* ¹	* ¹	○
	③給排水設備事故の水濡れ等 ² ④騒擾、労働争議等 ⑤車両・航空機の衝突等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑥建物の外部からの物体の衝突等 ³ ⑦盗難	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑧水災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑨電気的・機械的事故 ⁴	建物または屋外設備装置に付属する 空調機やエレベーター等が⑨の補償 の対象となります。 ➡詳細は、P.53へ								○	○	○	○
	⑩その他偶然な破損事故等 ⁵					○	○			○	○	○	○
	⑪食中毒 ⁶	○			○	○			○	○			

補償プランにより
ここが変わります!

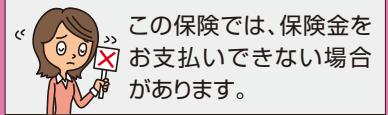
建物または屋外設備装置に付属する
空調機やエレベーター等が⑨の補償
の対象となります。

➡詳細は、P.53へ

補償内容

補償内容が充実!

(右のプランに進むほど、補償内容が充実していきます。)



P.61を
ご確認ください。

特徴 3 保険金支払対象期間は、最長で事故発生日から12か月間です!

保険金支払対象期間は、対象となる事故と保険の対象ごとに下表のとおりとなります。なお、①～⑩の事故については保険金支払対象期間の限度を12か月間、6か月間、3か月間、1か月間からお選びいただけます。

保険金支払対象期間				
占有物件	隣接物件	ユーティリティ設備	直接仕入先・納品先物件 ^{*7}	保険金支払対象期間の限度
事故発生日から復旧した日まで				
事故発生の翌日から復旧した日まで		事故発生の翌日から復旧した日まで		
事故発生日から復旧した日まで		事故発生の翌日から復旧した日まで	事故発生日から起算して3日を経過した日から復旧した日まで	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 12か月間 6か月間 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 3か月間 1か月間 </div> <p>からお選びいただけます。</p>
事故発生の翌日から復旧した日まで		補償しません		
事故発生日から行政による営業停止等の処置が解除された時まで	補償しません	事故発生日から起算して3日を経過した日から行政による営業停止等の処置が解除された時まで	30日間	

*1 建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分が、風災、雹災、雪災によって破損したために保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失に限りません。

*2 給排水設備に生じた事故や被保険者(●2)以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ等をいいます。なお、給排水設備自体に損害が生じた結果、営業が休止または阻害されたことによって生じた損失は補償の対象となりません。

*3 建物または保険の対象である建物に付属する門、塀もしくは垣に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊をいいます。

*4 不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない、電気の作用(ショート、アーク、スパーク、過電流等)や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。

*5 P.27の①～⑨、⑪の事故以外の不測かつ突発的な事故のことをいいます。

*6 占有物件における食中毒の発生や、占有物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生等をいいます。

*7 直接仕入先および納品先物件補償特約を付帯する場合に補償の対象となります。詳細は、P.31をご確認ください。

休業に関する補償

特徴 4

休業による売上減少高に対し、ご契約時に設定した補償割合に応じて保険金をお支払いします！

お支払いする損害保険金の額は、売上減少高⁽¹⁵⁾に、ご契約時に設定した補償割合を乗じて算出します^{*1}。

*1 1回の事故につき、10億円がお支払いの限度となります。

補償割合の設定方法

粗利益率⁽¹⁴⁾以下で、補償割合を設定します^{*2*3*4}。

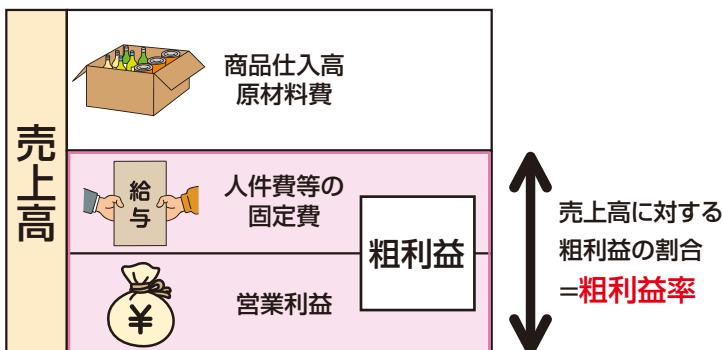
*2 補償割合は、5%単位で設定します。

*3 家賃収入⁽¹⁷⁾に生じた損失は補償の対象外であるため、売上高に家賃収入⁽¹⁷⁾が含まれる場合は、家賃収入を除いた売上高および粗利益率を確認のうえ、補償割合を設定します。

*4 補償割合が一定の水準を超える場合は、粗利益率⁽¹⁴⁾の確認のため、決算書、確定申告書等の客観的資料をご提出いただくことがあります。

粗利益率とは…

売上高に対する粗利益（売上高から商品仕入高および原材料費を差し引いた残高）の割合をいいます。



例 小売店の場合

（直近1年間の売上高 3億円
商品仕入高・原材料費 2億4,000万円）

$$\text{粗利益} = \text{売上高} - \text{商品仕入高・原材料費}$$
$$6,000万円 = 3億円 - 2億4,000万円$$

$$\text{粗利益率} = \frac{\text{粗利益}}{\text{売上高}} \times 100\%$$
$$20\% = \frac{6,000万円}{3億円} \times 100\%$$

補償割合は、粗利益率以下で、5%単位で設定します。

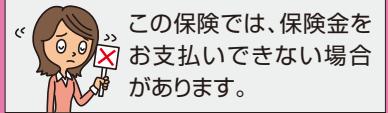


保険金のご請求にあたっては、次の書類のご提出をお願いいたします。

取付資料	書類の例
売上減少高が分かる書類	●日次売上表（休業期間分およびその前年同時期分）
保険金支払対象期間を確認するための書類	●復旧工事の写真・見積り ●復旧工程表
【食中毒事故の場合】 食中毒事故の発生により営業が停止したことを確認するための書類	●営業停止命令書

※事業内容や事故の状況によって、上記以外の追加の書類のご提出をお願いする場合があります。

※営業継続費用保険金をお支払いする際には、「支出した追加費用」の用途、金額がわかる書類のご提出をお願いする場合があります。



P.61を
ご確認ください。

特徴

5 4種類の費用補償で、事故に伴って発生する費用負担を軽減します!

営業継続費用や安定化処置費用等、事故に伴って発生する様々な費用負担を減らすため、基本補償で以下の4種類の費用を補償します。

営業継続費用保険金



損害保険金のお支払いの対象となる事故によって生じた営業を継続するための以下のようないくつかの追加費用に対して、営業継続費用保険金をお支払いします。

1事故あたりの支払限度額を、300万円、500万円、1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択のうえ設定していただけます。

- 工事や事務所、店舗等の借入費用、代替機械の借入費用
- 復旧を急ぐための突貫工事等の割増費用

損害拡大防止費用保険金



火災、落雷、破裂・爆発の事故により損害保険金をお支払いする場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用のうち、消火薬剤等の再取得費用等をお支払いします。

請求権の保全・ 行使手続費用保険金



損害保険金または営業継続費用保険金をお支払いする場合で他人に損害賠償の請求ができるときに、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします。

安定化処置費用保険金 (安定化処置費用補償特約(休業条項用))

BELFOR (●)

火災、水災等(P.27のお支払対象となる事故のうち、ご契約時に選択いただいたプランで補償の対象となる事故に限ります。)により確災^{※5}した保険の対象である建物、機械、設備等のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社(災害復旧専門会社)による安定化処置が実施された場合に、その安定化処置費用をお支払いします。

*5 保険の対象(ユーティリティ設備および直接仕入先・納品先物件を含みません。)で被保険者(会員)が所有するものが確災した場合に限ります。

➡ ベルフォア社の「早期災害復旧支援」についてはP.46をご確認ください。

※安定化処置費用補償特約は保険料の割増なしで自動セットされます。

➡ 費用保険金のお支払額については、P.53をご確認ください。

事業活動を取り巻く
リスク一覧表

財産に関する補償
工事に関する補償

休業に関する補償
工事に関する補償

賠償責任に関する補償
休業に関する補償

労災事故に関する補償
労災事故に関する補償

経営者の皆様への
お役立ち情報

ご契約に関する
ご注意事項

保険金をお支払い
しない場合

用語の解説

ご契約にあたっての
ご注意事項

休業に関する補償

特徴 6 特約(オプション)をセットすることで、直接仕入先・納品先物件の損害や地震による休業損失等も補償します!

基本補償に加えて必要なオプションをつけることができます。

オプション①

直接仕入先および納品先物件補償特約



P.27の事故によって、直接仕入先^{*1}または直接納品先^{*2}が占有する日本国内に所在する物件に生じた損害により、被保険者の仕入れ物^{*3}の仕入れまたは納品物^{*4}の納品が中断または阻害された結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失およびその事故によって生じた営業継続費用等に対して、保険金をお支払いします。

なお、保険金支払対象期間は、事故発生日から起算して3日を経過した日から復旧した日まで、1回の事故につき、300万円がお支払いの限度^{*5}となります。

*1 被保険者が、原材料、部品等の仕入れ物を直接仕入れる先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。

*2 被保険者が、製品等の納品物を直接納品する先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。

*3 被保険者が直接仕入先から商品・製品等として仕入れる財物をいいます。なお、対象とならない物がありますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*4 被保険者が直接納品先に対して商品・製品等として納品する財物をいいます。なお、対象とならない物がありますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*5 お支払いする損害保険金および営業継続費用保険金等の費用保険金合算で、300万円を限度とします。

※お客様の業種によってはセットできない場合があります。

オプション②

電気的・機械的事故の補償対象拡大特約(休業条項用)



P.27の⑨電気的・機械的事故で補償される保険の対象に加えて、保険の対象であるP.26の①占有物件のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にある設備・什器等についても、電気的・機械的事故によって生じた損害を補償します。

※電気的・機械的事故を補償する場合にセットできます。

※お客様の業種によってはセットできない場合があります。

※この特約では補償の対象とならない物があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

オプション③

ネットワーク中断補償特約



ネットワーク構成機器・設備の破損やコンピュータウイルスの侵入等の不測かつ突発的な事由に起因して生じたネットワーク構成機器・設備の機能の全部または一部の停止によって営業が休止または阻害されたために生じた損失およびその事故によって生じた営業継続費用に対して、保険金をお支払いします。保険金支払対象期間は、事故発生の翌日から遅滞なく復旧した日までの期間で20日間を限度とします。

※お客様の業種によってはセットできない場合があります。

オプション④

地震休業補償特約



ご契約時に特定した事業所^{*6}が所在する都道府県の震度観測点^{*7}において震度6強以上^{*8}が観測された地震によって、ご契約時に特定した事業所の営業が完全休業^{*9}したために生じた完全休業損失を補償します。お支払いする保険金は、ご契約時に設定した支払限度額(▲6)^{*10}を限度に、保険金額(▲5)^{*11}に完全休業の日数(定休日は含まず、かつ、30日間を限度とします。)を乗じて得た額とします。また、保険金支払対象期間は、完全休業の原因となった地震の発生日時の属する日から4日目を初日とする連続した60日間とします。

事故例

事業所が所在する都道府県の震度観測点において、震度6強以上が観測された地震によって、

- ・事業所が損壊したため、お客様の事業所の営業が完全休業した。
- ・電気、ガス、水道等の供給が中断したため、お客様の事業所の営業が完全休業した。
- ・原材料の入手や商品の出荷が行えず、お客様の事業所の営業が完全休業した。

*6 特定できる事業所は、最大で3か所までとなります。

*7 気象庁が震度情報の発表に活用している気象庁震度観測点をいい、地方公共団体震度観測点および独立行政法人防災科学技術研究所の震度観測点は、含みません。

*8 気象庁が週間地震概況で発表するものをいいます。なお、地震速報時の震度とは異なる場合があります。

*9 営業が完全に休止し、売上高が生じていない状態をいいます。

*10 1事故・保険期間につき、事業所ごとに各事業所の保険金額の30日分となります。

*11 1日あたりの粗利益(▲13)以下で、1事業所ごとに1万円単位で設定いただけます。ただし、全事業所の合計保険金額は、100万円を限度とします。

*広域災害発生時等の際は保険金のお支払いに一定の期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

*事業所の所在地等によりお受けできない場合があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

賠償責任に関する補償



賠償事故は怖いけど、どんなリスクがあるって、どんな補償が必要かよくわからないんだよね。こんな不安に対応できる保険はないかなあ…。

お客様が行う事業活動について生じる賠償責任に関するリスクを補償します!



5つの特徴

各特徴の詳細はP.32~42をご確認ください。

特徴 1 施設や事業活動を取り巻くリスクを**包括して補償**します!

特徴 2 お客様から**ご要望の多い補償**をご用意しました!

特徴 3 日本国内だけでなく、**日本国外での事故も一部補償**します!

特徴 4 **8つの基本補償**からご要望に合わせてお選びいただけます!

特徴 5 **様々な特約(オプション)**をご用意しています!

特徴 1 施設や事業活動を取り巻くリスクを**包括して補償**します!

賠償責任に関する補償では、お客様の事業活動を取り巻く賠償責任に関するリスクを、お選びいただいた補償ごとに**包括して補償**します^{*1}。保険期間中に施設⁽¹⁸⁾や業種の変更があった場合もご契約の変更のお手続きは不要です。

*1 一部の仕事を除きます。▶ 詳細は、P.62~65をご確認ください。

特徴 2 お客様から**ご要望の多い補償**をご用意しました!

以下のような事故や費用についての補償もご用意しました。

記録媒体を経由した
ウイルス感染拡大 基本補償 5

ソフトウェア開発
による事故 基本補償 6

個人情報・
法人情報の漏えい 基本補償 7

リコール費用 基本補償 8

セクハラや差別的扱いに
対する従業員からの訴え オプション 2

広告・宣伝による
著作権等の権利侵害 オプション 2

信頼回復広告費用 オプション 8

▶ 詳細は、P.33 特徴4、P.41 特徴5をご確認ください。

特徴 3 日本国内だけでなく、**日本国外での事故も一部補償**します!

海外出張等の一時的な国外での事業活動や海外に持ち出された生産物⁽¹⁹⁾による対人・対物事故⁽²⁰⁾についても補償します。

国外事業活動事故 基本補償 1

国外流出生産物事故 基本補償 2

国外管理下財物事故 基本補償 3

▶ 詳細は、P.33 特徴4をご確認ください。

事業活動を取り巻く
リスク一覧表

財産に関する補償
工事に関する補償

休業に関する補償
賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様への
ご注意事項

ご契約に関する
ご注意事項

保険金をお支払い
しない場合

用語の解説

ご契約にあたっての
ご注意事項

賠償責任に関する補償

特徴 4 8つの基本補償からご要望に合わせてお選びいただけます！

それぞれの基本補償は、お客様のご要望に合わせて自由に組み合わせることができます。

基本補償 1

施設・事業活動遂行事故の補償

▶ 詳細はP.35へ

たとえば、こんな事故…。

- 自転車で出前の配達中、通行人とぶつかりケガをさせた。^{*1}
- 建設現場で工具が落下し、通行人がケガをした。^{*1}



さらにこんな事故も補償します！

- 作業場内専用車による事故
- 国外事業活動事故

基本補償 2

生産物・完成作業事故の補償

▶ 詳細はP.36へ

たとえば、こんな事故…。

- 修理ミスにより電子レンジが異常加熱し、利用者がヤケドをした。^{*1}
- 製造・販売した自転車が安全性を欠いていたために、利用者がケガをした。^{*1}



さらにこんな事故も補償します！

- 国外流出生産物事故

基本補償 3

管理下財物事故の補償

▶ 詳細はP.37へ

たとえば、こんな事故…。

- 点検作業中の配管を破損した。^{*1}
- 修理のために預かっていた機械を、従業員の不注意による火災で破損した。^{*1}



さらにこんな事故や費用も補償します！

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 現金・貴重品事故 | <input checked="" type="checkbox"/> 管理自動車事故 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 自動車使用不能損害事故 | <input checked="" type="checkbox"/> リース・レンタル財物損壊事故 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 支給財物事故 | <input checked="" type="checkbox"/> 国外管理下財物事故 |
| <input checked="" type="checkbox"/> コインロッカー等収納品見舞費用 | |

基本補償 4

借用不動産損壊事故の補償

▶ 詳細はP.38へ

たとえば、こんな事故…。

- 賃借している店舗が調理中の火事で焼失した。^{*1}
- 賃借している事務所の窓ガラスが泥棒に割られ、法律上の損害賠償責任は発生しなかつたが、貸主との契約に基づいて自費で修理費用を負担した。



基本補償 5

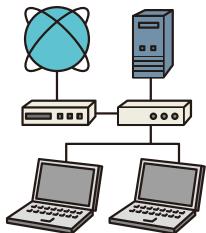
コンピュータ・ ネットワーク事故の 補償

▶ 詳細はP.39へ

以下の業務は、各業務固有の事故も補償対象となります。

- ・工事業
- ・人材派遣業務
- ・警備業務
- ・居宅介護支援業務(▲45)
- ・クリーニング業務
- ・介護業務(▲49)

▶ 詳細は、P.56へ



基本補償 6

ソフトウェア開発 業務等事故の補償

▶ 詳細はP.39へ

たとえば、こんな事故…。

- 電気通信回線設備のメンテナンス作業中に重大な過失によりケーブル火災が発生した。通信が途絶したことにより、顧客企業が取引上の損害を被った。^{*1}



基本補償 7

情報漏えい事故 の補償

▶ 詳細はP.40へ

たとえば、こんな事故…。

- 顧客の個人情報が記録・保管されていたサーバーに社外の者が不正アクセスし、3,000人分の個人情報が盗まれた。数日後、一部の顧客からプライバシーの侵害を理由に損害賠償を請求された。^{*1}
- 顧客へのダイレクトメールの作成・発送を委託した外部の業者が顧客情報を流出させた。新聞に謝罪広告を掲載するとともに、顧客に対してお詫び状を発送したため、多額の費用を支出した。



さらにこんな事故も補償します!

- 他人が情報漏えいの対応のために負担した費用に対する賠償事故(第三者請求事故)

基本補償 8

リコール事故の 補償

▶ 詳細はP.40へ

たとえば、こんな事故…。

- 製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。
- 製造した化粧品の使用期限の期日が誤って表示されていたため、回収を行った。

さらにこんな事故も補償します!

- 他人が行ったリコール(サードパーティリコール)の費用に対する賠償事故



*1 保険金のお支払いの対象となるのは、被保険者(▲2)(または記名被保険者(▲3))が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限ります。

賠償責任に関する補償

基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償

●以下の事由に起因する対人・対物事故^(▲20)について、被保険者^(▲2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする補償です。

1 日本国内の施設^(▲18)の所有、使用または管理



事故例

- ・店舗の看板が落下し通行人がケガをした。
- ・工場のタンクが爆発し近隣の建物が破損した。

2 日本国内における事業活動の遂行

(日本国内の作業場^(▲21)の内部における作業場内専用車^{(▲22)*1}の所有、使用または管理を含みます。)



事故例

- ・自転車で出前の配達中、通行人とぶつかりケガをさせた。
- ・誤ってコーヒーをこぼし、来店客の洋服を汚した。
- ・工場内のフォークリフトで材料を運搬中、工場見学者にぶつかりケガをさせた。
- ・建設現場で工具が落下し、通行人がケガをした。

3 記名被保険者^(▲3)が一時的に^{*2}日本国外で行う事業活動^{*3}の遂行

国外事業活動事故



事故例

- ・海外出張中に取引先の備品を壊した。
- ・海外での商談中、コーヒーをこぼし、商談相手にヤケドを負わせた。

*1 作業場内専用車^(▲22)の所有、使用または管理に起因する事故については、自賠責保険契約^(▲52)または自動車保険契約によりお支払いされるべき保険金の合算額を超える額が、この補償でのお支払いの対象となります。

*2 その事業活動に従事する方が出国してから帰国するまでの期間が30日以内である場合をいいます。

*3 被保険者^(▲2)が請け負った工事・修理は含みません。

*4 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。

*5 基本補償②、③または④で対象となる事故は、補償の対象外です。

*6 託児^(▲23)の対象である0歳児^(▲24)の身体の障害^(▲53)は、補償の対象外です。

*7 事業活動が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材に起因する対人・対物事故^(▲20)は、補償の対象となります。

*8 工事業、警備業務、人材派遣業務、介護業務^(▲49)および居宅介護支援業務^(▲45)については、各業務固有の事故も補償の対象となります。▶ 詳細は、P.56をご確認ください。

●以下のオプションをつけることができます。 ➡ 各オプションの詳細は、P.41~42をご確認ください。

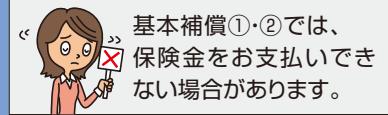
財物損壊を伴わない
使用不能損害事故補償特約

人格権・宣伝侵害事故
補償特約

被害者治療費用
補償特約

地盤崩壊事故
補償特約

事故対応費用
補償特約



P.62~65をご確認ください。

基本補償② 生産物・完成作業事故の補償

●以下の事由に起因する対人・対物事故^(▲20)について、被保険者^(▲2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする補償です。

1 日本国内にある生産物^(▲19)



事故例

- ・製造・販売した自転車が安全性を欠いていたために、利用者がケガをした。
- ・製造した家電が安全性を欠いていたために、家を焼失させた。
- ・製造・販売した弁当により集団食中毒が発生した。

2 日本国内における事業活動の結果^(▲25)



事故例

- ・修理ミスにより電子レンジが異常加熱し、利用者がヤケドをした。
- ・工事ミスにより設置工事をした看板が落下し、下に駐車してあった自動車を破損した。

3 被保険者^(▲2)以外の者

(日本国内に住所を有する者に限ります。)

により日本国外に持ち出された生産物^{(▲19)*5}

国外流出生産物事故



事故例

- ・国内向けに製造したドライヤーに欠陥があり、旅行者が海外で使用中に発火。宿泊施設の一部を焼失させた。
- ・成分配合を誤った国内向け化粧品がホームステイ先へのお土産として海外に持ち出され、使用した人の肌がかぶれた。

*5 輸出用製品(その構成部品・原材料を含みます。)として製造・販売・提供された生産物^(▲19)は補償の対象外となります。また、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。

※土地造成工事、地盤改良工事、埋立工事、護岸工事または浚渫工事の結果に起因する損害は、補償の対象外です。

※事業活動が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材に起因する対人・対物事故^(▲20)は、補償の対象外です。基本補償①で補償します。

※リコール事故に伴う費用は、被保険者^(▲2)が支出したかどうかにかかわらず、補償の対象外です。基本補償⑧で補償します。

※生産物・完成作業事故においては、委託販売人および部品等製造業者も被保険者^(▲2)に含まれます。ただし、委託販売人が生産物^(▲19)または仕事の目的物について行った加工・改造・修理等に起因して発生した事故について委託販売人が負担する法律上の損害賠償責任は、補償の対象外となりますのでご注意ください。

※工事業および警備業務については、各業務固有の事故も補償の対象となります。▶詳細は、P.56をご確認ください。

●以下のオプションをつけることができます。▶各オプションの詳細は、P.41~42をご確認ください。

財物損壊を伴わない
使用不能損害事故補償特約

人格権・宣伝侵害事故
補償特約

被害者治療費用補償特約

不良完成品事故
補償特約

生産物・仕事の目的物
損壊事故補償特約

事故対応費用補償特約

事業活動を取り巻く
リスク一覧表

財産に関する補償
工事に関する補償
休業に関する補償

休業に関する補償
賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償
お役立ち情報

ご契約に関するご注意事項
保険金をお支払いしない場合

用語の解説
ご契約にあたってのご注意事項

ご契約にあたっての
ご注意事項

賠償責任に関する補償

基本補償 ③ 管理下財物事故の補償

●以下の事由に起因する管理下財物⁽²⁶⁾の損壊等⁽²⁷⁾について、被保険者⁽²⁾がその財物に関する正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。**①**～**⑥**の事故が保険金のお支払いの対象となります。

①日本国内の施設⁽¹⁸⁾の所有、使用または管理 ②日本国内における事業活動の遂行

●コインロッカー等⁽²⁸⁾に一時的に収納された利用者の財物に損壊等⁽²⁷⁾が発生した場合において、被保険者⁽²⁾が法律上の損害賠償責任を負担しないときは、被保険者⁽²⁾が慣習として支払う見舞金に対して、保険金をお支払いします。(⑦コインロッカー等収納品見舞費用)

●選択自由の事故については、補償の対象外とすることができます。

1 管理下財物事故 (②～⑥以外)



事故例

- 修理のために預かっていた機械を、従業員の不注意による火災で破損した。
- 入店時に預かったベビーカーが管理不備によって盗まれた。
- 販売したエアコンの据付作業中、穴の開け方を誤り壁を破損した。

2 現金・貴重品事故



事故例

- クローケで預かった貴重品を紛失した。
- 別の美術館から借りて展示していた美術品が、管理不備のため火災で焼失した。

7 コインロッカー等 収納品見舞費用



事故例

- ゴルフ場に設置したコインロッカーがピッキングされ、現金が盗まれた。法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、見舞金を支払った。

3 管理自動車事故^{*1}



事故例

- ホテルの宿泊客から預かった自動車を駐車場内で移動させる際、壁にぶつけて破損した。
- 管理不備によって、預かっていた自動車が修理工場から盗まれた。
- リフォーム工事中に、占有していた住宅敷地内に止めてあった顧客の自動車に工具を落として破損した。

4 自動車使用不能損害事故^{*1}



事故例

- 点検のために預かっていた自動車を破損させ、納期が遅延。代車費用が発生した。

5 リース・レンタル財物損壊事故^{*2}



事故例

- リースしたパソコンを移動中に破損した。
- リースした建設機械を工事現場内で使用中、誤って壁にぶつけ大破させた。
- リースカーが管理不備によって汚損した。

6 支給財物事故^{*2}



事故例

- エアコンの設置工事において、委託元から支給されたエアコンを工事中に破損した。
- 建設工事において、発注者から支給された資材が、管理不備によって夜間に資材置場から盗まれた。

選択自由の事故

*1 ③と④はセットでの補償となります。
*2 ⑤と⑥はセットでの補償となります。

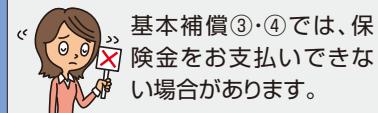
ご注意いただきたいポイント



③と④、⑤と⑥のいずれかを補償の対象外とした場合は、次の事由が補償の対象となりません。

リース・レンタル契約に基づいて借用したリースカー、レンタカー、パワーショベル等の工作車等の損壊等⁽²⁷⁾





P.62~65をご確認ください。

- 1、3、4については、記名被保険者⁽¹⁾が一時的に日本国外で行う事業活動の遂行に起因する管理下財物⁽²⁾の損壊等⁽³⁾について、被保険者⁽¹⁾が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。⁽⁴⁾(国外管理下財物事故)

*3 その事業活動に従事する方が出国してから帰国するまでの期間が30日以内である場合をいいます。

*4 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。

- 1~6の事故で補償対象となる管理下財物⁽²⁾および補償の範囲は、次のとおりです。

事故の種類	対象となる管理下財物 ⁽²⁾	①滅失・破損・汚損	②紛失・盗取・詐取	左記①・②による使用不能	
				右記以外の目的で預かる場合	保管・修理・点検・加工・整備を目的として預かる場合
1 管理下財物事故(2~6以外)	下記以外の財物	○	○	○	×
2 現金・貴重品事故	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手(料額印面が印刷されたはがきを含みます)、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これらに類する財物	○	○	○	×
3 管理自動車事故	管理自動車 ⁽³⁾ (リースカーやレンタカーを除きます。)	○	○	○	
4 自動車使用不能損害事故	被保険者 ⁽¹⁾ が保管・修理・点検・加工または整備を目的として管理する管理自動車 ⁽³⁾ (リースカーやレンタカーを除きます。)				○
5 リース・レンタル財物損壊事故	リース・レンタル財物 ⁽²⁹⁾	○	×	×	×
6 支給財物事故	事業活動の遂行のために支給された支給財物 ⁽³⁰⁾	○	○	×	×

*2~6については、個別の支払限度額⁽¹⁶⁾・免責金額⁽¹⁴⁾が適用されます。▶ 詳細は、P.55~56をご確認ください。

*3と4、5と6は、補償の対象外とすることができます。なお、3と4を補償の対象外とする場合は、5で対象のリースカーやレンタカーも補償の対象外となりますのでご注意ください。

*被保険者⁽¹⁾が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものおよびこれに備え付けられ同時に借用した什器・備品は、補償の対象外です。基本補償④で補償します。

*工事業、警備業務およびクリーニング業務については、各業務固有の事故も補償の対象となります。▶ 詳細は、P.56をご確認ください。

- 以下のオプションをつけることができます。▶ 各オプションの詳細は、P.41~42をご確認ください。

リース・レンタル財物
盗取・詐取事故補償特約

地盤崩壊事故補償特約⁵

事故対応費用補償特約

*5 基本補償①を同時にご契約いただいた場合にセットできます。

基本補償 4 借用不動産損壊事故の補償

● 日本国内で発生した不測かつ突発的な事由による借用不動産⁽³²⁾の損壊⁽²⁷⁾について、記名被保険者⁽¹⁾が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。

● 貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担しないときは、不測かつ突発的な事由により借用不動産⁽³²⁾に生じた損壊⁽²⁷⁾について、記名被保険者⁽¹⁾が負担する借用不動産修理費用⁽³³⁾に対して、保険金をお支払いします。

● 以下の損害が保険金のお支払いの対象となります。

1 借用不動産の損壊による損害賠償



事故例

・賃借している店舗が調理中の火事で焼失した。

2 借用不動産修理費用



事故例

・賃借している事務所の窓ガラスが泥棒に割られ、法律上の損害賠償責任は発生しなかつたが、貸主との契約に基づいて自費で修理費用を負担した。

※すべての借用不動産⁽³²⁾が包括的に補償の対象となります。一部を対象外とすることはできませんので、ご注意ください。

- 以下のオプションをつけることができます。▶ オプションの詳細は、P.41~42をご確認ください。

事故対応費用補償特約

事業活動を取り巻くリスク一覧表

財産に関する補償
工事に関する補償
休業に関する補償

賠償責任に関する補償
労災事故に関する補償

経営者の皆様への
お役立ち情報

ご契約に関する注意事項
保険金をお支払いしない場合

用語の解説

ご契約にあたっての
ご注意事項

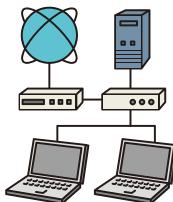
賠償責任に関する補償

基本補償⑤ コンピュータ・ネットワーク事故の補償

- 以下のいずれかの事由に起因して、被保険者(▲2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。

1 ネットワーク停止による他人の事業の阻害

(ネットワーク構成機器・設備^{*1}の全部または一部の機能停止に起因する他人の事業の休止・阻害)



事故例

・プログラムのバグにより自社ネットワークの機能が停止。ネットワークを利用して取引を行っているユーザーの売買も停止し、逸失利益について損害賠償を請求された。

2 コンピュータウイルス感染による他人のデータの破壊

(ネットワーク^{*2}を通じて提供された^{*3}コンピュータウイルスに感染したプログラム、ソフトウェアまたはデータ^{*4}に起因する他人のプログラム、ソフトウェアまたはデータの消去・破壊)



事故例

・ネットワークがコンピュータウイルスに感染。取引先にもデータ提供時のUSBを経由して感染が広がり、データを消失させた。

*1 日本国内に所在し記名被保険者(▲3)が所有、使用または管理するものに限り、被保険者(▲2)以外の者に使用させる目的のものを除きます。

*2 記名被保険者(▲3)が所有、使用または管理するものに限ります。

*3 記名被保険者(▲3)が所有、使用または管理するネットワーク構成機器・設備で直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。

*4 他人に販売する目的で提供されたものおよびこれに付随して提供されたものを除きます。

※対人・対物事故(▲20)、情報漏えい事故および人格権・宣伝侵害事故はこの補償の対象外です。

※日本国内で損害賠償請求がなされた場合に限り、補償の対象となります。

- 以下のオプションをつけることができます。 ➡ オプションの詳細は、P.41~42をご確認ください。

事故対応費用補償特約

基本補償⑥ ソフトウェア開発業務等事故の補償

- IT業務(▲34)の遂行に起因して日本国内で発生した不測の事故について、被保険者(▲2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。

- IT業務(▲34)とは、日本国内において行われる以下の業務をいいます。

コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器を使用して行う業務

事故例

・金利計算を受託したところ、計算結果に誤りがあったため、利息の過払いが発生した。過払い部分を返還してもらうために多額の費用がかかった。

電気通信事業法が規定する電気通信業務

事故例

・不正アクセスを受けた結果、顧客の重要情報が改ざんされた。営業活動に重大な支障が生じたとして損害賠償を請求された。

上記に付隨して行う業務

事故例

・電気通信回線設備のメンテナンス作業中に重大な過失によりケーブル火災が発生した。通信が途絶したことにより、顧客企業が取引上の損害を被った。

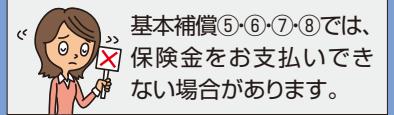


※対人・対物事故(▲20)、情報漏えい事故および人格権・宣伝侵害事故はこの補償の対象外です。

※日本国内で損害賠償請求がなされた場合に限り、補償の対象となります。

- 以下のオプションをつけることができます。 ➡ オプションの詳細は、P.41~42をご確認ください。

事故対応費用補償特約



P.62~65をご確認ください。

基本補償 7 情報漏えい事故の補償

- 日本国内において行う事業活動に起因して生じる個人情報(^{▲35})もしくは法人情報(^{▲36})の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者(^{▲2})が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です(第三者請求事故(^{▲37})についてもお支払いの対象になります。)。
※日本国内で損害賠償請求がなされた場合に限り、補償の対象となります。
- 情報の漏えいまたはそのおそれによる起因して、事故対応期間(^{▲38})内に生じた、被保険者(^{▲2})が負担する情報漏えい対応費用(^{▲39})を補償します。
- 以下の損害が保険金のお支払いの対象となります。

1 情報漏えい事故による損害賠償



事故例

顧客の個人情報が記録・保管されていたサーバーに社外の者が不正アクセスし、3,000人分の個人情報が盗まれた。数日後、一部の顧客からプライバシーの侵害を理由に損害賠償を請求された。

2 情報漏えい対応費用



事故例

顧客へのダイレクトメールの作成・発送を委託した外部の業者が顧客情報を流出させた。新聞に謝罪広告を掲載するとともに、顧客に対してお詫び状を発送したため、多額の費用を支出した。

基本補償 8 リコール事故の補償

- 以下のいずれかのリコールにより記名被保険者(^{▲3})がリコール費用(^{▲40})を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする補償です。記名被保険者(^{▲3})以外の者によって実施される生産物(^{▲19})の回収等(サードパーティリコール)について、記名被保険者(^{▲3})がリコール費用(^{▲40})を法律上の損害賠償金として負担することによって被る損害についてもお支払いの対象になります。

対人・対物事故(^{▲20})の発生またはそのおそれが生じた生産物(^{▲19})のリコール	事故例 ・製造したイスの脚が折れてケガをするおそれがあることが判明したため、回収を行った。
法令 ^{*5} の規定に基づき、製造・販売等を禁止されている製品等のリコール	事故例 ・販売した冷凍野菜から食品衛生法上の基準を超える残留農薬が検出されたため、回収を行った。
品質保持期限の表示漏れ・誤りがある生産物(^{▲19})のリコール	事故例 ・製造した化粧品の使用期限の期日が誤って表示されていたため、回収を行った。
食品・医薬品への異物混入 ^{*6} またはそのおそれ ^{*7} により実施するリコール	事故例 ・従業員が製造過程で加工食品に毒物を混入したことが判明し、回収を行った。

*5 「食品衛生法」、「食品表示法」の一部の規定、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」または「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)」をいいます。

*6 生産物(^{▲19})が食品または医薬品である場合に本来含有されるべきではないもの(食品および添加物を除きます。)が混入または付着することをいい、容器または包装の表示と内容物の相違を除きます。

*7 異物混入脅迫^{*8}を含みます。

*8 記名被保険者(^{▲3})に対してなされる、異物混入を行う、または行ったとする内容の文面または口頭による脅迫行為をいいます。

- 保険金のお支払いの対象となるのは、リコールの実施が以下のいずれかにより客観的に明らかになった場合に限ります。

- ・行政庁に対する届出または報告等(文書によるものに限ります。)
- ・新聞、テレビ等による社告(インターネットのみによるものは含みません。)
- ・回収等の実施についての行政庁の命令



賠償責任に関する補償

特徴5 様々な特約(オプション)をご用意しています!

基本補償に加えて必要なオプションをつけることができます。

基本補償

→ 詳細は、P.33~40へ

オプション

オプション① 財物損壊を伴わない 使用不能損害事故補償特約

日本国内で発生した他人の財物の全部または一部の使用不能^{*1}について、被保険者^(▲2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

対人・対物事故を伴わずに発生した 他人の財物の使用不能

●販売した家具を購入者の自宅へ搬入する際、クレーンが倒れて隣接店舗の入口をふさぎ、3日間休業することになった。休業損害について、損害賠償を請求された。

保険金をお支払いするのは、使用不能が以下のいずれかの事由に起因して発生した場合に限ります。

事由	事由が適用される場合
施設 ^(▲18) の所有、 使用または管理	基本補償①をご契約いただいた場合であって、 対人・対物事故 ^(▲20) を伴わずに発生したとき に限ります。
事業活動の遂行	
生産物 ^(▲19)	基本補償②をご契約いただいた場合であって、 以下のいずれかに該当するときに限ります。
事業活動の 結果 ^(▲25)	・対人・対物事故 ^{(▲20)*2} を伴わずに発生したとき ・生産物・仕事の目的物損壊 ^(▲41) のみが発生したとき

●基本補償①および②またはそのいずれかをご契約いただいた場合にセットできます。

*1 使用不能の原因となる事象が、不測かつ突然的に発生した場合に限ります。また、使用不能が発生した最初の日からその日を含めて30日以内に発生したものに限ります。

*2 生産物・仕事の目的物損壊^(▲41)を除きます。

オプション② 人格権・宣伝侵害事故 補償特約

人格権侵害^(▲42)または宣伝侵害^(▲43)について、被保険者^(▲2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。^{*3}

他人の自由、名誉、プライバシーの侵害 セクハラ・差別的扱いによる従業員の精神的苦痛 広告・宣伝による著作権侵害



事故例

- 広告に使用したイラストが著作権を侵害しているとして、損害賠償を請求された。
- 万引き犯と取り違え、公衆の面前で詰問した。名誉を傷つけられたとして、損害賠償を請求された。
- 不当な理由で解雇されたため、精神的苦痛を受けたとして元従業員から損害賠償を請求された。

保険金をお支払いるのは、人格権侵害^(▲42)・宣伝侵害^(▲43)が以下のいずれかの事由に起因して発生した場合に限ります。

事由	事由が適用される場合
施設 ^(▲18) の所有、使用または管理	基本補償①をご契約いただいた場合に限ります。
事業活動の遂行	
生産物 ^(▲19)	基本補償②をご契約いただいた場合に限ります。
事業活動の結果 ^(▲25)	

●基本補償①および②またはそのいずれかをご契約いただいた場合にセットできます。

*3 日本国内で損害賠償請求がなされた場合に限り、補償の対象となります。

オプション③ 被害者治療費用補償特約

基本補償①または基本補償②で対象としている対人事故^(▲20)が日本国内で発生した場合に、その被害者に被保険者^(▲2)が治療費用を支出することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

対人事故の被害者の治療費用



事故例

- 店舗内で来店客が転倒しケガをした。法律上の損害賠償責任は発生しなかったが、治療費用を負担した。

●基本補償①および②またはそのいずれかをご契約いただいた場合にセットできます。

オプション④ 不良完成品事故補償特約

日本国内で発生した以下の財物の損壊^(▲27)およびその使用不能について、被保険者^(▲2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。^{*4*5}

①完成品^(▲44)

②生産物^(▲19)もしくは完成品^(▲44)が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造または加工された財物

生産物を使用して製造された完成品の完成不良

事故例

- 製造した電子基盤を納品先企業が部品として使用したところ、その電子基盤に異物が混入していたことにより、完成品である機械が破損。機械を再び製造するに必要な部品代(電子基盤以外)と、出荷が遅れたことによる逸失利益を請求された。
- 製造した食品製造機械からはがれたメッキが食品に混入し、その食品の販売ができなくなった。食品を再び製造するに必要な材料代と、出荷が遅れたことによる逸失利益を請求された。

●基本補償②をご契約いただいた場合にセットできます。

*4 生コンクリートに起因する損害は、補償の対象外となります。

*5 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、補償の対象外となります。

オプション⑤ 生産物・仕事の目的物 損壊事故補償特約

以下の①または②の財物(基本補償②で補償対象となる事故⁶の原因となった財物に限ります。)の損壊²⁷およびその使用不能について、被保険者²が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ①生産物¹⁹
- ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)

生産物の引渡し後の損壊 作業対象物の引渡し後の損壊



事故例

- ・販売した電子レンジから出火して、電子レンジとその周りにあった家具が破損。電子レンジの修理費用を請求された。
- ・工場の加工機械の定期メンテナンスを依頼されたが、作業不備により引渡し後に加工機械から出火し、工場内の設備が破損。加工機械の代金を請求された。

- 基本補償②をご契約いただいた場合にセットできます。

*6 オプション④をセットした場合は、オプション④にて補償対象となる事故を含みます。

オプション⑦ 地盤崩壊事故補償特約

土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って、不測かつ突発的に日本国内で発生した次の財物の損壊²⁷について、被保険者²が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ①土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物⁷、植物または土地の損壊²⁷
- ②土地の軟弱化または土砂の流入出により発生した地上の工作物⁷もしくはその基礎部分または土地の損壊²⁷
- ③地下水の増減によって生じる土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは軟弱化、土砂崩れまたは土砂の流入出により発生した工作物⁷、植物または土地の損壊²⁷

地下工事等に伴う地盤の崩壊による工作物、土地等の損壊

事故例

- ・地下工事により土地が沈下し、近隣の建物が損壊した。住民から修復費用を請求された。

- 基本補償①をご契約いただいた場合にセットできます。

●掘削予定地域の外周線から掘削予定深度を水平に置き換えた距離内において発生した損壊(シールド工法⁸により行われる地下工事等によるものについては、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた損壊)等、補償の対象となる損害があります。

*7 人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます。
*8 セミシールド工法を含みません。

オプション⑥ リース・レンタル財物 盗取・詐取事故補償特約

リース・レンタル財物損壊事故について、紛失・盗取・詐取まで補償を拡大します。

リース・レンタル財物の紛失・盗取・詐取



事故例

- ・リースしたパソコンが、管理不備によって夜間に盗まれた。

- 基本補償③をご契約いただいた場合にセットできます。

オプション⑧ 事故対応費用補償特約

ご契約いただいた基本補償①～⑥およびオプションで対象としている事故について、被保険者²(下記③のみ記名被保険者³)が以下の費用を支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ①訴訟対応費用⁵⁴
- ②初期対応費用⁵⁵
- ③信頼回復広告費用⁵⁶

結果として、被保険者²に法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

事故対応に必要な費用



事故例

- ・製造した家具に起因して購入者がケガをしたことについて、国内の裁判所に訴訟が提起された。事故原因の調査や裁判所に提出する文書の作成に費用がかかった。

- 基本補償①～⑥のいずれかをご契約いただいた場合にセットできます。

労災事故に関する補償



万が一の労災事故が心配。いつどこで事故が起つてもしっかりと従業員に補償をしたいんだけど、対応できる保険はないかなあ…。

お客様の事業活動に伴う労災事故に関するリスクを補償します!



3つの特徴

特徴 1

すべての事業場や工事を**包括して補償**します!

特徴 2

ご要望に合わせた**補償の選択が可能**です!

特徴 3

職業性疾病についても補償をご用意しました!

各特徴の詳細はP.43~44
をご確認ください。

特徴 1 すべての事業場や工事を**包括して補償**します!

労災事故に関する補償では、お客様が事業を行うすべての事業場(または請け負うすべての工事)を包括して補償します。

保険期間中に業種や事業場・工事の変更があった場合もご契約の変更のお手続きは不要です。

特徴 2 ご要望に合わせた**補償の選択が可能**です!

「法定外補償」と「使用者賠償」の2種類の補償があります。いずれか一方のみをご契約いただくことも、両方併せてご契約いただくこともできます。

①法定外補償

政府労災保険等の
上乗せ補償

災害付帯費用

オプション
退職者加算補償

オプション
特別加入者補償

オプション
職業性疾病
補償

②使用者賠償

使用者賠償責任

オプション
事故対応費用

①法定外補償

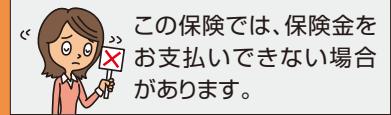
政府労災保険等の
上乗せ補償

被用者^(▲57)が業務上の事由または通勤により保険期間中に身体の障害^(▲53)を被り、政府労災保険等^(▲58)の認定を受けた場合に被保険者^(▲2)が政府労災保険等^(▲58)の上乗せ補償を行うことによる損害に対して保険金をお支払いする補償です。^{*1}

災害付帯費用

被用者^(▲57)の死亡または後遺障害等級1～7級の障害について、法定外補償保険金をお支払いする際に、所定の保険金(定額)を追加してお支払いします。

●雇用形態(常雇い、アルバイト、パートタイマー等)や、雇用期間にかかわらず、政府労災保険等^(▲58)の給付を受けることができるすべての被用者^(▲57)が対象となります。^{*2}



P.66を
ご確認ください。

- 以下の事故が保険金のお支払いの対象となります。

業務中の事故	事故例	・工場で働く従業員が作業中にケガをし、労災認定を受けた。	
通勤中の事故	事故例	・通勤中、満員電車から押し出された従業員がケガをし、労災認定を受けた。	

- 以下の特約(オプション)をつけることができます。

退職者加算補償特約	被用者(▲57)が法定外補償の後遺障害補償保険金のお支払いの対象となる身体の障害(▲53)を被り、その直接の結果として退職した場合に、あらかじめ定めた退職者加算保険金をお支払いします(身体の障害(▲53)を被った時から3年以内の退職に限ります。)。
特別加入者補償特約	被保険者(▲2)である中小企業の事業主本人等が政府労災保険の第1種特別加入者である場合は、被用者(▲57)とみなして、補償の対象とするオプションです。

※災害付帯費用を除き、保険金は全額、被災した被用者(▲57)またはその遺族にお支払いいただきます。

②使用者賠償

使用者賠償責任	被用者(▲57)が業務上の事由または通勤により保険期間中に被った身体の障害(▲53)について、被保険者(▲2)が被災した被用者(▲57)またはその遺族に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする補償です。 ^{*1}
---------	---

- 雇用形態(常雇い、アルバイト、パートタイマー等)や、雇用期間にかかわらず、政府労災保険等(▲58)の給付を受けることができるすべての被用者(▲57)が対象となります。^{*2}

- 以下の事故が保険金のお支払いの対象となります。

業務中の事故	事故例	・建設現場の火災で、現場作業員が死亡し、労災認定を受けた。現場の安全管理に不備があったとして、遺族から損害賠償を請求された。
通勤中の事故	事故例	・巨大台風が接近している中で出勤を命じた従業員に、強風で飛来した看板が当たってケガをし、労災認定を受けた。出勤命令に問題があったとして、損害賠償を請求された。

- 以下の特約(オプション)をつけることができます。

事故対応費用補償特約	被保険者(▲2)が以下の費用を支出したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ①訴訟対応費用(▲54) ②初期対応費用(▲55) ③信頼回復広告費用(▲56)
------------	--

*1 保険金をお支払いするのは、政府労災保険等(▲58)によって給付が決定された労災事故に限ります。また、業務災害、後遺障害等級、休業日数等の認定については、政府労災保険等(▲58)の決定に従います。

*2 従業員以外の被用者(▲57)の範囲は、以下のとおりです。

- ・出向者……………出向者は、出向先企業の被用者(▲57)に含まれ、出向元企業では補償の対象外となります。
- ・使用人兼務役員……………部長職等を兼務する役員(使用人兼務役員)であって、役員報酬のほかに被用者(▲57)としての賃金を得ている者が被用者(▲57)としての業務遂行中に被った労災事故は、補償の対象となります。
- ・派遣労働者……………派遣労働者は、派遣元企業(=人材派遣会社)の被用者(▲57)に含まれ、派遣先企業では補償の対象外となります。
- ・下請負人……………建設事業に限り、下請負人およびその被用者(▲57)は、補償の対象となります。なお、事業主である下請負人自身は、政府労災保険に特別加入している場合に限り、補償の対象となります。

特徴 3 職業性疾病についても補償をご用意しました!

- 以下のオプションをつけることで、①法定外補償 ②使用者賠償で補償の対象外となっている職業性疾病(▲59)について補償の対象とすることができます。

職業性疾病補償特約	職業性疾病(▲59)による被用者(▲57)の身体の障害(▲53)について、発病日(政府労災保険によって認定された日)が保険期間中である場合に限り、保険金のお支払いの対象となります。
-----------	--

- ①法定外補償 ②使用者賠償に共通でオプションとしてつけることができます。

※いわゆる「うつ病・過労死」は、職業性疾病(▲59)にはあたりません。政府労災保険等(▲58)で給付決定がなされれば、「職業性疾病補償特約」をセットしなくても補償の対象となります。

※発病日が属する保険期間の終了日の翌日から起算して3年が経過した後になされた補償金または損害賠償の請求に起因する損害は、補償の対象外となりますのでご注意ください。

※石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらの含有製品の発がん性その他の有害な特性に起因する身体の障害(▲53)については、補償の対象外となります。

事業活動を取り巻く
リスク一覧表

財産に関する補償
工事に関する補償
休業に関する補償

工事に関する補償
休業に関する補償
賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償
経営者の皆様への
お役立ち情報

ご契約に関する
ご注意事項

保険金をお支払い
しない場合

用語の解説

ご契約にあたっての
ご注意事項

44

「経営者の皆様へのお役立ち情報」ページで紹介するサービスは超ビジネス保険の付帯サービス

経営支援サービス (WINクラブ)

WINクラブに入会いただくと…

WINクラブに入会いただいた皆様には、専門家によるメンタルケア・カウンセリングサービスをはじめ、企業経営をサポートするための様々なサービスをご提供します。

WINクラブとは?

「Wide Information Network」の頭文字をとっており、日本国内に所在する法人様向けに、経営活動をバックアップする各種情報・サービスを無料で提供する会員制クラブです。東京海上日動のご契約の有無にかかわらず入会することができます。

WINクラブ会員に提供する主なサービス

助成金診断

簡単なアンケートにお答えいただくことにより、厚生労働省関係の公的助成金に関する受給可能性を診断します。また、専門家同行支援サービスによる相談・アドバイスも可能です。

就業規則診断

簡単なアンケートにお答えいただくことにより、「現在の就業規則が現行法に適したものか」を診断し報告書をご提出します。また、専門知識が必要な場合は、専門家同行支援サービスによる相談・アドバイスも可能です。

人材育成コンテンツ

パソコン、スマートフォンやタブレット端末から、WINクラブホームページを経由して、社員教育や自己啓発を支援するe-Learningコンテンツを無料で視聴できます。

法律・税務・人事労務インターネット相談

法律・税務・人事労務に関する相談や質問をEメールで24時間・年中無休で受け付け、提携先の税理士・弁護士・社会保険労務士等の専門家がEメールでお応えします。

メンタルケア・ホットライン

従業員のメンタルヘルスケア・カウンセリングサービスにより、下記のようなお悩み・ご相談に専門のカウンセラーがお応えいたします。
○メンタル面が原因での休職・退職が増えてきた。
○メンタル面やうつ病で悩んでいる従業員がいる。

電話相談(健康医療相談を含む)



電話相談
(携帯・PHSからも可)
24時間365日対応



精神科医による電話相談
(携帯・PHSからも可)
予約制



Web相談



専門カウンセラーによる
Web相談(PC)
24時間365日受付



電話・対面カウンセリング



予約制(1人年間5回まで)

東京海上日動

リスクコンサルティング株式会社による 企業向けリスクコンサルティングサービス

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社とは?

東京海上日動リスクコンサルティングは、東京海上グループの企業です。1世紀以上に及ぶ東京海上のノウハウをもとに1996年に誕生しました。企業を取り巻く様々なリスクに対し、実践的で効果の高い対策をご提案します。

企業リスク情報やセミナーのご案内等の内容が充実しています。ホームページをご参照ください。

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 ▶ <http://www.tokiorisk.co.jp/>

提供・提案するサービスをご活用ください!

ではありません。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

ベルフォア社による早期災害復旧支援サービス

東京海上日動が提携するベルフォア社の「早期災害復旧支援」とは?

ベルフォア社とは?

BELFOR (●)

ベルフォア社は、火災、水災等からの災害復旧支援を行う世界的な災害復旧専門会社です。火災等で罹災した建物・機械設備の煙・スス等による汚染の調査、汚染除去を行います。従来は新品交換する以外に方法がなかった機械、設備等を罹災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。

早期復旧の重要性

もしも、災害が発生したら、時間との戦いです。

東京海上日動は、世界的な災害復旧専門会社であるベルフォア社との提携会社です。ベルフォア社はお客様の機械設備の腐食進行を抑制する応急処置「安定化処置」をご提供します。

例えば、火災事故の場合…



機械設備の腐食拡大防止処置が必要です。

災害発生後の状態で放置しておくと、機械設備は腐食・さびが急速に進行し、復旧不能となるケースもあります。

ベルフォア社による「安定化処置」!

機械設備は無事。



ベルフォア社の「早期災害復旧支援」の流れ

ステップ①

災害汚染確認

(修復の可否・イオン汚染状況確認)

ステップ②

安定化処置

(被害の拡大防止のための腐食・さびの進行抑制処理)

ステップ③

最適な復旧計画のご提案

ステップ④*

本格復旧

(ベルフォア社による早期修復)
or
機械設備メーカーによる修理・交換

*1 被害の程度により、それぞれの組み合わせで対応いたします。

注目!

超ビジネス保険の財産に関する補償または休業に関する補償をご契約いただくと、安定化処置費用補償特約が自動セットされます。この特約により、財産に関する補償または休業に関する補償で保険金のお支払対象となる事故のうち、ご契約時に選択いただいたプランで補償の対象となる事故の場合に行った安定化処置に対して安定化処置費用保険金をお支払いします。

【ベルフォア社のサービスと安定化処置費用補償特約について】

財産に関する補償および休業に関する補償をご契約いただいた場合に、安定化処置費用補償特約が自動セットされます。事故が発生した場合は、ご契約の代理店または東京海上日動までご連絡いただくとともに、ベルフォア社の安定化処置をご要望のときはその旨も併せてご連絡ください。また、夜間・休日等の場合においてベルフォア社の安定化処置をご要望のときには、以下に記載のベルフォアジャパン社にご連絡ください。ただし、ベルフォアジャパン社は保険事故受付窓口とは異なりますので、別途ご契約の代理店または東京海上日動まで事故についてご連絡ください。

※この特約をセットすることによる保険料の割増はありません。

※この特約は、罹災時にお客様がベルフォア社のサービスを受けられることを約定するものではありません。

※早期災害復旧支援サービスの全てが、この特約の補償内容となる「安定化処置」に該当するものではありません(P.18をご確認ください。)。

安定化処置費用補償特約の詳細は、財産に関する補償についてはP.18およびP.49を、休業に関する補償についてはP.30およびP.53をご確認ください。

0120-119-140
受付時間:24時間365日

ベルフォアジャパン株式会社
東京都江戸川区臨海町3-6-4 BECビル5階 〒134-0086
<http://www.jp.belfor.com>

事業活動を取り巻くリスク一覧表

財産に関する補償
工事に関する補償

休業に関する補償
賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償

経営者の皆様へのお役立ち情報

ご契約に関する注意事項
保険金をお支払いしない場合

用語の解説

ご契約にあたってのご注意事項

ご契約に関するご注意事項

については、
P.67～P.71の用語の解説をご確認ください。

1. 財産に関する補償

保険の対象

P.9～14 特徴①と併せてご確認ください。

(1) 建物^{※1}、設備・什器等^{※2}、屋外設備装置^{※3}、商品・製品等^{※4}を保険の対象とすることができます。

*1 専用住宅建物、住居と店舗・事務所等の両方の用途に用いられている建物は保険の対象とはなりません。

*2 設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。

*3 建物の外部にあって、地面等に固定されている設備、装置、機械等をいいます。

*4 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。

(2) 以下のものは保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

- 自動車(自動三輪車、自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
- 通貨等^{※1}、預貯金証書その他これらに類する物(ただし、保険の対象が設備・什器等で盗難の補償を選択していただいている場合、業務用の通貨等、預貯金証書の盗難については一定金額まで補償されます。➡詳細はP.17をご確認ください。)
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 桟橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
- 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者^{※2}が含まれていないもの
- 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者^{※2}が含まれていないもの
- 仮工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事用材料または工事用仮設材
- 動物、植物等の生物(動物、植物等の生物が商品・製品等である場合は保険の対象に含まれます。ただし、動物および植物不担保特約がセットされている場合は、商品・製品等である動物、植物等の生物も保険の対象に含まれません。)
- 被保険者^{※2}がリース契約に基づき賃貸する屋外設備装置および設備・什器等
- 法令により被保険者^{※2}による所有または所持が禁止されている物
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 被保険者^{※2}が所有する商品・製品等のうち、被保険者^{※2}が直接提供する者に対して引き渡したもの
- レンタル契約に基づき賃貸する屋外設備装置および設備・什器等(被保険者から賃借人に引き渡された時から、賃借人から被保険者^{※2}に返還された時までの間のみ保険の対象に含まれません。)[自動セット:レンタル物件不担保特約]

(3) お支払対象となる事故によっては、補償される保険の対象が限定されますので、ご注意ください。

●風災、雹災、雪災の場合 : 以下の物(風災危険設備)については、補償されません。

- ・街路灯 　・使用期間および設置期間が年間3か月以下の屋外設備装置 　・建築中の屋外設備装置
- ・ゴルフネットその他のスポーツ施設のネット設備(ポールを含みます。)のうち建物内に収容しないもの

※風災危険設備の風災、雹災および雪災危険補償特約をセットいただくことで、上記の風災危険設備について風災、雹災、雪災を補償することができます。

●電気的・機械的事故^{※5}の場合 : 以下の物で、屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものについてのみ補償します。

*5 不測かつ突發的な外因に直接起因しない、電気の作用(ショート、アーク、スパーク、過電流等)や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。

空調設備	温風暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナー、ユニットクーラー、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類 等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサー、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、通信配線、照明器具、発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盜難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備 等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備 等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター 等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール 等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール 等
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン 等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス 等
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機、精算機 等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・塵芥焼却設備、ベルトコンベア、放送設備、ボイラー 等

上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備

ただし、これらの設備の基礎(アンカーボルトを含みます。)のみに生じた損害は補償されません。また、これらの設備からは、以下に掲げるものを除きます。

- ・コンクリート製・陶磁器製・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具(陶磁器製の機器または器具には、碍子・碍管を含みません。)
- ・消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- ・ベルト、ワイヤーロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたはX線管。ただし、エレベーターのワイヤーロープは、保険の対象に含みます。
- ・潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または閉鎖装置内の絶縁油、水銀整流器内の水銀および蒸気ターピン装置または水力発電装置の潤滑油または操作油は、保険の対象に含みます。
- ・フィルターエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- ・炉壁または予備用の部品。ただし、ボイラーの炉壁は、保険の対象に含みます。

※電気的・機械的事故の補償対象拡大特約をセットいただくことで、保険の対象である設備・什器等のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にある物についても、電気的・機械的事故を補償することができます。ただし、補償の対象とならない物がありますので、詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

建物に関する2つの契約方式

P.11~12 特徴1と併せてご確認ください。

「基本方式」または「特定敷地内限定方式」でご契約いただいた場合に、建物に関して2つの契約方式をご用意しています。

契約方式	詳細	
建物包括契約方式 (建物包括補償特約をセット)	基本方式の場合	日本国内に所在する、被保険者(▲2)所有のすべての建物*6を保険の対象とします。そのため、保険期間中に保険の対象となる建物を追加で取得*7した場合は、あらかじめ東京海上日動にご連絡ください。ただし、万が一、取得した時より後にご連絡いただいた場合でも、取得した時から翌月の末日までに限り、東京海上日動にご連絡いただく前に生じた事故による損害についても補償します。この場合、損害保険金のお支払額は1事故につき10億円を限度とします。
	特定敷地内限定方式の場合	ご契約時に特定した敷地内に所在する、被保険者(▲2)所有のすべての建物*6を保険の対象とします。そのため、ご契約時に特定した敷地内において保険期間中に保険の対象となる建物を追加で取得*7した場合は、あらかじめ東京海上日動にご連絡ください。ただし、万が一、取得した時より後にご連絡いただいた場合でも、取得した時から翌月の末日までに限り、東京海上日動にご連絡いただく前に生じた事故による損害についても補償します。この場合、損害保険金のお支払額は1事故につき10億円を限度とします。
建物個別契約方式	基本方式の場合	日本国内に所在する、被保険者(▲2)所有の建物のうち、ご契約時に特定した建物のみを保険の対象とします。
	特定敷地内限定方式の場合	ご契約時に特定した敷地内に所在する、被保険者(▲2)所有の建物のうち、さらに建物を特定していただき、その特定した建物のみを保険の対象とします。

*6 以下の建物は、保険の対象には含まれません。

- ・居住の用に供する建物
- ・倉庫物件に該当する建物
- ・空港の敷地内に所在する建物
- ・電車庫、電車修理工場の敷地内に所在する建物
- ・発電所、変電所、開閉所、熱発生所、風力発電所、廃棄物発電所または廃棄物熱発生所の敷地内に所在する建物
- ・石油精製工場、石油化学工場、貯油所、LNG気化工場、または石油備蓄基地の敷地内に所在する建物

*7 保険の対象である建物を増築することを含みます。

「特定敷地内限定方式」または「特定建物限定方式」を複数ご契約いただく場合のご注意点

P.9~14 特徴1と併せてご確認ください。

複数の拠点に所在する財産を保険の対象とする場合は、原則「基本方式」でのご契約となり、1つの拠点に所在する複数の建物を保険の対象とする場合は、原則「特定敷地内限定方式」でのご契約となります。ご契約時に以下の条件をいずれも満たすときは、「特定敷地内限定方式」、「特定建物限定方式」にて複数ご契約いただけます。

①設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等を保険の対象とする場合は、これらの保険の対象ごとにお客様が所有するすべての財産*8をご契約いただくこと。

*8 超ビジネス保険で保険の対象に含むことができる財産に限ります。建物外に所在する財産を補償の対象外とする場合は、建物外に所在する財産を除いたすべての財産とします。
また、一部の財産を既に他の保険会社(共済を含みます。)でご契約している場合は、その財産を除いたすべての財産とします。

②財産に関する補償に加え、休業に関する補償、賠償責任に関する補償、労災事故に関する補償のいずれかをご契約いただくこと。

③すべての超ビジネス保険のご契約の始期日と満期日が同一であること。

特にご注意
いただきたい
ポイント

① 「基本方式」でご契約いただく場合と、「特定敷地内限定方式」または「特定建物限定方式」で複数ご契約いただく場合では、保険の対象となる財産の範囲が異なります。「基本方式」では日本国内に所在する財産が保険の対象となります。一方、「特定敷地内限定方式」では、ご契約時に特定した1つの敷地内に所在する財産のみ、「特定建物限定方式」では、ご契約時に特定した1つの建物およびその建物内に収容されている財産のみが保険の対象となります。このため、「特定敷地内限定方式」または「特定建物限定方式」では、ご契約時に特定した1つの敷地内または1つの建物から一時的に別の場所に持ち出し中の財産や、別の場所に輸送中の財産は補償の対象外となります。詳細は代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
・条項セト割引の適用可否は、ご契約ごとに判定します。

水災の保険金支払方式

P.15 特徴2と併せてご確認ください。

水災による損害に対する保険金のお支払方式は、以下の2つの方式をご用意しております。

浸水条件有型実損払方式	保険の対象に水災による損害が生じ、その損害の状況が以下のいずれかに該当する場合に保険金をお支払いする方式です。 建物:保険価額の30%以上の損害が生じた場合、または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合 建物内設備・什器等、建物内商品・製品等:収容する建物が地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、損害が生じた場合 建物外設備・什器等、輸送中(▲10)の商品・製品等(建物外に所在する場合):敷地内ごとに保険価額の30%以上の損害が生じた場合*9 屋外設備装置:1基ごとに保険価額の30%以上の損害が生じた場合*9
浸水条件無型実損払方式	保険の対象に水災による損害が生じた場合に保険金をお支払いする方式です。

*9 屋外設備装置または建物内に収容されていない設備・什器等もしくは商品・製品等が敷地内に所在しない場合は、同一の事故により敷地内に所在する保険の対象について生じた損害に対して損害保険金が支払われるときに、保険金をお支払いします。

お客様の業種および保険の対象による補償の制限

P.15 特徴2と併せてご確認ください。

お客様の業種および保険の対象によっては、以下の特約が自動セットされ、補償の一部が対象外となり、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

建設業の場合	工事中建物内収容設備・什器等および商品・製品等不担保特約	保険の対象が設備・什器等、商品・製品等の場合で、建物内設備・什器等、建物内商品・製品等についてP.15「お支払対象となる事故」の⑥～⑩のいずれかの事故が補償されるときに自動セットされます。この特約により、P.15「お支払対象となる事故」の⑥～⑩の事故によって、新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物内(建物の一部を増築、改築、修繕または取りこわし中の場合は、増築、改築、修繕または取りこわし中の部分に収容されているものに限ります。)に収容されている設備・什器等、商品・製品等に生じた損害については補償しません。
--------	------------------------------	---

費用保険金のお支払額

P.18 [特徴6]と併せてご確認ください。

費用保険金	お支払額	
修理付帯費用保険金	実費をお支払いします。ただし、1事故につき保険の対象の合計保険金額(▲5)*1の30%または1,000万円(工場物件の場合5,000万円とします。)のいずれか低い額を限度とします。	
損害拡大防止費用保険金	実費をお支払いします。	
請求権の保全・行使手続費用保険金	実費をお支払いします。	
侵入行為再発防止費用保険金	侵入行為が発生した日からその日を含めて180日以内に支出した費用をお支払いします。ただし、1事故につき20万円を限度とします。	
失火見舞費用保険金	1被災世帯につき50万円をお支払いします。ただし、1事故につき保険の対象の合計保険金額(▲5)*1の20%を限度とします。	
地震火災費用保険金	以下のとおり、お支払いします。ただし、1事故1敷地内につき300万円(工場物件の場合は2,000万円とします。)を限度とします。	
	建物	半焼以上*2の損害の場合、保険金額(▲5)*1の5%をお支払いします。
	屋外設備装置	保険価額の50%以上の損害の場合、保険価額の5%または保険金額(▲5)*1の5%のいずれか低い額をお支払いします。
	建物内に収容されている設備・什器等、商品・製品等	収容する建物が半焼以上*2の損害の場合、建物ごとに100万円または保険金額(▲5)*1の5%のいずれか低い額をお支払いします。
	屋外設備装置に収容されている設備・什器等、商品・製品等	収容する屋外設備装置が保険価額の50%以上の損害の場合、屋外設備装置ごとに100万円または保険金額(▲5)*1の5%のいずれか低い額をお支払いします。
安定化処置費用保険金 (自動セット:安定化処置費用 補償特約(財産条項用))	安定化処置費用については、安定化処置実施後、「ベルフォア社が保険の対象を本格修復した場合」は修理費の一部として財産に関する補償により損害保険金としてお支払いしますが、「ベルフォア社が保険の対象を本格修復せず、新品交換を行った場合」は、その安定化処置費用に対して安定化処置費用補償特約(財産条項用)により安定化処置費用保険金として、1事故につき5,000万円*3を限度にお支払いします。	

*1 保険金額(▲5)が保険価額を超える場合は、保険価額とします。また、高額貴金属等を補償の対象とする場合は、保険の対象の合計保険金額に高額貴金属等のご契約時に設定した限度額を加算します。

*2 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

*3 貢産に関する補償と併せて休業に関する補償をご契約いただいている場合、これらを合計して1事故につき5,000万円が限度となります。

保険金額の設定方法のご注意点

P.11~14 [特徴1]と併せてご確認ください。

- 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額(▲5)を設定してください。
- 保険の対象の評価額に約定付保割合を乗じて保険金額(▲5)を設定します。約定付保割合は30%から100%までの10%単位で設定します。ただし、引受方式が基本方式または特定敷地内限定方式で、保険の対象が設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等の場合、約定付保割合は100%での設定のみとなります。
- 保険金額が保険の対象の評価額を超過する状態(超過保険)で事故が発生した場合、お受け取りいただける損害保険金は、保険の対象の評価額が上限となり、保険金額(▲5)のうち保険の対象の評価額を超える部分に対しては損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

特にご注意
いただきたい
ポイント



- 建物の保険金額に土地代を含めて保険金額を設定した場合、土地代に相当する金額が保険の対象の評価額を超過することとなりますので、土地代を含めずに保険金額を設定してください。
- 他の保険契約等(共済契約を含みます。)をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等がある場合は、他の保険契約等と合算した保険金額が保険の対象の評価額を超えると、超えた部分に対する保険料が無駄となることがあります。

- 財産に関する補償をご契約いただいた場合は、「保険金額設定に関する特約」が自動セットされます。財産に関する補償をご契約いただいた場合で、ご契約者(▲1)または被保険者(▲2)の故意または重大な過失によって、保険金額(▲5)が保険の対象の評価額に約定付保割合を乗じて算出された額より低く設定されたことを東京海上日動が知ったときは、「保険金額設定に関する特約」により、その不足する割合に応じて保険金を削減してお支払いすることがあります。

特にご注意
いただきたい
ポイント



- 引受方式を「基本方式」または「特定敷地内限定方式」でご契約いただく場合は、特に以下の点にご注意ください。
 - 建物外に所在する設備・什器等、商品・製品等を保険の対象とする場合は、建物外に所在する設備・什器等、商品・製品等の評価額も含めて保険金額を設定してください。また、設備・什器等の保険金額は屋外設備装置の評価額を除いて設定してください。
 - 保険の対象となる設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等が複数の場所に所在する場合は、すべての場所に所在する保険の対象の評価額の合計額と同額で保険金額を設定してください。保険の対象のうち一部の設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等に限定して保険金額を設定することはできません。

保険料の算出に必要な事項

(1)保険の対象の所在地

保険の対象となる建物の所在地、保険の対象となる屋外設備装置の評価額の合計が最大となる敷地内(「特定敷地内限定方式」の場合はその敷地内の所在地、または保険の対象となる設備・什器等もしくは商品・製品等を収容する主要収容建物*4の所在地をご確認ください)。

*4 主要収容建物とは、設備・什器等、商品・製品等ごとに、収容されている保険の対象の評価額が最大の建物をいいます。主要収容建物は、業種ごとに決定します。

(2)物件種別

建物(設備・什器等、商品・製品等の場合は主要収容建物が所在する敷地内)の物件種別をご確認ください。ただし、保険の対象が設備・什器等、商品・製品等で、お客様の業種が製造業以外の場合は、主要収容建物の物件種別は一般物件とし、ご確認は不要です(製造業の場合は物件種別を必ずご確認ください。)。また、保険の対象が屋外設備装置の場合は、物件種別は一般物件とし、ご確認は不要です。

ご契約に関するご注意事項

【物件種別】

一般 物件	工場 物件
<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、専用店舗、工場物件に該当しない作業場等の建物 ・上記の建物と同一の敷地内に所在する設備・什器等または商品・製品等 	一定以上の作業規模 ^{*5} を有する工場敷地内に所在する作業所、動力室、倉庫、事務所等の建物、設備・什器等、商品・製品等

*5 動力設備50kW以上、電力設備100kW以上、作業人員50人以上のいずれかに該当する場合をいいます。ただし、動力設備、電力設備は、工業上の作業に使用するものをいいます。

(3)構造級別

建物(設備・什器等、商品・製品等の場合は主要収容建物)、屋外設備装置の構造級別は保険料を決定するうえで重要な項目です。以下の事項をご確認のうえ、「建物の構造級別判定フローチャート」にしたがって構造級別をご確認ください。
※屋外設備装置の構造級別は2級とし、ご確認は不要です。

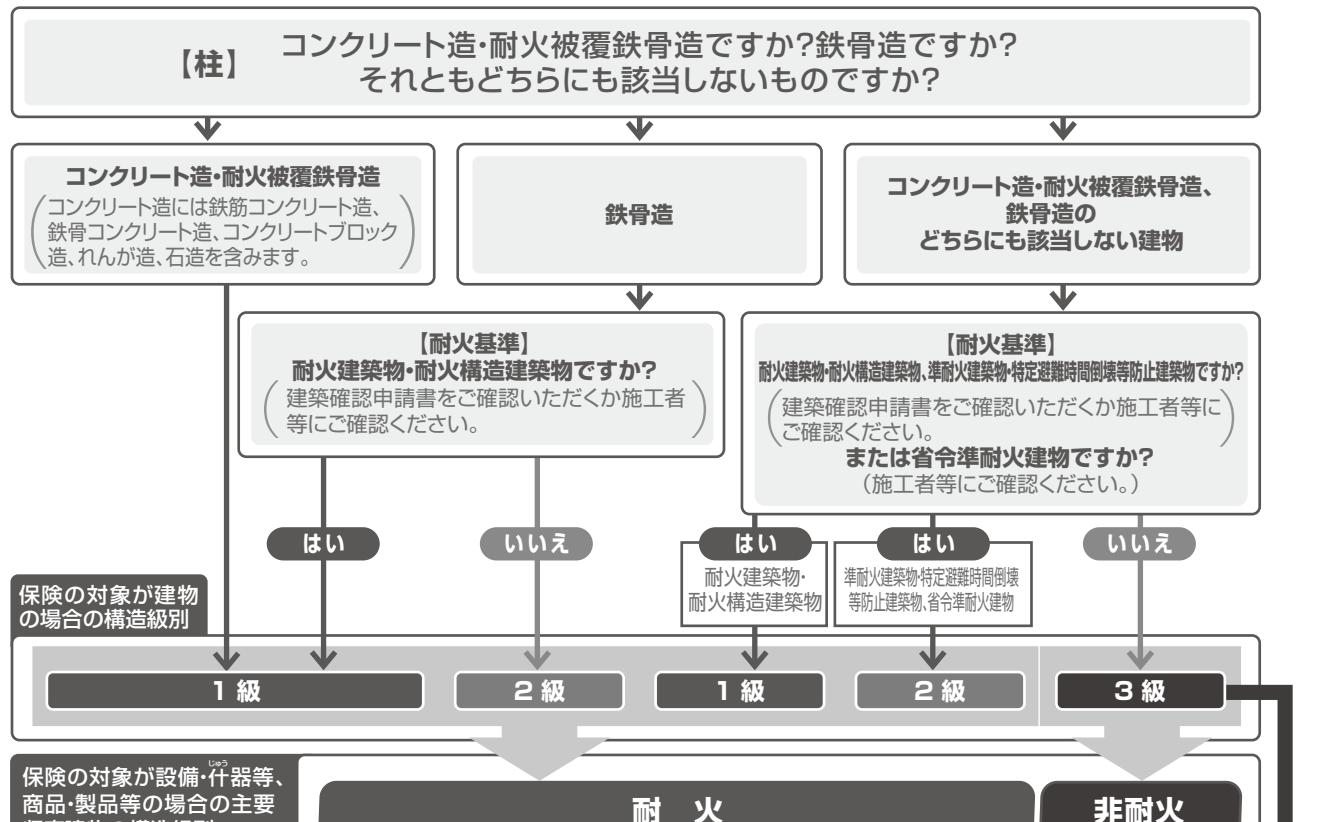
<構造級別判定のしくみ>

- 建物の構造級別は「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった【柱】の種類から判定します。ただし、「耐火建築物」「耐火構造建築物」「準耐火建築物」「特定避難時間倒壊等防止建築物」または「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造級別を決定します。
- 【耐火基準】で判定する場合は、建築確認申請書等の建物の耐火性能が判定できる書面か施工者または不動産会社(以下、「施工者等」といいます。)による証明書をご提出いただく場合があります。

※ 建物の柱が複数の異なる種類の材質で建築されている場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

<建物の構造級別判定フローチャート>

- 以下のフローにしたがって、建物(設備・什器等、商品・製品等の場合は主要収容建物)の構造級別を判定します。



〈前契約の満期日にあわせてご契約を更新される場合にのみご確認ください。〉

一般物件で上記フローの結果「3級」と判定された場合で前契約が2010年1月1日規定改定より前に「2級」と判定された更新契約は経過措置の対象となります。ご契約にあたり代理店または東京海上日動までお申出ください。
以下のような構造のご契約が該当します。

- 【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含みます。)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物
- 土蔵造建物

① 「耐火建築物」「耐火構造建築物」「準耐火建築物」「特定避難時間倒壊等防止建築物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定する場合と比べて保険料が安くなることがあります。特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

(4)職作業・工場物件業種

保険の対象が建物の場合は、建物内で行われている職作業または工場物件業種をご確認ください。

保険の対象が設備・什器等、屋外設備装置、商品・製品等の場合は、職作業および工場物件業種のご確認は不要です。ただし、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等の場合で、お客様の業種が製造業かつ物件種別が工場物件のときは、製造業の種類によってはその工場物件の詳細を確認させていただくことがあります。

2.工事に関する補償

対象となる工事・対象とならない工事

P.21 特徴1と併せてご確認ください。

(1)ご契約いただく特約の種類により、以下の工事が対象となります。

特約の種類	対象となる工事	対象となる工事の主な例
建設工事危険補償特約	建築工事 (建物の増改築工事を含みます。)	住宅、ビル等の建物の建築工事(増築、改築、改装、改修工事を含みます。)
組立工事危険補償特約	家電品の据付工事	住宅への冷暖房機、洗濯機、コンピュータ、テレビ・オーディオ機器、電話機、ファクシミリ等の家電品の据付工事
	建物内装・外装工事	ビル、住宅の建屋内工事(内装、改装、間仕切り、天井取替工事等)および建屋外工事(外壁、屋根取替え・補強、外壁吹付け工事等)
	ビル付帯設備工事 (管・給排水工事を除きます。)	ビル等の空調、電気設備およびガス設備の据付工事(取替、増強工事を含みます。)
	管・給排水工事	ビル等の給排水衛生設備の据付工事
	通信用設備(IT設備)の据付工事	交換機、コンピュータ(ホスト、サーバー、クライアント)、電話機、無線送信機、電源装置、その他周辺機器、アンテナ、通信用ケーブル、配線等の据付工事
	一般機械の据付工事	金属工作機械、ポンプ、送風機、化学機械、プラスチック成形加工機、繊維機械、食品加工機械、試験・実験装置・測定機械の据付工事
土木工事危険補償特約	電気・受配電設備工事	変圧器、遮断器、配電盤、整流器、変流器、変成器および電気配線等の受変電設備の据付工事
	バリアフリー設備の設置・増設工事	手すり、スロープ等の設置工事および便所、階段、段差、出入口の工事等、移動制約者 ¹ の利用を目的とする設備の設置・増設工事
土木工事危険補償特約	道路舗装工事	道路舗装工事
	上下水道・共同溝、外構、基礎工事	上下水道を敷設するための掘削工事、塀、柵、垣根等の外構を造築する工事、建物や構築物のための基礎工事

*1 移動制約者とは、高齢者、身体障害者等の主として身体的理由により移動に関し制約を受ける方をいいます。

(2)以下の工事は対象となりませんので、ご注意ください。

- 共同企業体方式による工事における分担施工方式以外の工事
- 共同企業体方式による工事における分担施工方式の工事で、記名被保険者(▲3)が施工する部分以外の工事 ● 海外において行う工事
- 再組立、再据付、移設または引渡しを行わない財物の解体、分解、撤去または取片づけ工事
- 保険金額(▲5)が30億円を超える工事

保険の対象

P.22 特徴2と併せてご確認ください。

(1)保険の対象は工事現場に所在する以下の物となります。

保険の対象	保険の対象の範囲
本工事の目的物	請負契約上、完成後引渡しを要する工事物件(発注者から支給された支給材料を含みます。) (例)ビル、空調設備、家電品、道路舗装部分
本工事に付随する仮工事の目的物	本工事を行う際に必要な一時的な構造物 (例)型枠工、支持枠工、足場工、工事用道路、仮排水路
工事用仮設物	本工事・仮工事をするために一時的に設置される電気配線、配管、電話・伝令設備、保安設備および照明設備
工事用仮設建物	本工事を行う際に必要な一時的な建物。工事期間以外においても恒久的に使用する建物は含みません。 (例)現場事務所、宿舎、倉庫
工事用仮設建物内の什器・備品	工事用仮設建物に収容されている什器・備品。ただし、家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。
工事用材料	本工事の目的物の一部を構成する資材またはその工事すべて償却される資材(発注者から支給された支給材料を含みます。) (例)ビルの一部となる鉄骨、機器および機器と機器を結ぶ配線
工事用仮設材	本工事に付随する仮工事の目的物、工事用仮設物または工事用仮設建物の一部を構成する資材またはその工事すべて償却される資材 (例)コンクリート用の枠、作業用足場として使用する鉄製支持材

(2)以下の物は保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

- 据付機械設備等の工事用仮設備および工事用機械器具ならびにこれらの部品
- 航空機、船舶、水上運搬用具および車両
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 通貨等(▲7)、預貯金証書その他これらに類する物
- 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物(組立工事危険補償特約固有)
- 原料または燃料その他これらに類する物(組立工事危険補償特約固有)

各種費用の詳細

P.23 特徴③と併せてご確認ください。

(1)ご契約いただく特約の種類により、以下の費用保険金をお支払いします。

特約の種類	費用保険金	お支払いの対象となる費用の概要	お支払額
建設工事危険補償特約 組立工事危険補償特約	残存物取片づけ費用保険金	損害保険金をお支払いする場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用	実費をお支払いします。ただし、対象工事ごとに1事故につき損害保険金の10%に相当する額を限度とします。
	工事修理付帯費用保険金	損害保険金をお支払いする場合に、保険の対象の復旧にあたり発生した損害原因調査費用等の必要かつ有益な費用	実費をお支払いします。ただし、対象工事ごとに1事故につき損害保険金の20%に相当する額または100万円のいずれか低い額を限度とします。

(2)ご契約いただく特約の種類により、以下の費用を損害額に含めて損害保険金としてお支払いします。損害保険金のお支払額は1事故につき支払限度額(▲6)が限度となります。

特約の種類	費用	お支払いの対象となる費用の概要	お支払額
建設工事危険補償特約 組立工事危険補償特約 土木工事危険補償特約	損害拡大防止費用	損害の拡大の防止のために支出した必要または有益な費用	実費をお支払いします。
	残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用	実費をお支払いします。ただし、対象工事ごとに1事故につき損害額の10%に相当する額を限度とします。
	地盤注入費用	事故によって損害が生じた保険の対象の復旧に直接必要な地盤注入費用	実費をお支払いします。ただし、対象工事ごとに1事故につき300万円を限度とし、保険期間中は600万円を限度とします。
	特別費用	事故に伴い被保険者(▲2)が支出する以下の費用 ●復旧期間内に生じた貨物運送料金のうち、その期間を短縮するために通常要する費用を超えて要した部分 ●損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用	実費をお支払いします。

支払限度額と免責金額

P.24 特徴④と併せてご確認ください。

特約の種類	対象工事ごとの支払限度額(▲6)		免責金額(▲4) 1事故あたり
	1事故あたり	保険期間中	
建設工事危険補償特約	保険金額(▲5)	無制限	5万円または10万円のいずれかで設定いただく金額
オプションでセットいただける特約	保証期間に関する特約	保険金額(▲5)	損害額の20%または10万円のいずれか高い金額
	工事資材等輸送危険補償特約	100万円	無制限
オプションでセットいただける特約	管理物件補償特約	1,000万円	建設工事危険補償特約の免責金額(▲4)と同額
	組立工事危険補償特約	保険金額(▲5)	2万円または5万円のいずれかで設定いただく金額
	保証期間に関する特約	保険金額(▲5)	損害額の20%または10万円のいずれか高い金額
オプションでセットいただける特約	工事資材等輸送危険補償特約	100万円	5万円
	管理物件補償特約	1,000万円	組立工事危険補償特約の免責金額(▲4)と同額
土木工事危険補償特約		以下のいずれかで設定いただく金額*1 ①1事故あたり2,000万円/工事期間中4,000万円 ②1事故あたり5,000万円/工事期間中1億円	5万円 (ただし、風災・水災については100万円)
オプションでセットいただける特約	保証期間に関する特約	土木工事危険補償特約の支払限度額と同額 (保険期間中の支払限度額は土木工事危険補償特約と共有)	損害額の20%または100万円のいずれか高い金額
	工事資材等輸送危険補償特約	100万円	5万円
	管理物件補償特約	1,000万円	土木工事危険補償特約の免責金額(▲4)と同額

*1 1事故あたりの支払限度額が保険金額を上回る場合は、保険金額を限度とします。

保険料の算出に必要な事項

ご契約時に把握できる最近の会計年度(1年間)の工事の種類ごとの完成工事高の内訳をご確認ください。また、以下に該当する場合は、完成工事高の補正を行います。

完成工事高の補正を行う場合	補正の方法
①保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合	完成工事高から保険の対象に含まれない工事の金額を控除
②支給材料の金額が算入されていない場合	完成工事高に支給材料の金額を加算
③出精値引(▲12)がなされている場合	完成工事高出精値引を加算

事業活動を取り巻くリスク観察表

財産に関する補償
工事に関する補償休業に関する補償
賠償責任に関する補償労災事故に関する補償
経営者の皆様へのお役立ち情報

ご契約に関するご注意事項

保険金をお支払いしない場合

用語の解説

ご契約にあたってのご注意事項

3.休業に関する補償

ご契約の対象外の業種

お客様の業種に、以下の業種が含まれる場合は、休業に関する補償をご契約いただくことができません。

社会教育事業(博物館、美術館、動物園、植物園、水族館を除きます。)、社会保険・社会福祉・介護事業(児童福祉事業、老人福祉・介護事業を除きます。)、政治・経済・文化団体、宗教、保健衛生、外国公務、国家公務、地方公務または集会場・卸売市場・家畜保健衛生所等のサービス業

保険の対象

P.26 特徴1と併せてご確認ください。

(1)日本国内に所在する以下の物が保険の対象となります。

①占有物件	ア. 被保険者(▲2)が全部または一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち被保険者(▲2)が占有する部分 イ. ア.が所在する敷地内にある、被保険者(▲2)が占有する物
②隣接物件	ア. 被保険者(▲2)が一部を占有する事業の用に供する建物または構築物のうち、他人が占有する部分 イ. ア.および①ア.に隣接するアーケードまたはそのアーケードに面する建物もしくは構築物 ウ. ア.および①ア.へ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物
③ユーティリティ設備	①ア.および②アと配管または配線により接続している次の事業者が占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で次の事業者が占有するもの ア.電気事業法に定める電気事業者　イ. ガス事業法に定めるガス事業者　ウ. 热供給事業法に定める熱供給事業者　エ. 水道法に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法に定める工業用水道事業者　オ. 電気通信事業法に定める電気通信事業者
④直接仕入先・納品先物件*1	直接仕入先*2または直接納品先*3が占有する日本国内に所在する物件

*1 直接仕入先および納品先物件補償特約を付帯する場合に補償の対象となります。詳細は、P.31をご確認ください。

*2 被保険者が、原材料、部品等の仕入物を直接仕入れる先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。

*3 被保険者が、製品等の納品物を直接納品する先で、被保険者と直接取引を行っていることが、契約書等の確認資料で確認できる法人または個人事業主をいいます。

(2)以下のものは保険の対象に含まれませんので、ご注意ください。

- 自動車(自動三輪車、自動二輪車を含みます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
- 通貨等(▲7)、預貯金証書その他これらに類する物
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- 栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
- 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者(▲2)が含まれていないもの
- 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等のうち、工事の発注者に被保険者(▲2)が含まれていないもの
- 仮工事の目的物、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事用材料または工事用仮設材
- 動物、植物等の生物(動物、植物等の生物が商品・製品等である場合は保険の対象に含まれます。)
- 法令により被保険者(▲2)による所有または所持が禁止されている物
- データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- 仮設興行場、仮設海水浴場施設、博覧会施設、見本市施設およびこれらの施設内に所在する物件
- 動物または植物を育成する施設*4およびこれらの施設内に所在する物件

*4 孵化場、養殖場、果樹園等を含みます。

(3)お支払対象となる事故によっては、以下のとおり補償される保険の対象が限定されますので、ご注意ください。

電気的・機械的事故の場合：P.47「1.財産に関する補償 保険の対象 ●電気的・機械的事故の場合」の表に記載された物に損害が生じた結果、被保険者(▲2)の営業が休止または阻害されたために生じた損失のみ補償します。

※ 電気的・機械的事故の補償対象拡大特約(休業条項用)を付帯する場合は、保険の対象である占有物件のうち、建物内に収容されており稼働可能な状態にある設備・什器等についても補償することができます。詳細は、P.31をご確認ください。

保険金のお支払方法

P.29 特徴4と併せてご確認ください。

以下の式によって算出した額を、損害保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき、10億円*5がお支払いの限度となります。

$$\text{損害保険金} = \text{売上減少高}(\textcolor{red}{▲15}) \times \text{補償割合}$$

*5 直接仕入先および納品先物件補償特約については、損害保険金および費用保険金合算で、1回の事故につき300万円がお支払いの限度となります。

※ 補償割合の設定については、P.29をご確認ください。

※ 営業につき特殊な事情の影響があった場合は営業のすう勢が著しく変化した場合は、売上減少高について公正な調整を行ったうえで保険金をお支払いすることができます。

※ ご契約時に設定した補償割合が粗利益率(▲14)を著しく超える場合は、公正な調整を行った粗利益率(▲14)をご契約時に設定した補償割合として保険金をお支払いすることができます。

※ 複数の店舗・事業所を有する場合は、営業が休止または阻害された店舗・事業所の売上減少高に、補償割合を乗じた額をお支払いします。ただし、一部の店舗・事業所の営業が休止または阻害されたことによって、他の店舗・事業所の売上高が増加している場合は、売上減少高からその増加額を差し引いた額に、補償割合を乗じた額をお支払いすることができます。

※ 地震休業補償特約の保険金のお支払方法は、上記とは異なります。詳細は、P.31をご確認ください。

費用保険金のお支払額

P.30 特徴5と併せてご確認ください。

費用保険金	お支払額
営業継続費用保険金	実費をお支払いします。ただし、1回の事故につき、設定いただく支払限度額(300万円、500万円、1,000万円、3,000万円、5,000万円)を限度とします。
損害拡大防止費用保険金	実費をお支払いします。
請求権の保全・行使手続費用保険金	実費をお支払いします。
安定化処置費用保険金 (自動セット：安定化処置費用補償特約(休業条項用))	安定化処置実施後、「ベルフォア社が保険の対象を本格修復した場合」は修理費の一部として財産に関する補償により損害保険金としてお支払いします*6が、「ベルフォア社が保険の対象を本格修復せず、新品交換を行った場合」は、その安定化処置費用に対して安定化処置費用補償特約(休業条項用)により安定化処置費用保険金として、1事故あたり5,000万円*7を限度にお支払いします。

*6 休業に関する補償ではお支払いしません。本格修復する場合の修理費または新品交換に要した費用を補償するためには、別途財産に関する補償をご契約いただく必要があります。

*7 休業に関する補償と併せて財産に関する補償をご契約いただいている場合は、これらを合計して1事故につき5,000万円が限度となります。

*直接仕入先および納品先物件補償特約の費用保険金の支払限度額は、上記とは異なります。詳細は、P.31をご確認ください。

保険料の算出に必要な事項

お客様の業種と、ご契約時に把握できる最近の会計年度(1年間)の売上高(建設業の場合は完成工事高)および売上高に家賃収入が含まれている場合はその金額をご確認ください。

4.賠償責任に関する補償

ご契約の対象外の業種

お客様の業種に、以下の業種が含まれる場合は、賠償責任に関する補償をご契約いただくことができません。

社会教育事業(博物館、美術館、動物園、植物園、水族館を除きます。)、社会保険・社会福祉・介護事業(児童福祉事業、老人福祉・介護事業を除きます。)、政治・経済・文化団体、宗教、保健衛生、外国公務、国家公務、地方公務または集会場・卸売市場・家畜保健衛生所等のサービス業

保険期間と保険事故の関係

事故の種類によって、保険期間との関係が異なります。主な類型は、下表のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

事故		保険期間との関係
①	下記②・③以外の事故	事故が保険期間中に発生した場合に、補償の対象となります。
②	コンピュータ・ネットワーク事故、ソフトウェア開発業務等事故、情報漏えい事故(賠償部分)、人格権・宣伝侵害事故、居宅介護支援業務(▲45)の経済的事故	保険期間中にそれらの事故に起因する損害賠償請求が被保険者(▲2)に対してなされた場合に、補償の対象となります。
③	リコール事故	保険期間中に記名被保険者(▲3)から東京海上日動にリコール実施の決定通知があった場合に、補償の対象となります。

支払保険金の種類

以下の保険金をお支払いします。

① 法律上の損害賠償金	法律の規定に基づき被保険者(▲2)が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者(▲2)が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
② 爭訟費用	損害賠償責任に関する争訟について、被保険者(▲2)が東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
③ 損害防止軽減費用・緊急措置費用	被保険者(▲2)が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために東京海上日動の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。上記の手続きを行いましたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または東京海上日動の書面による同意を得て支出したその他の費用を含みます。
④ 協力費用	東京海上日動が被保険者(▲2)に代わって、被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者(▲2)が東京海上日動の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

⑤	基本補償③ コインロッカー等収納品見舞費用
	基本補償④ 借用不動産修理費用
	基本補償⑦ 情報漏えい対応費用
	オプション⑧ 被害者治療費用
	オプション⑨ 事故対応費用
	訴訟対応費用(▲54) 初期対応費用(▲55) 信頼回復広告費用(▲56)
	業務固有の事故の補償 介護業務(▲49)
	特定感染症事故の費用 サービス利用者検索事故の費用
⑥	基本補償⑧ リコール費用(▲40)

* 対応する基本補償・オプションを選択・セットしている場合にお支払いします。

お支払いする保険金の算出方法は、以下のとおりです。

①法律上の損害賠償金

$$\text{お支払いする保険金} = \text{法律上の損害賠償金の額} - \text{免責金額(▲4)}$$

P.55に記載の支払限度額(▲6)をお支払いの限度とします。

法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に東京海上日動の同意が必要となりますので、ご注意ください。

②～④の各種費用

全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額(▲6)は適用されません。)。

⑤の各種費用

$$\text{お支払いする保険金} = \text{費用の損害額} - \text{免責金額(▲4)}$$

P.55に記載の支払限度額(▲6)をお支払いの限度とします。

⑥の費用

$$\text{お支払いする保険金} = \text{リコール費用(▲40)の損害額} \times \text{縮小支払割合90%*1}$$

P.55に記載の支払限度額(▲6)をお支払いの限度とします。

*1 在庫品廃棄費用、コンサルティング費用には、縮小支払割合は適用されません。

支払限度額と免責金額

8つの基本補償それぞれについて、個別に支払限度額(▲6)と免責金額(▲4)を設定することができます。

事 故	支払限度額		免責金額*3	
	1事故あたり	保険期間中		
基本補償① 施設・事業活動遂行事故	設定いただく支払限度額 A-①	無制限	設定いただく免責金額 B-① なし(0円)	
国外事業活動事故	1,000万円	無制限		
オプション① 財物損壊を伴わない使用不能損害事故	1,000万円			
オプション⑦ 地盤崩壊事故	1,000万円			
オプション② 人格権・宣伝侵害事故	1,000万円			
オプション③ 被害者治療費用	1,000万円(1名につき50万円)			
基本補償② 生産物・完成作業事故	設定いただく支払限度額 A-②	A-② と同額	設定いただく免責金額 B-②	
オプション④ 不良完成品事故	設定いただく支払限度額 A-③ (A-②)の支払限度額の内枠となります。)	A-③ と同額		
オプション⑤ 生産物・仕事の目的物損壊事故	1,000万円			
国外流出生産物事故	1,000万円			
オプション① 財物損壊を伴わない使用不能損害事故	1,000万円			
オプション② 人格権・宣伝侵害事故	1,000万円		なし(0円)	
オプション③ 被害者治療費用	1,000万円(1名につき50万円)			
基本補償③ 管理下財物事故	設定いただく支払限度額 A-④		設定いただく免責金額 B-③	
管理自動車事故	A-⑥			
リースレンタル財物損壊事故				
オプション⑥ リースレンタル財物盗取・詐取事故				
国外管理下財物事故	A-⑥			
支給財物事故	A-⑥			
現金・貴重品事故	A-⑥			
自動車使用不能損害事故	A-⑥(1台につき10万円)		なし(0円)	
コインロッカー等収納品見舞費用	A-⑨(被害者1名につき1万円)			
オプション⑦ 地盤崩壊事故	1,000万円			
基本補償④ 借用不動産損壊事故	設定いただく支払限度額 A-⑥		なし(0円)	
借用不動産修理費用	500万円			
基本補償⑤ コンピュータ・ネットワーク事故	設定いただく支払限度額 A-⑦		なし(0円)	
基本補償⑥ ソフトウェア開発業務等事故	設定いただく支払限度額 A-⑧		なし(0円)	
オプション⑧ 事故対応費用(3つの費用の合算)	1,000万円(身体障害見舞費用については、1名につき10万円。)		なし(0円)	
基本補償⑦ 情報漏えい事故	設定いただく支払限度額 A-⑨		なし(0円)	
第三者請求事故	(A-⑨)に対応する共有支払限度額*1 (見舞金・見舞品購入費用については、被害者1名あたり500円、被害法人1社あたり3万円。 コンサルティング費用は、A-⑨の支払限度額の内枠で1事故につき500万円。)		なし(0円)	
情報漏えい対応費用				
基本補償⑧ リコール事故	設定いただく支払限度額 A-⑩*2 (在庫品廃棄費用については、A-⑩の支払限度額の内枠で200万円。)		なし(0円)	

*1 情報漏えい事故について設定いただいた支払限度額に応じ、第三者請求事故・情報漏えい対応費用で共有する支払限度額(1事故・保険期間中)は、右のとおりとなります。

*2 次の財物の回収等によって生じた損害については、3,000万円または A-⑩ のいずれか低い額とします。ただし、記名被保険者(▲3)が製造・販売を行った財物が、次の財物の原材料、部品(添加物および資材を含みます)、容器または包装として使用された場合に限ります。

①自動車、原動機付自転車、自転車 ②電池、ACアダプターまたは充電器 ③チャイルドシート ④血液製剤 ⑤たばこまたは電子たばこ ⑥武器 ⑦航空機

*3 設定いただく免責金額は1つの枠内で共通の金額となります。保険金をお支払いする際の免責金額の適用は事故・費用ごとに個別に行います。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

情報漏えい事故(A-⑨)	第三者請求事故・情報漏えい対応費用
3,000万円	1,000万円
5,000万円	2,000万円
1億円	3,000万円

ご契約に関するご注意事項

〈設定可能な支払限度額パターン〉

- A-①** : 1,000万円～1億円(1,000万円単位)、2億円～10億円(1億円単位)
- A-②** : 1,000万円～1億円(1,000万円単位)、2億円～5億円(1億円単位)
- A-④** : 100万円、500万円～1,500万円(500万円単位)、2,000万円～1億円(1,000万円単位)、2億円～10億円(1億円単位)
- A-⑤** : 1,000万円。ただし、**A-④**を100万円または500万円に設定している場合は、**A-④**と同額。
- A-⑥** : 500万円～1,500万円(500万円単位)、2,000万円～1億円(1,000万円単位)
- A-⑦** : 3,000万円、5,000万円、1億円
- A-⑩** : 500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円

〈設定可能な免責金額パターン〉

- B-①** : なし(0円)、1万円、3万円、5万円、10万円～50万円(10万円単位)、100万円

業務固有の事故の補償

P.33 **特徴④**と併せてご確認ください。

(1)工事業、警備業務またはクリーニング業務を行うお客様については、基本補償①～③について、それぞれ以下のとおり業務固有の事故の補償が追加されます。

以下の事由について、被保険者(▲2)(工事完成遅延事故については記名被保険者(▲3))が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

業務	対象となる基本補償			事由
工事業	基本補償①	基本補償②	基本補償③	データ損壊事故 記名被保険者(▲3)が請け負った工事において、他人のデータまたはコンピュータ・プログラムの滅失または破損が、有体物の損壊(▲27)を伴わずに発生したこと
				記名被保険者(▲3)が請け負った工事において、基本補償①～③で保険金のお支払いの対象となる事故を直接の原因として、履行期日(工事請負契約書に定められた日)の翌日から起算して6日以上にわたる工事の完成遅延が発生したこと(記名被保険者(▲3)が単独で元請負人となる工事であって、事故の発生した日の翌日から起算して30日以内に履行期日が到来する工事に限ります。)
警備業務	基本補償①	—	—	・警備業務による他人の財物の紛失・盗取・詐取 ・警備業務による自動車等の所有・使用・管理に起因する警備対象物の損壊等(▲27)
	—	基本補償②	—	警備業務による他人の財物の紛失・盗取・詐取
	—	—	基本補償③	・被保険者(▲2)が運送を受託した警備対象物の損壊等(▲27) ・保管・修理等を目的として寄託された警備対象物について、保管施設外で発生した警備対象物の損壊等(▲27) ・警備対象物である付属品(▲48)のうち、カーナビまたはETC車載器等の損壊等(▲27)
クリーニング業務	—	—	基本補償③	洗たく物の誤配

(2)人材派遣業務、介護業務(▲49)または居宅介護支援業務(▲45)を行うお客様については、基本補償①をご契約いただく場合に限り、以下の業務固有の事故も補償の対象となります。

業務	事故	概要
人材派遣業務	不誠実行為事故	記名被保険者(▲3)が日本国内において行う人材派遣業務において、記名被保険者(▲3)の使用者による不誠実行為(▲46)に起因して他人の財産が不法に領得されたことにより、領得された財産について記名被保険者(▲3)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
介護業務(▲49)	徘徊による使用不能損害事故	記名被保険者(▲3)が日本国内において行う介護業務(▲49)において、認知症またはその疑いのある介護サービス利用者(▲50)の徘徊(介護サービス(▲51)の遂行中に発生したものに限ります。)に起因して、他人の財物が使用不能となったことにより、被保険者(▲2)がその財物の正当な権利を有する者に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金をお支払いします。ただし、他人の財物の使用不能が対人・対物事故(▲20)を伴わずに発生した場合に限ります。
	特定感染症事故	記名被保険者(▲3)が介護サービス(▲51)を提供する施設において介護サービス利用者(▲50)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症を発症し、記名被保険者(▲3)がこれに対応するための費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保健所その他の行政機関に届出または報告等を行った場合に限ります。
	サービス利用者捜索事故	介護サービス利用者(▲50)が介護サービス(▲51)を利用している間に行方不明となり、記名被保険者(▲3)がこれに対応するための費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、警察署長へ行方不明者に係る届出が行われた場合に限ります。
居宅介護支援業務(▲45)	経済的事故	記名被保険者(▲3)が日本国内において行う居宅介護支援業務(▲45)において、要介護・要支援状態にある者または介護予防事業のうち二次予防事業の対象者の財産に対して金銭上の損害を与えたことについて、被保険者(▲2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(3)以下の業務固有の事故については、それぞれの事故について、以下の支払限度額(▲6)・免責金額(▲4)が適用されます。
(支払限度額(▲6)は、それぞれの事故に個別に適用され、他の事故と共有しません。)

業務	事故	1事故支払限度額	保険期間中支払限度額	1事故免責金額
工事業	データ損壊事故	1,000万円	1事故と同額	なし(0円)
	工事完成遅延事故	1,000万円*1	1,000万円	なし(0円)
人材派遣業務	不誠実行為事故	1,000万円	1事故と同額	なし(0円)
介護業務 (▲49)	徘徊による使用不能損害事故	1,000万円	1事故と同額	なし(0円)
	特定感染症事故*2	100万円	1事故と同額	なし(0円)
	サービス利用者搜索事故*2	100万円(1名20万円)*3	1事故と同額	なし(0円)
居宅介護支援業務 (▲45)	経済的事故	1,000万円	1事故と同額	なし(0円)

*1 工事請負契約書に記載された損害賠償金額(違約罰としての違約金を含みません。)または1,000万円のいすれか低い額を限度とします。

*2 補償の対象となる費用の詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

*3 搜索協力者に対する謝礼金は、協力者1名または1法人につき、5,000円を限度とします。

(4)業務固有の、保険金をお支払いできない場合があります。➡ 詳細は、P.64～65をご確認ください。

保険料の算出に必要な事項

- (1)お客様の業種と、ご契約時に把握できる最近の会計年度(1年間)の売上高(建設業の場合は完成工事高)をご確認ください。建設業の場合は工事の種類ごとの完成工事高の内訳も併せてご確認ください。
- (2)基本補償④をご契約いただく場合は、ご契約時に把握できる最近の一定日の借用事務所・店舗等の建物数、および借上社宅の戸室数をご確認ください。

5. 労災事故に関する補償

ご契約の対象外の業種

お客様の業種に、以下の業種が含まれる場合は、労災事故に関する補償をご契約いただくことができません。

社会教育事業(博物館、美術館、動物園、植物園、水族館を除きます。)、社会保険・社会福祉・介護事業(児童福祉事業、老人福祉・介護事業を除きます。)、政治・経済・文化団体、宗教、保健衛生、外国公務、国家公務、地方公務または集会場・卸売市場・家畜保健衛生所等のサービス業

支払保険金の種類

以下の保険金をお支払いします。

法定外補償

法定外補償 保険金	以下の保険金をいいます。 ●死亡補償保険金*1 ●後遺障害補償保険金*1 ●休業補償保険金*2
災害付帯費用 保険金	法定外補償保険金のうち、死亡補償保険金または後遺障害等級区分1級から7級までのいずれかに該当する後遺障害補償保険金が支払われる場合に、追加してお支払いする所定の保険金(定額)をいいます。

*1 同一の被用者(▲57)が被った身体の障害(▲53)については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複してのお支払いは行われず、いずれか高い金額を限度とします。

*2 同一の被用者(▲57)が被った身体の障害(▲53)についてお支払いする休業補償保険金は、1,092日分を限度とします。

使用者賠償

法律上の 損害賠償金	法律の規定に基づき被保険者(▲2)が被用者(▲57)に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。 法律上の損害賠償金の額から以下の金額の合計額を差し引いた金額*3に対して、支払限度額(▲6)を限度に保険金をお支払いします。 ①政府労災保険等(▲58)により給付されるべき金額(特別支給金を含みません。) ②自賠責保険契約(▲52)または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ③以下のいずれかの金額 ア. 法定外補償規定(▲60)を定めている場合は、その規定に基づき支払うべき金額 イ. 法定外補償規定(▲60)を定めていない場合は、この保険契約の法定外補償またはこれと同種の補償責任保険契約により支払われる保険金の額
争訟費用*4	損害賠償請求に関する争訟について、被保険者(▲2)が東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
損害防止軽減 費用*4	被保険者(▲2)が他人から損害の賠償を受ける権利の保全または行使に必要な手続きを講じるために東京海上日動の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。
協力費用*4	東京海上日動が被保険者(▲2)に代わって、被害者による損害賠償請求の解決にあたる場合において、被保険者(▲2)が東京海上日動の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

*3 免責金額(▲4)の設定がある場合は、この金額から免責金額(▲4)を差し引きます。

*4 全額をお支払いします。また、政府労災保険等(▲58)による給付がされない場合でも、補償の対象となります。

保険金額と支払限度額

法定外補償

方 式	保険金額(▲5)の設定方法	保険金額(▲5)の単位
定額方式	実額で設定します。	死亡・後遺障害 ○万円 休業(1日あたり) ○円
定率方式	1被用者(▲57)あたりの平均賃金(1日分)×○日分として設定します。 休業補償については、1被用者(▲57)あたりの平均賃金(1日分)の○%として設定します。	死亡・後遺障害 ○日分 休業(1日あたり) ○%

*5 被保険者(▲2)が法定外補償規定(▲60)を定めている場合は、その規定の補償額の範囲内で各保険金額(▲5)を設定していただきます。ただし、使用者賠償を併せてご契約いただく場合は、法定外補償規定(▲60)と異なる保険金額(▲5)は設定できません。

●災害付帯費用については、以下の表の基本型・増額型のいずれかから選択します。

定額 方式	身体の障害の程度	基本型		増額型			
		死亡	40万円	100万円	死亡	平均賃金の80日分(40万円限度)	平均賃金の200日分(100万円限度)
	後遺障害等級1級から3級	10万円	25万円		後遺障害等級1級から3級	平均賃金の20日分(10万円限度)	平均賃金の50日分(25万円限度)
	後遺障害等級4級から7級	5万円	15万円		後遺障害等級4級から7級	平均賃金の10日分(5万円限度)	平均賃金の30日分(15万円限度)

<設定可能な支払限度額(▲6)パターン>

(1名につき) :500万円、1,000万円～1億円(1,000万円単位)、2億円～5億円(1億円単位)

(1災害(▲61)につき) :1,000万円～1億円(1,000万円単位)、2億円～5億円(1億円単位)

(事故対応費用の支払限度額(▲6)) :1事故につき500万円(初期対応費用(▲55)のうち、身体障害見舞費用については、被用者(▲57)1名につき10万円)

*6 免責金額(▲4)は、法定外補償をご契約いただかない場合であって、被保険者(▲2)が法定外補償規定(▲60)を定めていないときに限り、設定することができます。

使用者賠償

保険料の算出に必要な事項

お客様の業種と、ご契約時に把握できる最近の会計年度(1年間)の売上高(建設業の場合は完成工事高)をご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

財産に関する補償	<p>以下の損害に対しては保険金をお支払いできません。 なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。</p>
	<h2>1.すべての事故共通</h2> <ul style="list-style-type: none">(1)ご契約者(▲1)、被保険者(▲2)、またはそれらの代理人、同居の親族の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害(2)(1)に規定する者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害(3)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害。ただし、火災等の事故によつて建物の外側の部分が破損したために生じた場合を除きます。(4)被保険者、被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為によって生じた損害(5)火災等の事故の際の紛失、盗難によって生じた損害(6)自動販売機、両替機、駐車券発行機、コインランドリーの洗たく機・乾燥機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械やこれらに収容される通貨等(▲7)または動産の盗難によって生じた損害(7)掘削機械の盗難によって生じた損害(8)冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害(同一敷地内で生じた火災による場合は除きます。)(9)電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害(10)万引きによって商品・製品等に生じた損害(11)商品・製品等である植物、動物に生じた枯死、死亡以外の損害(12)保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害(13)自然の消耗または劣化、性質による蒸れ、変色、変質、さび、腐食、ひび割れ、剥がれ、ねずみ食い、虫食い等に起因してこれらが生じた部分に発生した損害(14)保険の対象の機能に支障をきたさない単なる外観上の損傷または汚損の損害(15)以下の事由によって生じた損害<ul style="list-style-type: none">①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等②地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故④上記①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)⑤発生原因が何であるかにかかわらず、損害保険金のお支払対象となる事故の上記①から③までの事由による延焼または拡大⑥上記①から③までの事由に伴う秩序の混乱
	<h2>2.電気的・機械的事故、その他偶然な破損事故等固有</h2> <ul style="list-style-type: none">(1)差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害(2)ご契約者または被保険者の使用人、保険の対象の使用や管理を委託された者またはその使用人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害(3)以下の事由によって生じた損害<ul style="list-style-type: none">①保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験、調整等の作業における作業上の過失または技術の拙劣②保険の対象の置き忘れまたは紛失③土地の沈下、移動または隆起(4)保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に生じた損害(5)詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害(6)電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害(7)凍結によって保険の対象である建物の専用水道管に生じた損害(8)保険の対象である液体、粉体、気体等の流動体に生じた汚染、他物の混入、変質等の損害(9)楽器の弦のみ、打皮のみに生じた破損による損害や音色または音質の変化の損害(10)以下の物に生じた損害<ul style="list-style-type: none">①工事の発注者に被保険者が含まれている新築、増築、改築、修繕もしくは取りこわし中の建物もしくは土木構造物、または組立もしくは据付中の屋外設備装置もしくは設備・什器等②自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品③設備・什器等であるハンググライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウインドサーフィンおよびこれらの付属品④設備・什器等であるラジコン模型(ドローンを含みます。)およびこれらの付属品⑤商品・製品等である動物、植物⑥保険の対象である建物に付属する生垣⑦設備・什器等である移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品(11)保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害

以下の損害または費用に対しては保険金をお支払いできません。

なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

1.建設工事危険補償特約、組立工事危険補償特約、土木工事危険補償特約共通

- (1)ご契約者(▲1)、被保険者(▲2)、またはそれらの代理人、工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (2)(1)に規定する者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (3)風、雨、雹、砂塵その他これらに類するものの保険の対象または保険の対象を収容する建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害。ただし、火災等の事故によって保険の対象または保険の対象を収容する建物が破損したために生じた場合を除きます。
- (4)差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- (5)ご契約者、被保険者または工事現場責任者が、損害発生後その日を含めて30日以内に知ることのできなかった盗難の損害
- (6)残材調査の際に発見された紛失または数量の不足の損害
- (7)保険の対象が対象工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- (8)保険の対象の性質もしくは瑕疵またはその自然の消耗もしくは劣化の損害
- (9)ご契約者、被保険者または工事現場責任者が、工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
- (10)ご契約者または被保険者が、対象工事に関して、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の理由による債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
- (11)以下の事由によって生じた損害
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
 - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④左記①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 - ⑤発生原因が何であるかにかかわらず、損害保険金のお支払対象となる事故の左記①から③までの事由による延焼または拡大
 - ⑥左記①から③までの事由に伴う秩序の混乱
- (12)湧水の止水または排水費用

2.建設工事危険補償特約固有

- (1)寒気、霜または氷によって生じた損害
- (2)工事用仮設材として使用される矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- (3)保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用

3.組立工事危険補償特約固有

- (1)寒気、霜または氷によって生じた損害
- (2)工事用仮設材として使用される矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- (3)保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用
- (4)労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱によって生じた損害
- (5)騒擾によって生じた損害

4.土木工事危険補償特約固有

- (1)寒気、霜、氷または雪災によって生じた損害
- (2)矢板、杭、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際に生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- (3)掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
- (4)浚渫部分に生じた埋没または隆起の損害
- (5)捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害
- (6)切土法面、盛土法面、整地面または自然面の肌落ちまたは浸食の損害
- (7)ケーソンの沈設不能の損害
- (8)沈設中のケーソンおよび推進中の推進管の刃口に生じた損害
- (9)シールド機械または推進管の推進不能の損害
- (10)芝、樹木その他の植物について生じた損害
- (11)土捨場または土取場における土砂崩壊によって生じた損害。ただし、土捨場または土取場における本工事について生じた土砂崩壊を除きます。
- (12)舗装工事またはこれに類する工事における仕上げ表面の波状変形、剥離、ひび割れその他これらに類する損害
- (13)コンクリート部分のひび割れの損害。ただし、不測かつ突発的な外因の作用により生じたひび割れを除きます。
- (14)支保工建込み後に土圧によって、支保工、掛矢板その他これらに類する物に生じた損害。ただし、不測かつ突発的な事故により生じた損害を除きます。
- (15)騒擾によって生じた損害
- (16)不発弾または機雷によって生じた損害
- (17)保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥の修理、取替、除去または補強に要した費用もしくはその他の追加費用。ただし、これらの欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害を除きます。
- (18)土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
- (19)ケーソンの沈設位置またはシールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向もしくは位置の矯正に要する費用
- (20)ケーソンのひずみの矯正に要する費用
- (21)排水溝等に流入した土砂、水、岩石、草木その他これらに類する物を除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である排水溝等に損害が生じた場合を除きます。
- (22)矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物の継ぎ目から土砂、水または土砂水が流入した場合の排土・排水費用もしくは清掃費用またはこれらの物の流入を防止するために要する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象である、矢板、杭、H形鋼、地中壁その他これらに類する物に損害が生じたために土砂、水または土砂水が流入した場合を除きます。
- (23)海水のたまりを除去する費用。ただし、不測かつ突発的な事故により保険の対象に損害が生じた場合を除きます。
- (24)基礎、支持地盤その他これらに類する物の支持力不足に起因して沈下した保険の対象の位置の矯正に要する費用

以下の損失に対しては保険金をお支払いできません。

なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

1.すべての事故共通

- (1)ご契約者(▲1)、被保険者(▲2)、またはそれらの代理人、同居の親族の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失
- (2)(1)に規定する者以外の者が保険金を受け取るべき場合のその者またはその者の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失
- (3)風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、火災等の事故によって建物の外側の部分が破損したために生じた場合は除きます。
- (4)被保険者、被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力・破壊行為によって生じた損失
- (5)火災等の事故の際の紛失、盗難によって保険の対象に生じた損害によって生じた損失
- (6)自動販売機、両替機、駐車券発行機、コインランドリーの洗たく機・乾燥機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械やこれらに収容される通貨等(▲7)または動産の盗難によって保険の対象に生じた損害によって生じた損失
- (7)掘削機械の盗難によって保険の対象に生じた損害によって生じた損失
- (8)冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に損害が生じたことによって生じた損失(同一敷地内に生じた火災による場合は除きます。)
- (9)1時間未満の電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた損失
- (10)万引きによって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失
- (11)商品・製品等である植物、動物に生じた枯死、死亡以外の損害によって生じた損失
- (12)法令等の規制によって生じた損失(ただし、食中毒の疑いがある場合における行政機関による営業の禁止、停止その他の処置による損失は除きます。)
- (13)保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損失
- (14)以下の事由がユーティリティ設備に生じたことによって生じた損失
 - ①ユーティリティ設備の能力を超える利用、他の利用者による利用の優先
 - ②賃貸借契約等の契約または各種の免許の失效、解除または中断
 - ③脅迫行為
 - ④水源の汚染、渇水または水不足
- (15)ユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害されたために生じた損失
- (16)保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
- (17)自然の消耗または劣化、性質による蒸れ、変色、変質、さび、腐食、ひび割れ、剥がれ、ねずみ食い、虫食い等に起因してこれらが生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失
- (18)保険の対象の機能に支障をきたさない単なる外観上の損傷または汚損の損害が保険の対象に生じたことによって生じた損失
- (19)保険の対象に損害が生じたことによって家賃収入(▲17)に生じた損失
- (20)以下の事由によって生じた損失
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
 - ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - ④上記①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大
 - ⑤発生原因が何であるかにかかわらず、損害保険金のお支払対象となる事故の上記①から③までの事由による延焼または拡大
 - ⑥上記①から③までの事由に伴う秩序の混乱

2.電気的・機械的事故、その他偶然な破損事故等固有

- (1)差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損失
- (2)ご契約者または被保険者の使用人、保険の対象の使用や管理を委託された者またはその使用人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失
- (3)以下の事由により保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
 - ①保険の対象に対する加工、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験、調整等の作業における作業上の過失または技術の拙劣
 - ②保険の対象の置き忘れまたは紛失
 - ③土地の沈下、移動または隆起
- (4)保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失
- (5)詐欺または横領によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失
- (6)電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害によって生じた損失
- (7)凍結によって保険の対象である建物の専用水道管に損害が生じたことによって生じた損失
- (8)保険の対象である液体、粉体、気体等の流動体に生じた汚染、他物の混入、変質等の損害によって生じた損失
- (9)商品・製品等である動物、植物に生じた損害によって生じた損失
- (10)設備・什器等である移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品に生じた損害によって生じた損失
- (11)保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任を負うべき損害が保険の対象に生じたことによって生じた損失

3.食中毒固有

脅迫行為によって生じた損失

■保険金をお支払いしない主な場合

直接・間接を問わず、以下の損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

1.すべての事故・費用共通^{*1}

- (1)ご契約者(▲1)または被保険者(▲2)の故意
- (2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
- (3)地震、噴火、洪水、津波または高潮
- (4)核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- (5)汚染物質の排出等(突発的な事故によって不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、東京海上日動に通知されたものを除きます。)
- (6)石綿(アスベスト)または石綿の代替物質等が有する発がん性その他の有害な特性
- (7)医療行為等
- (8)はり、きゅう、あん摩・マッサージ等
- (9)カイロプラクティック、整体その他これらと類似の行為のうち、特定の施術
- (10)医師法等に違反し、もしくは違反するおそれのあるエステティック、垢すりまたはアロマテラピー等
- (11)法令により、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを禁じられている専門的行為
- (12)LPGガス販売業務、産業廃棄物処理業務または遊漁船業務
- (13)スキューバダイビング、山岳登攀等の運営、指導、監督または引率
- (14)被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (15)被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- (16)被保険者の使用者が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(▲53)に起因する賠償責任

*1 基本補償⑧リコール事故の補償には適用しません。

2.基本補償①～⑧固有

基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償

- (1)自動車、原動機付自転車、航空機または施設(▲18)外における船舶・車両・動物の所有・使用・管理(作業場(▲21)の内部において発生した作業場内専用車(▲22)による事故を除きます。)
- (2)建物外部から内部への雨、雪、雹、みぞれまたはあられの浸入・吹込み
- (3)飛散防止対策等の措置を取らずに行われた仕事による塗料その他の塗装用材料・鉄粉等の飛散・拡散
- (4)ちり・ほこりまたは騒音
- (5)管理下財物(▲26)の損壊(▲27)について、その財物の正当な権利を有する者に対する賠償責任
- (6)託児(▲23)の対象である0歳児(▲24)の身体の障害

基本補償② 生産物・完成作業事故の補償

- (1)被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物(▲19)または行った事業活動の結果(▲25)
- (2)以下の財物の損壊またはその使用不能
 - ①生産物
 - ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物
 - ③完成品(▲44)
 - ④生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合は、その機械・工具によって製造・加工された財物
- (3)生産物または仕事の目的物の効能・性能に関する不当な表示または虚偽の表示
- (4)たばこ、武器、航空機(構成部品を含みます。)、医薬品(記名被保険者(▲3)が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可を得て開設された日本国内の薬局・店舗において販売・提供・調剤する場合を除きます。)および飼料(構成物質を含みます。)、DES、トリアジラム、L-トリプトファンまたは体内移植用シリコーン
- (5)事業活動が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材
- (6)土地造成工事、地盤改良工事、埋立工事、護岸工事または浚渫工事の結果
- (7)リコール措置

基本補償③ 管理下財物事故の補償

〈賠償損害〉

- (1)前記「**基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償**」(1)～(4)^{*2}に記載の事由等
- (2)管理下財物である植物、動物、勲章、き章、稿本、設計書、雛型等に生じた損壊等(▲27)
- (3)被保険者が運送を受託した貨物に生じた損壊等(貨物の損壊等が作業場の内部において発生した場合を除きます。)
- (4)被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものおよびこれに備え付けられ同時に借用した什器・備品に生じた損壊等
- (5)被保険者が管理下財物を私的目的で使用している間に生じた損壊等
- (6)自然発火・自然爆発した管理下財物自体の損壊
- (7)自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- (8)ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- (9)管理下財物が寄託者その他財物の正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊等
- (10)塗装用材料の色または特性等の選択の誤り
- (11)消耗品または消耗材に単独に生じた損壊
- (12)保管・修理・点検・加工・整備を目的として寄託された管理下財物について、保管施設外で発生した管理下財物事故(業務の通常の過程として一時に保管施設外で管理している間に発生したものを除きます。)
- (13)修理・点検・加工・整備に関する技術の拙劣または仕上不良
- (14)付属品(▲48)のうち、カーナビ、ETC車載器その他これらに準ずる物に生じた損壊等(管理自動車(▲31)の他の部分と同時にまたは火災もしくは爆発によって発生した損壊等を除きます。)

*2 前記「**基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償**」(1)については、以下のものを除きます。

- ・自動車・原動機付自転車または施設外における車両の所有・使用・管理
- ・施設外における船舶の修理・点検・加工・整備

事業活動を取り巻く
リスク一覧表

財産に関する補償
工事に関する補償

休業に関する補償

賠償責任に関する補償

労災事故に関する補償
お役立ち情報への
ご契約に関する
ご注意事項

ご契約に関する
ご注意事項

保険金をお支払い
しない場合

用語の解説

ご契約にあたっての
ご注意事項

- (15)自動車使用不能損害事故のうち、以下のいずれかの期間において発生したもの
 - ①使用不能が発生した最初の日からその日を含めて3日目または被害者がその発生を知った日のいずれか遅い日まで
 - ②使用不能が発生した最初の日からその日を含めて31日目以降
 - (16)支給財物(▲30)、リース・レンタル財物(▲29)または保管・修理等を目的として寄託された財物の使用不能
 - (17)リース・レンタル財物盗取・詐取事故
 - (18)リース・レンタル財物に生じた以下の損壊(▲27)
 - ①傷などの外観上の損壊にとどまり、その機能に支障のない損壊
 - ②保守・点検・修理・部品交換等の作業により生じた損壊
 - ③電気的または機械的原因により生じた損壊
 - (19)他の財物に組み込まれた後に発見された支給財物事故
 - (20)運転資格を持たない者または酒気を帯びた者が管理自動車(▲31)を運転している間に生じたその管理自動車の損壊等(▲27)
- 〈コインロッカー等収納品見舞費用〉
- (21)前記「**基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償**」(1)～(4)*1に記載の事由等
 - (22)被保険者(▲2)が所有し、または私的な目的で使用する財物に生じた事故
 - (23)財物の使用不能

基本補償④ 借用不動産損壊事故の補償

〈賠償損害・借用不動産修理費用共通〉

- (1)前記「**基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償**」(1)～(4)*1に記載の事由等
- (2)借用不動産(▲32)の修理・改造・取壊し等の工事
- (3)借用不動産のかし
- (4)借用不動産の日常の使用に伴う摩滅、消耗、劣化、汚損、破損、自然の消耗または性質によるさび、かび、変質その他類似の現象
- (5)ねずみ食い、虫食いその他類似の現象

〈賠償損害〉

- (6)被保険者が借用不動産を貸主に引き渡した後に発見された損壊
- (7)被保険者の親会社、子会社または関連会社に対する賠償責任

〈借用不動産修理費用〉

- (8)借用不動産の使用または管理を委託された者の故意
 - (9)被保険者の破壊行為
 - (10)借用不動産に対する清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
 - (11)凍結による借用不動産の専用水道管の損壊
 - (12)借用不動産の汚損、すり傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損壊であって、借用不動産の機能に直接関係のないもの
- 基本補償⑤ コンピュータ・ネットワーク事故の補償**
- (1)他人の身体の障害(▲53)または財物の損壊等
 - (2)被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝活動・放送活動・出版活動
 - (3)通常要するテストを実施していないプログラム・ソフトウェアのかし
 - (4)プログラム・ソフトウェアのテスト期間中または正式使用後1か月以内に生じた記名被保険者が所有・使用・管理するネットワーク構成機器・設備の機能の停止
 - (5)履行不能または履行遅滞(火災等の原因によるものを除きます。)
 - (6)人格権・宣伝侵害事故*2
 - (7)特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害
 - (8)情報漏えい事故*3
 - (9)決済業務の休止または阻害
 - (10)被保険者が支出したかどうかにかかわらず、事業活動の追完もしくは再履行または事業活動の結果(▲25)についての回収、点検、修理、交換その他の措置のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)
 - (11)日本国外でなされた損害賠償請求

■**基本補償⑥ ソフトウェア開発業務等事故の補償**

- (1)他人の身体の障害または財物の損壊等(ネットワーク構成機器・設備等に対するものを除きます。)
- (2)IT業務(▲34)の結果を利用して製作された製品・半製品・部品・工作物等の財物の不具合
- (3)販売分析・予測または財務分析の過誤
- (4)履行不能または履行遅滞(火災等の原因によるものを除きます。)
- (5)人格権・宣伝侵害事故*2
- (6)特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害(電気通信回線設備(▲47)により提供される電子データ・データベース・ソフトウェア・コンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。)
- (7)コンピュータ・ネットワーク事故*4
- (8)情報漏えい事故*3
- (9)ソフトウェア開発またはプログラム作成について、その業務の結果を引き渡す前に、または、引渡し後1か月を経過する時までに、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合はその損害
- (10)被保険者が支出したかどうかにかかわらず、IT業務の追完・再履行またはIT業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)
- (11)日本国外でなされた損害賠償請求

*1 前記「**基本補償① 施設・事業活動遂行事故の補償**」(1)については、自動車・原動機付自転車または施設外における車両の所有・使用・管理を除きます。

*2 人格権・宣伝侵害事故補償特約をセットいただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。

*3 基本補償⑦情報漏えい事故の補償をご契約いただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。

*4 基本補償⑤コンピュータ・ネットワーク事故の補償をご契約いただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。

■保険金をお支払いしない主な場合

■基本補償⑦ 情報漏えい事故の補償

- (1)被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
- (2)他人の身体の障害
- (3)他人の財物の損壊等^{*5}またはその使用の不能・阻害
- (4)被保険者によって、または被保険者のために行われた広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
- (5)株価または売上高の変動
- (6)信用のき損、信頼の失墜またはブランド力の低下
- (7)被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報漏えい事故にあたるとしてなされた請求またはその請求により生じた費用
- (8)記名被保険者の執行機関に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- (9)日本国外でなされた損害賠償請求

■基本補償⑧ リコール事故の補償

- (1)自動車、原動機付自転車、自転車、電池、ACアダプター、充電器、チャイルドシート、血液製剤、たばこ、電子たばこ、武器、航空機のかしに起因するその財物の回収等(記名被保険者^{⑩⑪}3)が製造・販売を行った財物が、これらの原材料、部品(添加物および資材を含む。)、容器または包装として使用された場合を除きます。)
- (2)記名被保険者またはその法定代理人の故意または重大な過失による事故の発生もしくはそのおそれまたは法令違反
- (3)戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- (4)生産物(^{⑩⑪}19)の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等
- (5)消費期限等の品質保持期限を定めて製造・販売等を行った生産物の同期間経過後の品質劣化等
- (6)核燃料物質等の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- (7)生産物の修理または代替品のかしまたは異物混入のおそれ
- (8)牛海綿状脳症(BSE)もしくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定された感染症またはそれのおそれ
- (9)記名被保険者^{*6}の故意もしくは重大な過失により発生した表示漏れ・表示誤りまたは記名被保険者^{*6}による脅迫行為・加害行為
- (10)初年度契約の保険期間の初日の前日から1年以上前に記名被保険者の占有を離れた生産物の回収等
- (11)記名被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任

*5 被保険者が事業活動の遂行のために使用・管理する紙・磁気ディスク等の紛失・盗取・詐取に起因して発生した情報漏えい事故は、補償の対象となります。

*6 法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務の執行機関を含みます。

3.各業務固有

- [1]工事業、警備業務、クリーニング業務を行うお客様については、前記の事由等のほか、以下の事由等によって生じた損害に対しても、保険金をお支払いできません。^{*7}

〈工事業(記名被保険者が請け負った工事)〉

- (1)被保険者の故意または重大な過失による法令違反
- (2)土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した以下の事象^{*8}
 - ・土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる工作物^{*9}、植物または土地の損壊
 - ・土地の軟弱化または土砂の流入により発生した地上の工作物^{*9}もしくはその基礎部分または土地の損壊
 - ・地下水の増減
- (3)発注者への引渡しから10年が経過した仕事の目的物

〈警備業務〉

- (1)被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して遂行した警備業務
- (2)被保険者が警備業法もしくは道路運送法に基づく認定・免許を受けずにまたは認定・免許を取り消された後に遂行した警備業務
- (3)被保険者が発注者との間の警備契約書または運送契約書に基づかず遂行した警備業務

〈クリーニング業務〉

- (1)洗たく物のかし
- (2)クリーニング業務の技術上の重大な過失(これによって火災等が発生した場合を除きます。)
- (3)洗たく物の修理、加工または染色・色抜き
- (4)洗たく物の使用不能

*7 工事業における工事完成遅延事故については、前記「1.すべての事故・費用共通」(14)を除きます。また、警備業務については、前記「**基本補償①** 施設・事業活動遂行事故の補償」(1)および「**基本補償③** 管理下財物事故の補償」(3)(12)(14)を除きます。

*8 地盤崩壊事故補償特約をセットいただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。

*9 人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます。

【2】人材派遣業務における不誠実行為事故、介護業務(▲49)における徘徊による使用不能損害事故および居宅介護支援業務(▲45)における経済的事故については、以下の事由等によって生じた損害に対して、保険金をお支払いできません。

〈人材派遣業務における不誠実行為事故〉

- (1) 保険期間の末日またはこの保険契約の解除日のいずれか早い日から1年が経過した後に発見された不誠実行為(▲46)
- (2) 穴埋め行為^①(これによって生じた損害のうち、既に行われた不誠実行為による損害を超過する部分を除きます。)
- (3) 不誠実行為によって不法に領得された財物の使用不能(収益減少を含みます。)
- (4) 行為者を特定することができない不誠実行為

〈介護業務における徘徊による使用不能損害事故〉

- (1) 被保険者(▲2)の故意または重大な過失による法令違反
- (2) 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為(過失犯を除きます。)
- (3) 霽迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為
- (4) 法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
- (5) 被保険者の介護サービス(▲51)の履行不能または履行遅滞
- (6) 特許権、著作権、商標権等の知的財産権の侵害
- (7) データまたはコンピュータ・プログラムの損壊(▲27)(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限ります。)
- (8) 被保険者が所有、使用または管理する財物の使用不能
- (9) コンピュータ・ネットワーク事故^②
- (10) 徘徊の予防措置を全く取らなかったために発生した徘徊による使用不能損害事故
- (11) 無賃乗車または無錢飲食

〈居宅介護支援業務における経済的事故〉

- (1) 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
- (2) 介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為
- (3) 被保険者の使用人による不誠実行為
- (4) 名誉・信用のき損またはプライバシーの侵害もしくは秘密の漏えい
- (5) 特許権・著作権・商標権等の知的財産権の侵害
- (6) 被保険者による居宅介護支援業務の結果の保証(これによって加重された賠償責任部分に限ります。)
- (7) 日本国外でなされた損害賠償請求

*① 既に行われた不誠実行為による損害を消滅または軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。

*② 基本補償⑤コンピュータ・ネットワーク事故の補償をご契約いただくことにより、その一部を補償の対象とすることができます。

■保険金をお支払いしない主な場合

労災事故に関する補償	<p>以下の損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。 なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。</p> <h2>1.法定外補償・使用者賠償共通</h2> <ul style="list-style-type: none">(1)ご契約者(▲1)もしくは被保険者(▲2)またはこれらの事業場の責任者の故意(2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等(3)地震、噴火またはこれらによる津波(4)核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用(5)石綿(アスベスト)または石綿の代替物質等が有する発がん性その他の有害な特性(6)被保険者の下請負人またはその被用者(▲57)が被った身体の障害(▲53)(建設事業を除きます。)(7)風土病による身体の障害(8)職業性疾病(▲59)による身体の障害 <h2>2.法定外補償固有</h2> <ul style="list-style-type: none">(1)被用者の故意または重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害(2)被用者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔ってもしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に、その被用者本人が被った身体の障害(3)被用者の故意による犯罪行為によって、その被用者本人が被った身体の障害(4)休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業 <h2>3.使用者賠償固有</h2> <ul style="list-style-type: none">(1)被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定(▲60)がある場合は、その契約または規定がなければ被保険者が負担しなかつたであろうと認められる損害賠償金または費用(2)被保険者が個人の場合は、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用(3)休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金(4)労災保険法等(▲62)によって給付を行った保険者が費用の徴収を行うことにより、被保険者が負担する金額	
	<p>事業活動を取り巻く リスク一覧表</p>	
	<p>財産に関する補償</p>	
	<p>工事に関する補償</p>	
	<p>休業に関する補償</p>	
	<p>賠償責任に関する補償</p>	
	<p>労災事故に関する補償</p>	
	<p>経営者の皆様への お役立ち情報</p>	
	<p>ご契約に関する注意事項</p>	
	<p>保険金をお支払いしない主な場合</p>	



用語の解説

ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称	ペットネーム・略称	正式名称
超ビジネス保険	事業活動包括保険	休業に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(休業補償条項)
財産に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(財産補償条項)	賠償責任に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(賠償責任補償条項)
工事に関する補償	建設工事危険補償特約、組立工事危険補償特約、土木工事危険補償特約	労災事故に関する補償	事業活動包括保険普通保険約款(労災事故補償条項)

用語	解説								
1 契約者	<p>保険契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)であり、保険契約上の様々な権利を有し、義務を負います。保険約款には、「保険契約者」と記載されています。</p>								
	<p>補償を受けることができる方をいい、補償ごとに以下に該当する方をいいます。</p> <p>財産に関する補償</p> <p>【下記以外】保険の対象の所有者で、保険証券に記載されている方 【弁護士費用等補償特約】日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故により損害を被った以下 (1)または(2)のいずれかに該当する方 (1)被害者*1 (2)被害者の法定相続人(個人である被害者が死亡した場合に限ります。) *1 以下①～③のいずれかに該当する方をいいます。ただし、②および③については、①の業務に関する限りにおいて、被害者とします。 ①記名被保険者 ②記名被保険者が法人である場合における、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関 ③記名被保険者の使用人</p> <p>工事に関する補償</p> <p>対象工事ごとに、以下(1)または(2)いずれかに該当する方 (1)記名被保険者 (2)対象工事の工事関係者のうち、以下①～③のいずれかに該当する方 ①記名被保険者でない受注者または発注者 ②記名被保険者の下請負人となる専門工事事業者、機器メーカーおよび供給者 ③保険の対象にリース物件が含まれる場合は、その物件を所有しているリース業者</p> <p>休業に関する補償</p> <p>保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害されたために損失を被る方で、保険証券に記載されている方</p> <p>賠償責任に関する補償</p> <p>記名被保険者が行う事業活動に関する限りにおいて、下表の方が被保険者となります。*2 また、①～④の被保険者間を除き、それぞれ他人とみなされます(支払限度額は増額されません。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>被保険者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)下記(2)・(3)以外の事故または費用</td> <td> ①記名被保険者 ②記名被保険者の使用人*3 ③記名被保険者の執行機関(理事、取締役その他法人の業務を執行する機関)(記名被保険者が法人である場合) ④記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人である場合) ⑤記名被保険者の下請負人ならびにその執行機関および使用人 ⑥記名被保険者の請負業務の発注者(記名被保険者が元請負人となる請負業務である場合) </td></tr> <tr> <td>(2)コンピュータ・ネットワーク事故、ソフトウェア開発業務等事故、情報漏えい事故</td> <td>上記①～④の方</td></tr> <tr> <td>(3)生産物・完成作業事故</td> <td>上記①～⑥の方、委託販売人および部品等製造業者</td></tr> </tbody> </table> <p>*2 借用不動産損壊事故、リコール事故、事故対応費用補償特約の信頼回復広告費用、工事業における工事完成遅延事故、介護業務における特定感染症事故およびサービス利用者搜索事故、人材派遣業務における不誠実行為事故について、補償を受けることができる方は、記名被保険者に限ります。 *3 記名被保険者が養成研修を実施する介護事業者である場合は、協力会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している研修受講生を含みます。</p> <p>労災事故に関する補償</p> <p>記名被保険者</p>	条件	被保険者	(1)下記(2)・(3)以外の事故または費用	①記名被保険者 ②記名被保険者の使用人*3 ③記名被保険者の執行機関(理事、取締役その他法人の業務を執行する機関)(記名被保険者が法人である場合) ④記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人である場合) ⑤記名被保険者の下請負人ならびにその執行機関および使用人 ⑥記名被保険者の請負業務の発注者(記名被保険者が元請負人となる請負業務である場合)	(2)コンピュータ・ネットワーク事故、ソフトウェア開発業務等事故、情報漏えい事故	上記①～④の方	(3)生産物・完成作業事故	上記①～⑥の方、委託販売人および部品等製造業者
条件	被保険者								
(1)下記(2)・(3)以外の事故または費用	①記名被保険者 ②記名被保険者の使用人*3 ③記名被保険者の執行機関(理事、取締役その他法人の業務を執行する機関)(記名被保険者が法人である場合) ④記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人である場合) ⑤記名被保険者の下請負人ならびにその執行機関および使用人 ⑥記名被保険者の請負業務の発注者(記名被保険者が元請負人となる請負業務である場合)								
(2)コンピュータ・ネットワーク事故、ソフトウェア開発業務等事故、情報漏えい事故	上記①～④の方								
(3)生産物・完成作業事故	上記①～⑥の方、委託販売人および部品等製造業者								
3 記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄にその名称・氏名が記載された方をいいます。								
4 免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。								

	用語	解説
財産に関する補償	5 保険金額	ご契約金額をいいます。
	6 支払限度額	お支払いする保険金の限度額をいいます。
	7 通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(約束手形および為替手形)、プリペイドカード、商品券、電子マネーおよび乗車券等をいいます。ただし、小切手および手形は被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。
	8 再取得価額	保険の対象と構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築・再取得するために必要な額をいいます。
	9 時価額	保険の対象の再取得価額による評価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。
	10 輸送中	保険の対象である商品・製品等が輸送開始のために、発送地における保管場所から搬出された時またはその保管場所において輸送用具へ直ちに積み込む目的で最初に動かされた時のいずれか早い時から、通常の輸送過程(輸送に伴う一時保管を含みます。)を経て、仕向地における保管場所に搬入された時またはその保管場所において輸送用具からの荷卸しが完了した時のいずれか遅い時までをいいます。
	11 管理物件	以下の財物をいいます。 ①被保険者が所有する財物(所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。) ②被保険者が占有または使用している財物 ③被保険者が直接作業を加えている財物(その作業の対象となっている部分をいいます。) ④被保険者が他人から借りている財物(リース契約により被保険者が占有する財物を含みます。) ⑤被保険者が保管施設において保管するために預かっている財物 なお、工事に使用される物や車両等、管理物件に含まれない物もあります。
	12 出精值引	施主の希望や予算に基づき適用される割引額をいいます。
	13 粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費を差し引いた残高をいいます。
	14 粗利益率	粗利益を、売上高で除した割合をいいます。
休業に関する補償	15 売上減少高	標準売上高から保険金支払対象期間の売上高を差し引いた残額をいいます。
	16 標準売上高	事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間にあたる期間の売上高をいいます。
	17 家賃収入	建物等の賃貸料で、次のいずれかに該当する料金および一時金等を含みます。 ①水道、ガス、電気、電話等の使用料金 ②権利金、礼金、敷金その他の一時金 ③賄料 ④共益費、管理費等 ⑤建物の賃貸に付随して利用される設備およびサービスの利用料金
	18 施設	記名被保険者が所有、使用または管理するすべての不動産または動産であって、日本国内に所在するものをいいます。
	19 生産物	【下記以外】記名被保険者が日本国内で製造、販売または提供し、かつ、被保険者の占有を離れた財物をいい、これに付随する包装・容器、表示ラベルまたは説明・警告書を含みます。 【リコール事故の補償】記名被保険者の占有を離れた財物(不動産を除きます。)またはそれを原材料、部品、容器もしくは包装として使用して製造または加工された財物(不動産を除きます。)をいい、これに付随して提供される景品を含みます。
賠償責任に関する補償	20 対人・対物事故	「対人事故」とは、他人の身体の障害をいい、「対物事故」とは、他人の財物の損壊をいいます。
	21 作業場	被保険者が日本国内において事業活動を行っている場所であって、不特定多数の人の出入りが制限されている場所をいいます。
	22 作業場内専用車	作業場の内部において被保険者が事業活動の遂行のために所有、使用または管理するブルドーザー、フォークリフト、ゴルフカート等の車両をいいます。ただし、ダンプカーは含まれません。
	23 託児	託児、保育、ベビーシッター等の名称を問わず児童をその保護者から預かることをいいます。
	24 0歳児	身体の障害を被った時点において0歳である者をいいます。
	25 事業活動の結果	仕事が終了しましたは放棄された後のものをいいます。仕事の目的物の引渡しを要するときは、「仕事が終了」とあるのは、「引渡し」とします。





用語の解説

用語	解説						
■ 26 管理下財物	以下の財物をいいます。ただし、⑦に規定するものについては、その財物を紛失し、またはその財物が盗取もしくは詐取された場合に限り、管理下財物とみなします。 ①被保険者が事業活動の遂行のために占有または使用している財物 ②被保険者が事業活動の遂行のために直接作業を加えている財物(その作業の対象となっている部分をいいます。) ③被保険者が事業活動の遂行のために他人から借りている財物(リース契約により被保険者が占有する財物を含みます。) ④被保険者が事業活動の遂行のために保管施設において保管を目的として預かっている財物 ⑤コインロッカー等に一時的に収納された他人の財物(④の財物を除きます。) ⑥支給財物 ⑦被保険者の行う事業が商法第594条第1項に掲げる客の来集を目的とする場屋の営業である場合において、その場屋の中に客が携帯した財物(①～⑥の財物を除きます。)						
■ 27 損壊、損壊等	「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいい、「損壊等」とは、損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。						
■ 28 コインロッカー等	不特定多数の利用者の来集を伴う施設内において、記名被保険者がその利用者向けに設置するセイフティボックス、コインロッカー等の保管庫をいいます。						
■ 29 リース・レンタル財物	被保険者が事業活動の遂行のためにリース契約、レンタル契約その他の賃貸借契約に基づき他人から借りている財物をいいます。ただし不動産を除きます。						
■ 30 支給財物	設置作業の目的物、記名被保険者が請負った工事(機械・家具類修理を含みます。)の遂行のために他人から支給された資材または工事用仮設物の材料であって、他人が所有しているものをいいます。						
■ 31 管理自動車	管理下財物である自動車または原動機付自転車およびこれらの車両の付属品をいい、以下のものを含みません。 ①燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 ②法令により自動車または原動機付自転車に定着させまたは装備することを禁止されている物 ③通常装飾品とみなされる物 ④積載物						
■ 32 借用不動産	記名被保険者が事業活動の遂行のために他人から1年以上の予定で借用する不動産であって日本国内に所在するものをいい、これに備え付けられ同時に借用する什器・備品を含みます。						
■ 33 借用不動産修理費用	借用不動産の貸主との契約に基づき、借用不動産を損壊が発生する直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。ただし、以下の財物に対する修理費用を除きます。 ①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部または地盤の構成物 ②玄関、ロビー、廊下、昇降機、門、塀、垣等の借用不動産使用者の共同の利用に供せられるもの						
■ 34 IT業務	日本国内で行われる以下の業務をいいます。 <table border="1"> <tr><td>(1)コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器を使用して行う次のいずれかの業務</td><td>①ソフトウェア開発またはプログラム作成 ②顧客データを受託して計算処理する業務 ③コンピュータ用の記録媒体にデータを書き込む業務 ④顧客の施設にオペレーター等の技術要員を派遣して行う顧客の情報処理システム、コンピュータ室等の管理運営受託業務 ⑤コンピュータを一定の時間を定めて賃貸するマシンタイムサービス業務 ⑥各種のデータを収集、加工、蓄積し、顧客の要求に応じて情報として提供するデータベースサービス業務 ⑦回線提供業者から電話回線等の回線を借用し、高度な通信処理機能等の付加価値を付与して販売するVANサービス業務</td></tr> <tr><td>(2)電気通信事業法が規定する電気通信業務</td><td></td></tr> <tr><td>(3)(1)または(2)に付随して行う次のいずれかの業務</td><td>①ホームページの開設または運営に使用するクライアントサーバの賃貸業務 ②ホームページまたはサイバーモールの受託運営業務または受託管理業務 ③電気通信回線設備または情報機器の保守、点検または整備の業務</td></tr> </table>	(1)コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器を使用して行う次のいずれかの業務	①ソフトウェア開発またはプログラム作成 ②顧客データを受託して計算処理する業務 ③コンピュータ用の記録媒体にデータを書き込む業務 ④顧客の施設にオペレーター等の技術要員を派遣して行う顧客の情報処理システム、コンピュータ室等の管理運営受託業務 ⑤コンピュータを一定の時間を定めて賃貸するマシンタイムサービス業務 ⑥各種のデータを収集、加工、蓄積し、顧客の要求に応じて情報として提供するデータベースサービス業務 ⑦回線提供業者から電話回線等の回線を借用し、高度な通信処理機能等の付加価値を付与して販売するVANサービス業務	(2)電気通信事業法が規定する電気通信業務		(3)(1)または(2)に付随して行う次のいずれかの業務	①ホームページの開設または運営に使用するクライアントサーバの賃貸業務 ②ホームページまたはサイバーモールの受託運営業務または受託管理業務 ③電気通信回線設備または情報機器の保守、点検または整備の業務
(1)コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器を使用して行う次のいずれかの業務	①ソフトウェア開発またはプログラム作成 ②顧客データを受託して計算処理する業務 ③コンピュータ用の記録媒体にデータを書き込む業務 ④顧客の施設にオペレーター等の技術要員を派遣して行う顧客の情報処理システム、コンピュータ室等の管理運営受託業務 ⑤コンピュータを一定の時間を定めて賃貸するマシンタイムサービス業務 ⑥各種のデータを収集、加工、蓄積し、顧客の要求に応じて情報として提供するデータベースサービス業務 ⑦回線提供業者から電話回線等の回線を借用し、高度な通信処理機能等の付加価値を付与して販売するVANサービス業務						
(2)電気通信事業法が規定する電気通信業務							
(3)(1)または(2)に付随して行う次のいずれかの業務	①ホームページの開設または運営に使用するクライアントサーバの賃貸業務 ②ホームページまたはサイバーモールの受託運営業務または受託管理業務 ③電気通信回線設備または情報機器の保守、点検または整備の業務						
■ 35 個人情報	個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ①その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等*1により特定の個人を識別することができるもの*2 ②個人識別符号*3が含まれるもの *1 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。 *2 他の情報と容易に照合ができる、それにより特定の個人を識別することができる情報を含みます。 *3 個人識別符号とは、次のものをいいます。 ①マイナンバー ②運転免許証番号 ③旅券番号 ④基礎年金番号 ⑤保険証番号 ⑥①から⑤までに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号						
■ 36 法人情報	実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。						
■ 37 第三者請求事故	情報漏えい事故のうち、被害者または被害法人以外の第三者(被保険者を含みません。)が、情報漏えい事故に起因して費用を負担することによって被る損害について、被保険者に対して損害賠償請求がなされたものをいいます。						
■ 38 事故対応期間	ご契約者、被保険者または東京海上日動のいずれかが最初に情報漏えい事故を発見した時からその翌日以降180日が経過するまでの期間をいいます。						

用語	解説
39 情報漏えい対応費用	<p>以下の費用のうち、情報漏えい事故(第三者請求事故を除きます。)の対応を被保険者が行うために必要かつ不可欠と認められるものをいいます。</p> <p>①新聞・テレビ等のマスメディアを通じて情報漏えい事故に関する説明または謝罪を行うための費用 ②情報漏えい事故の原因の調査費用 ③他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用 ④通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 ⑤情報漏えい事故に関して支出する以下の費用(ただし、東京海上日動の書面による同意を得て支出されたものに限ります。) ア.コンサルティング費用*4 イ.弁護士報酬*5 ⑥記名被保険者の使用人の超過勤務手当 ⑦記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ⑧謝罪のために被害者に対して支出する以下の費用 ア.見舞金 イ.金券の購入費用*6 ウ.見舞品の購入費用*7 ⑨謝罪のために被害法人に対して支出する見舞品の購入費用*7</p> <p>*4 情報漏えい事故発生時の対策または情報漏えい事故の再発防止対策についての助言の対価としてのものに限ります。 *5 ご契約者または被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。 *6 ご契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関する金券を除きます。 *7 ご契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。</p>
40 リコール費用	<p>以下に掲げるもののうち、生産物の回収等を実施するうえで必要かつ有益な費用であって、生産物の回収等の実施を目的とするものをいいます。</p> <p>①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 ③回収生産物か否かまたはかしの有無について確認するための費用 ④回収生産物の修理費用 ⑤代替品の製造原価または仕入原価 ⑥回収生産物と引換に返還するその生産物の対価(記名被保険者または回収等実施者の利益を控除した後の金額とします。) ⑦回収生産物または代替品の輸送費用 ⑧回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑨回収等の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑩回収等の実施により生じる出張費および宿泊費等 ⑪回収生産物の廃棄費用 ⑫信頼回復広告費用 ⑬在庫品廃棄費用 ⑭コンサルティング費用</p>
41 生産物・仕事の目的物損壊	<p>以下の財物の損壊をいいます。</p> <p>①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。)</p>
42 人格権侵害	<p>以下のものをいいます。</p> <p>①被保険者によって行われた不当行為*8による他人の自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害 ②被保険者によって行われた侵害行為*9による記名被保険者の役員もしくは使用人の精神的苦痛またはこれらの者の自由、名誉もしくはプライバシーの侵害</p> <p>*8 以下の行為をいいます。 ①不當な身体の拘束 ②口頭または文書もしくは図画等による表示 *9 日本国において行われた以下の行為をいいます。 ①労働者の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について行った差別的または不利益な取扱い ②職場において行われる性的な言動に対する対応により職場の労働者に不利益を与えたことまたはその性的な言動により就業環境を害したこと</p>
43 宣伝侵害	記名被保険者が製造、販売もしくは提供した商品・役務等に関して行われた広告・宣伝によって発生した他人の著作権の侵害または他人もしくはその商品・役務等に対する誹謗・中傷による権利侵害をいいます。
44 完成品	生産物を原材料、部品(添加物および資材を含みます。)、容器または包装として使用して製造または加工された財物をいいます。
45 居宅介護支援業務	<p>以下の業務をいいます。</p> <p>①要介護・要支援の認定等に関する申請代行または認定調査 ②介護予防事業のうち、二次予防事業の対象者の把握・調査 ③ケアプラン・介護予防ケアプランの作成ならびにこれらに基づくサービス提供の要請、仲介または連絡調整および対象者の継続管理または再アセスメント</p>
46 不誠実行為	日本国内において発生した窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。
47 電気通信回線設備	送信場所と受信場所を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備をいい、これらの付属設備を含みます。
48 付属品	<p>以下のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>①自動車または原動機付自転車に定着*10または装備*11されている物 ②自動車または原動機付自転車に固定され、車室内での使用のみを目的とするカーナビ、ETC車載器その他これらに準ずる物</p> <p>*10 ポリト、ナットもしくはねじ等で固定されており工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 *11 自動車または原動機付自転車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い備えつけられている状態をいいます。</p>





用語の解説

用語	解説
賠償責任に関する補償	<p>以下の業務またはサービスをいいます。</p> <p>①介護保険法に規定される業務 ②障害者総合支援法に規定される業務 ③ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習 ④その他①から③までに準ずる業務またはサービス</p>
	<p>記名被保険者が行う介護サービスを利用する者をいいます。</p>
	介護業務として遂行するサービスをいいます。
	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約または責任共済契約をいいます。
	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
	<p>被保険者が訴訟対応を行うために直接要した以下の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当なものをおきます。</p> <p>①被保険者^{*1}の使用人の超過勤務手当・臨時雇用費用 ②被保険者^{*1}の役員または使用人の交通費・宿泊費 ③増設コピー機のリース費用 ④被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 ⑤事故原因の調査費用 ⑥意見書・鑑定書の作成費用 ⑦相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用</p> <p>*1 賠償責任に関する補償では、記名被保険者およびその下請負人・発注者に限ります。</p>
賠償責任に関する補償・労災事故に関する補償共通	<p>被保険者が事故の初期対応を行うために直接要した以下の費用であって、その額および使途が社会通念上妥当ものをいいます。</p> <p>①事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 ②事故現場の取り付け費用 ③被保険者^{*2}の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ④通信費 ⑤身体障害見舞費用^{*3} ⑥書面による東京海上日動の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 ⑦その他①から⑥までに準ずる費用^{*4}</p> <p>*2 賠償責任に関する補償では、記名被保険者およびその下請負人・発注者に限ります。 *3 賠償責任に関する補償では、対人事故において、その身体の障害について被保険者が支払う見舞金・香典・見舞品購入費用をいいます。 労災事故に関する補償では、被用者の身体の障害について被保険者が支払う見舞金・香典・見舞品購入費用をいいます。 *4 賠償責任に関する補償では、対人事故以外の事故において被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を除きます。</p>
	<p>【事故対応費用補償特約】以下の費用のうち、記名被保険者が書面による東京海上日動の事前の同意を得て支出したものをおきます。</p> <p>①休業または営業再開の予定を新聞等で広告するための費用 ②事故の直接の結果として落ち込んだ生産物のマーケットシェア等を回復するために、記名被保険者が行った広告宣伝活動に要した費用^{*5} ③以下の対策についての助言の対価としてのコンサルティング費用 ア.②に規定する広告宣伝活動対策 イ.再発防止策^{*6}</p> <p>【リコール事故の補償】リコールの実施によって失われた記名被保険者または回収等実施者の信頼の回復を直接の目的として行われる広告宣伝活動のための必要かつ有益な費用^{*7}をいいます。</p> <p>*5 事故の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。 *6 賠償責任に関する補償では、事故が対人事故である場合に限ります。 *7 リコールの実施の有無にかかわらず通常要する費用を除きます。</p>
労災事故に関する補償	日本国内の事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者をいいます。
	労災保険法等に基づく労働災害補償制度をいいます。
	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し、発病したことをいいます。
	被用者に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
	被用者が業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。
	労働者災害補償保険法または船員保険法その他の日本国の労働災害補償法令をいいます。



ご契約にあたってのご注意事項

- 申込書等に★または☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

告知義務	申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできることがありますので、ご注意ください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。
通知義務	申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合は、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

- 申込書等に◎が付された事項は、ご契約の内容によってご契約に関する重要な事項(告知事項または通知事項)となることがあります。

詳細は、「重要事項説明書」をご確認ください。

- 通知義務の対象ではありませんが、以下の場合にもご契約の代理店または東京海上日動までご連絡ください。

ご連絡がない場合、重要なお知らせをご案内できないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

〈すべての補償共通〉

- ・ご契約者(▲1)の住所等を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
- ・相続、合併その他の包括承継があった場合は、遅滞なくご連絡ください。
- ・事故が発生した場合は、直ちにご連絡ください。

〈財産に関する補償〉

- ・建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡するときは、あらかじめご連絡ください(ご連絡がない場合は、建物等を譲渡・売却した時に保険契約は失効します。)。
- ・建物または屋外設備装置の増築、改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合は、あらかじめご連絡ください。

- この保険契約の保険期間は1年間です。ご契約の保険期間については、申込書等をご確認ください。

- この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約や共済契約がある場合は、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお受けができないことがあります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社等については、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

- 責任保険(賠償責任に関する補償(リコール事故の補償におけるサードパーティリコールを含みます。)および労災事故に関する補償のうち使用者賠償)において、被保険者(▲2)に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者*1は、被保険者が東京海上日動に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、東京海上日動に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、東京海上日動が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、以下の①から⑥までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、東京海上日動から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

*1 リコール事故の補償におけるサードパーティリコールについては、「被害者」とあるのは、「回収等実施者」をいいます。

- 保険料の払込方法は、以下のいずれかから選択してください(ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。)。原則として保険期間の途中で、ご指定いただいた払込方法の変更を行うことはできません。

金融機関での口座振替での払込みの場合は、保険料は始期日の属する月の翌月から請求されます(保険料振替口座の確認等の手続きが遅延した場合はこれと異なることがあります。)。

払込方法	分割払	一時払*4
金融機関での口座振替*2	○(5%割増*3)	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払取扱票	×	○
請求書(銀行等での振込み)	×	○

*2 払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。

東京海上日動に複数のご契約がある場合は、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合は、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。

*3 一定の条件を満たす場合は、割増のない分割払でご契約できます。

*4 一時払のご契約で全損失効となつた場合は、保険料の返還はありませんのでご注意ください。全損失効とは、財産に関する補償において、保険金を支払うべき損害の額が1回の事故で保険金額(*5)の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合に、その保険の対象の補償が終了することをいいます。

*5 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

*6 ご契約時に直接保険料を払込みいただく方法もあります。

- ご契約が共同保険契約である場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

- ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、東京海上日動までお問い合わせください。

- 質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券を質権者の保管とするとの合意があつたものとして、質権者に保険証券(本紙)を送付しますので、ご了承ください。

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、ご契約の代理店と有効に成立したご契約につきましては、東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

Web約款について

「ご契約のしおり(約款)」の提供方法について、「Web約款(東京海上日動ホームページ上で閲覧いただく方法)」または「冊子での送付」をご選択ください。東京海上日動では、地球環境保護のために紙資源の使用量削減に取り組んでおり、「Web約款」をご選択いただいたお客様をパートナー(Green Giftパートナー)として、使用量削減額の一部をマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に役立てる「Green Gift」プロジェクトを展開しています。詳細は東京海上日動ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご確認いただきますようお願いします。

このパンフレットは、超ビジネス保険(事業活動包括保険)の内容についてご紹介したものです。ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」をご確認ください。ご不明な点がありましたら、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-119-110

事故は119番・110番

受付時間: 24時間365日

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-691-300

受付時間: 午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

※土日祝の受付時間は、2018年4月1日より午前9時～午後6時に変更となります。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。